全日本民医連第39回定期総会

運動分銷

はじめに

先の総選挙で日本国民は、「国民の意思で社会のあり方を決めることができる」ことを経験し、新しい国づくりへ第一歩を踏み出しました。「派遣村」に代表される反貧困のとりくみ、後期高齢者医療制度撤回を求める運動、医師・医

学生増員運動など、私たちや国民の運動が大きな役割を果たしました。こうした前向きな変化を逆戻りさせず、憲法9条、25条が輝き、誰もが安心して暮らすことができる新しい社会、医療、社会保障制度へと転換させるために奮闘し

目 次	成の活動20
日 久	9節 経営活動の到達点と課題22
はじめに3	10節 共同組織の活動22
I 章 変革期の情勢~連立政権をどう見、	11節 民医連綱領改定学習討論運動22
運動するか4	12節 全日本民医連理事会・共済制度・
Ⅱ章 「構造改革」のもたらしたものと民	地協・県連機能について23
医連の10年	Ⅳ章 新たな前進めざして~長期の展望に
1節 情勢の大局的な流れと特徴 5	立ち、今後2年間の重点24
2節 構造改革と対峙した全日本民医連	1節 平和・民主主義の擁護、権利とし
<i>の</i> 10年······9	ての社会保障、健康権の実現を…24
3節 困難な課題を直視し、その克服を	2節 貧困と格差・超高齢社会に立ち向
12	かう民医連の医療活動を前進させ
Ⅲ章 総会方針に照らし、この2年間の活	よう26
動の特徴13	3節 これら民医連の事業と運動を担う
1節 この間のとりくみに確信を深めよ	医師養成・医学生対策の飛躍的前
う······13	進を······31
2節 権利としての社会保障を実現する	4 節 介護・福祉分野のとりくみ34
民医連の運動14	5節 民医連運動を担う専門職の確保と
3節 民医連の平和・憲法を守る活動の	養成35
前進16	6節 「構造改革」の抜本的転換期にお
4節 たたかいの中で加えられた民医連	ける経営活動38
攻撃17	7節 「あらゆる活動を共同組織ととも
5節 医療活動の特徴17	に」を徹底して貫き、共同組織の
6 節 介護・福祉分野の活動19	強化を39
7節 医師養成・医学生対策のとりくみ	8節 全日本民医連機能、県連機能の飛
19	躍のために39
8節 民医連を担う専門職および職員育	おわりに40
•	

なければなりません。

2009年臨時国会後、粘り強い運動で障害者自立支援法の「応益負担」が廃止されることになりました。厚生労働大臣は「障がい者の尊厳を傷つけた」と訴訟原告の前で謝罪しました。

今ががんばり時です。

歴史の転換期にあたり、民医連は共同組織の仲間とともに、いっそう共同や連帯を追求し、 平和・民主主義擁護の運動の前進、貧困と格差 に真正面から立ち向かう日常実践、権利として の社会保障の確立をめざし奮闘します。

〈総会の任務〉

- 1、「新しい時代の第一歩を踏み出した」情勢 認識を一致させ、今後2年間の活動方針を確認 すること。
- 2、「構造改革」と対峙した民医連運動の前進 面や課題について、全国の経験や教訓をもち寄 り、交流すること。
- 3、新綱領を代議員の総意で決めること。(別 議案として提案)
- 4、これら方針の先頭に立つ役員の選出と決算 ・予算を決定すること、です。

T 音

変革期の情勢〜連立政権をどう見、運動するか

今日の時代は、国民の力で政治や医療、社会保障制度を変えることのできる時代であるとともに、それを阻もうとする勢力とのせめぎ合いの時代です。私たち民医連への期待はいっそう高まります。平和、生活向上、医療、社会保障政策の抜本的転換を求めて奮闘しましょう。

新政権は、「『構造改革』から国民を守り、国民生活第一を貫く」、「コンクリートから人へ」などをスローガンに掲げました。毎年、社会保障2200億円削減政策からの転換や、公的医療費(診療報酬)を当面OECD(*1)平均並みに増やすこと、医師増員、介護・福祉充実など、多くの部分で私たちの要求を反映しています。これからの運動次第で、医療、社会保障政策を転換させる大きな可能性をもっています。

しかし、黙っていては要求が実現できないことも明らかです。オバマ政権に代わっても普天間基地の移転押しつけに見られるように日本政府に対する政策は変わっていません。政権への財界・大企業からの圧力は引き続き強大です。新政権が「構造改革」路線の転換に舵を切ったわけではなく、これまで一度も「憲法9条・25条を守る」とは言っていません。民主党内部には、改憲推進派や新自由主義的構造改革をさらにすすめようと主張するグループも存在します。「事業仕分け」でも大企業の権益や軍事費には

手をつけませんでした。未だに日米安保条約(軍事同盟)(*2)やアメリカの「核の傘」論にしばられています。

私たちは決して傍観者にならず、運動と提案力を高め、「連帯、参加、共同」の運動の「要」として役割を果たす決意です。

普天間基地撤去や核密約問題の解明(日米関係のあり方を変える=9条を守る)、後期高齢者医療制度廃止問題など(社会保障「構造改革」からの決別と転換=25条の実現)は、政権の憲法9条と25条に対する態度が問われ、この国のあり方にかかわる重要な問題です。

私たちは、「全日本民医連の医療・介護再生プラン案」(*3)をバージョンアップさせ、提案し共同を広げます。それは、「真に人権が保障される平等な社会=福祉国家」の概要をなすものであり、学者、医療・社会保障関係者、「非営利・協同研究所いのちとくらし」などと共同作業を行います。

2010年は、名護市長選挙、京都府知事選挙、 参議院選挙、沖縄知事選挙、さらには2011年に は統一地方選挙が行われます。国政にも暮らし にも大きな影響を与える選挙です。政治の主権 者として、革新自治体誕生、要求実現めざして 奮闘しましょう。 Ⅱ章

「構造改革」のもたらしたものと 民医連の10年

1節 情勢の大局的な流れと特徴

1. 新自由主義政策としての「構造改革」のねらい

急進的にすすめられた医療費抑制、社会保障削減政策は、「戦後政治の総決算」と叫ばれた1981年の臨調「行革」(*4)路線に始まり、1990年代半ば以降、戦後勝ちとってきた社会保障制度を根底から覆そうとするものでした。

この政策は、アメリカと日本の大企業が大儲けできる日本社会へと全面的な「改造」=「構造改革」を行い、医療や社会保障分野では国や企業の責任を放棄する一方で、医療や介護を営利の対象にする「民営化・市場化(商品化)政策」をすすめました。日本政府は1994年以来、毎年アメリカから出される「年次改革要望書」

(*5) に応え、医療分野では混合診療の容認や患者自己負担拡大、医療器機・医薬品分野の市場開放、民間医療保険拡大などをすすめました。このように他国の「要望」を受け入れ、忠実に実行する国は日本以外にありません。保険業法や会計制度の改定、郵政民営化もこれらの要求に応えたものです。

新自由主義的政策の本格的実施は1996年の橋本内閣からです。1997年には、9兆円もの国民負担が強行されました。消費税が増税され(3→5%)、健康保険本人の負担増(1→2割へ、2003年には3割へ)、老人医療費の定額負担拡大(2002年には定率負担化)など次つぎと改悪されました。民間医療保険はアメリカ系資本を中心に大きくシェアを伸ばしています。自己負担の拡大とともに広がりました。

2001年の小泉政権誕生を機に「構造改革」の 流れは一気に強まり、国民生活の全分野に激し いひずみを生じさせました。小泉首相(当時) は、日本社会の中に漂う閉塞感を逆利用し、「自 民党をぶっ壊す」「痛みをがまんすれば、未来 は明るい」と豪語しましたが、壊したのは国民 生活でした。

1999年には労働者派遣法が改正され、2003年には非正規雇用は製造業を含む全分野で自由化されました。「採算性の悪い企業では国際競争力に勝てない」と中小零細企業や農業などを潰し(食糧自給率4割の異常さ)、地方を疲弊させ、大企業をあらゆる面で優遇しました。

主要国別比較では、日本の社会保険に占める事業主の負担が異常に低くなっています。フランス44.7%、イタリア41.7%、スウェーデン41%に対し日本は27.1%にすぎません。しかし、フランスに進出した日本企業は同国の基準で支払っており、EU加盟国に比べて日本では個人負担(保険料+医療費窓口負担)が大きく増えています。

2. 財界・大企業の横暴と消費税 のあり方

日本の大企業(資本金10億円以上の金融・保険を除く全社)は内部に貯め込んだ利益(内部留保)を1998年からの10年で98兆円増やしました。「派遣切り」、「期間工雇い止め」の先頭を切ったトヨター社だけで12.6兆円もの利益を貯めこみ、2009期も株主への中間配当を627億円も行っています。

金持ち優遇税制の一つである株式の売買益・配当益の税率はわずか10%(本則20%にもかかわらず)です。例えば、サラ金大手会社会長の年間株配当益40億円に対する税率は、勤労世帯の税率を大幅に下回ります。

消費税が導入されて20年経過しました。この間に消費税額は累計213兆円増収となる一方、 法人3税(法人税、法人住民税、法人事業税) は184兆円減収となりました。お金持ちにも赤ちゃんにも同率で課税する消費税分のほとんどを大企業減税に回したことになります。トヨタ、キヤノンなど輸出大企業は、輸出製品の海外での販売には消費税を課税できないという口実で、材料の仕入れにかかった消費税分を国から還元させています。しかし、医療機関は購入する医療材料や経費には消費税がかかるのに、消費税分がすでに含まれていると説明される診療報酬は引き下げられる一方で、医療経営を圧迫する大きな要因となっています。医療にこそ「ゼロ税率」(*6)適用が必要です。

諸外国並みに大企業や富裕層への課税を行い、世界第5位にまで膨れあがった軍事費を「聖域」とせず手を入れれば、消費税を上げる必要はまったくありません。イギリスなどEUや北欧の消費税率の高さに比べ、日本の消費税率の低さが問題にされますが、多くの国では生活必需品などは低率・非課税となっています。すべての消費に一律課税される日本の一般消費税と単純に比較することはできません。

構造改革は国民生活に深刻な 影響~「貧困と格差」の異常な 拡大

(1) 国民生活の苦難

全国民の2割が生活保護基準以下の収入で暮らし、1人親世帯の8割は生活保護基準以下の生活を強いられています。2つも3つも仕事を掛け持ちせざるを得ず、それでも「学校給食が唯一のまともな食事」「子どもが給食を家に持ち帰り、皆で食べている」といった状況すらあります。

1人親の生活保護世帯では、「健康上の理由で就労できない」が65%となっています。生活破壊は健康破壊に直結しています。人生のスタートラインからの貧困は、発達の阻害や希望(自己肯定感)の喪失という「負の連鎖」を生み出しており、貧困の克服は急務です。

日本には貧困世帯を根底からささえる公的機能(セーフティーネット)がほとんどなく、生活保護を受けることができる基準が高く設定されています。自公政権のもとで生活保護の老齢・母子加算が廃止(*7)されました。しかし、

廃止撤回を求める裁判が行われ支援の輪が広がっています。昨年末、世論と運動によって新政権のもとで母子加算は復活させました。全日本民医連SW委員会が行った老齢加算廃止の影響調査では、多くの人が「1日2食ですませている」「外出や近所づきあいを控える」といった状況です。生活保護費を下げることは、憲法25条の「最低限度の生活」の基準を下げることにほかならず、労働者の最低賃金制度に連動するものです。

保育所の入所定員が絶対的に不足しており、 待機児は2万8000人を超え(2009年・厚生労働 省)、働きたくても働けない人が増えています。 国連の人権条約で高等教育の無償化条約を批准 していない国は日本とマダガスカルの2カ国の みで、OECD加盟30カ国中、高校教育はほと んどの国がすでに無償であり、大学教育無償実 施国は半数を超えています。子ども、高齢者、 障がい者などを大切にしない社会に未来を見い だすことはできません。

全労働者の賃金は2008年度統計で、1998年に 比べ92.4%(年額減少32.5万円)に落ち込み、 この間、非正規雇用労働者は579万人増える一 方、正規雇用労働者は408万人減少し、3人に 1人以上が非正規という異常さです。20歳代の 約半数が非正規雇用です。そして、非正規雇用 労働者の64%が年収200万円以下の生活を強い られ、多くは労災や健康保険も適用されないな ど無権利状態になっています。

日本で働く外国人労働者の登録数も2008年末で221万人を超え、「技能習得」などを建前として実際には最低賃金以下の不当な低賃金で働かされ、健診などはなく、結核などが広がっているといれています。雇用破壊をもたらした労働者派遣法を直ちに全面「改正」すべきです。

この1年間、失業者は90万人増加し、376万人と過去最高になり、派遣切り、契約満了、請負中止などで職を失った人は25万人にのぼります。トヨタ、キヤノンなどの日本のトップ企業が率先して派遣切りを行いました。労働者は「商品」ではありません。働くことは憲法27条に定められた国民の権利です。国はこれを保障する義務があります。

正規労働者も差別賃金、成果主義賃金(*8)、 過重労働によって心身を病み、1998年度健診で 有所見率が40%だったものが、2009年度では51.3%と急増し、過労死・過労自殺も増加しています。中でもメンタルヘルス関連疾患は厚生労働省の統計でも、この10年間で2.4倍に膨れあがっています。

国の中小企業対策費は駐留米軍に対する「思いやり予算」(*9)よりはるかに低く、倒産件数は四年連続増加しています。しかも「事業仕分け」で中小企業対策費も当初予算を17%も削減されました。日本経済をささえてきた物づくりや中小零細企業はさびれ、安い外国製品などに取って替わられています。全国展開を行っている大型資本によるショッピングモールの進出と、生活の困難による消費の落ち込みによって、全国どこでも商店街は「シャッター通り」化しています。

〈国民健康保険など医療保険制度の深刻な実態〉

国民健康保険(約5000万人)加入世帯の4分の3は、年所得200万円以下であり、2008年の滞納率は20.9%となっています。資格証明書(*10)発行世帯(実質「無保険」状態)が34万世帯になっています。払わないのではなく、高くて払えないのが実態です。しかも、払わない人には、行政が児童扶養手当など、生活をささえる原資の差し押さえまで強制執行する事態も起きています。

最も高額な保険料を徴収しているパナソニックの城下町・寝屋川市では年所得200万(40代夫婦と子ども2人世帯)の保険料は50万3900円にも上り、市の国保滞納率は3割を超えています。

この最大の要因は1974年49.8%あった国庫負担率が2007年には25%まで下げられたことです。その結果、1974年当時一人当たり39,020円だったのが、2007年度には84,367円と2.16倍も増えています。

国保の場合、本人、家族とも窓口では3割負担を払わなければなりません。さらに国民年金、介護保険料・利用料の支払いなども加わります。子どもがいる世帯にも資格証明書が発行され、2008年9月現在、全国で中学生以下の資格証明書発行世帯は3万3000世帯、高校生の無保険者が1万人にものぼりました。国保法が改定され、国会で中学生以下への資格証明書発行は中止さ

れ、高校生の無保険状態をなくすとの表明がされました。しかし、短期保険証が自治体の窓口に留め置かれ、取りに行かない限り使えないのが実態です。生活保護世帯・人は、2009年12月時点で130万世帯・181万人と、1995年以来増加の一途をたどり、抑制政策をとり続けているにもかかわらず過去最高を日々更新しています。

2008年、国保証取り上げによる「手遅れ死亡」 事例は判明しただけで31人にのぼります(全日本民医連調査)。国保法第1条は「もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」となっていますが、国による自己責任の強要、国庫負担の削減などによって、もはや社会保障といえる状況ではありません。医療機関の窓口未収金も膨大な額になっています。

2010年5月以降、後期高齢者制度の対象となる75歳以上の高齢者に資格証明書の発行が適用されようとしており更に深刻です。協会けんぽ(旧政府管掌健保)も都道府県単位になり、財政赤字を理由に大幅な保険料値上げが予定されています。国庫補助金は削られたままです。

1998年以来、2009年度(速報値)も含め12年 連続で自殺者が3万人を超えました。異常な自 殺率の高さです。人間のいのちを大切にする国 への転換を願わずにはおられません。

(2) 医療、介護、社会保障の崩壊

「医療や社会保障に税金を使うのは無駄」として、社会保障費をこの8年間で8.3兆円も削減した結果、深刻な医療・介護崩壊が起きました。「地方公共団体財政健全化法(財政健全化法)」(*11)と「公立病院改革ガイドライン」(*12)のもと、自治体病院への財政支援がどんどん削られ、赤字で合併や廃止があい次いでいます。大学病院や公的病院も同様です。こうした政治が、全国各地で起きている「救急受け入れ先がない」「お産できる施設がない」などの事態を生み出しました。また、大流行した新型インフルエンザへの対応は、日本の公衆衛生行政のお粗末さを露見させました。保健所を減らし続けてきた問題が浮き彫りになっています。

医療費抑制のために実施した後期高齢者医療制度ほど、人間を粗末に扱う制度はありません。また、公的医療保険のある国で、成人の自己負担が3割という高率の国はほとんどなく、多く

の国は無料が原則です。

昨年4月で介護保険法は施行10年目を迎えま した。「介護保険の10年」は「構造改革の10年」 でした。利用者・家族の生活や介護よりも「財 政の論理 | を優先させた徹底的な給付抑制方針 のもとで、介護の取り上げや報酬引き下げ、基 盤整備の総量規制が実施されました。創設時に 掲げられた「介護の社会化」の理念は放棄され、 家族介護の強要と介護の営利化・市場化が進行 しています。軽度介護の切り捨て、施設などの 居住費・食費の保険外しを強行した2005年の制 度改悪は、利用者、事業者双方に困難を押しつ けるものでした。あい次ぐ制度改悪のため、介 護は2つの危機に瀕しています。1つは、深刻 な人手不足と経営難による介護事業所存続の危 機、2つ目は、必要なサービスを受けられない 利用者・家族の介護と生活の危機です。「介護 心中・介護殺人 事件は、介護保険ができて以 後、むしろ増加しています。「誰のための」「何 のための | 介護保険なのかが正面から問われて います。特別養護老人ホームへの待機者は42万 人を超えています

歯科医療の危機が深く進行しています。収入階層による歯科受診率の格差が極端で、貧困層は歯が痛くても歯を失って噛めなくなっても受診できず、がまんしています。そのための劣悪な口腔状態が健康悪化や社会参加の障害となり、貧困の連鎖を生んでいます。これまで「歯は命に関係ない」と歯科医療、診療報酬は軽視されてきました。歯科経営は厳しく、歯科医師の「5人に1人がワーキングプア(年収300万円以下)」と報道される状況です。

4. 構造改革の対抗軸と新しい世 界の動き

(1) 憲法に定められた国民の権利

日本国憲法は、すべての国民は「基本的人権」が保障され、これらは「侵すことのできない永久の権利」(97条)と定めています。とりわけ25条では生存権、26条では教育権、27条では労働権が定められ、それぞれ具体的条項を付して実現への道を示しています。こうした見地から、今この国で起きていることを問い直すと、この間すすめられてきた政策がいかに憲法違反であ

るかを物語っています。

(2)権利としての社会保障を貫き、「自 己責任」論の克服を

権利としての社会保障がゆがめられています。 国や大企業、自民・公明党政権は、自己責任を 前提とした「自助・共助・公助」論を振りまき、 国民は孤立、分断されてきました。国の責任の 放棄と自己・家族責任の強要、競争をあおって きた結果です。自己責任論は、イラクでの日本 人青年の人質事件の際に顕著になりました。こ の考えは、現在もメディアなどを通じて宣伝が 続き、国民に浸透しており軽視できません。反 貧困ネット事務局長の湯浅誠氏は、イスとりゲ ームになぞらえて「どんどんイスの数を減らし ておいて、イスに座れなかったのはアンタのせ い|というのが「自己責任論|と言っています。 世界青年意識調査でも日本の青年の「自己肯定 感の低さ」が際だっています(2006年・内閣府)。 1997年、政府が「成人病」という呼称から「生 活習慣病 | と置き換えたことも同じ意味合いで す。

私たちは「孤立に対し連帯」「分断に対し共同」「健康の自己責任ではなく健康の自己主権」「権利としての社会保障」という立場に立ちます。患者や利用者の生活背景を多角的にとらえ、日常の実践とケースカンファレンスなどを通じて、「誰でも人間らしく生きていく権利がある」との人権意識を高め、自己責任論を乗り越えていきましょう。

(3) 軍事大国化と利益第一主義から平和 の創造を

「利益第一主義」による経済活動は地球温暖 化・環境破壊という危機をつくり出しました。 最大の環境破壊行為は戦争です。

アメリカでは「ブッシュの戦争」で多くの若者が死にましたが、戦争をやめようとはしていません。戦争をすればするほど儲かる軍事産業の主要なメンバーが国の中枢を占め、国家予算に占める軍事費は4割にも達しました。片方に戦争で巨利をあげる者がいて、他方に彼らのために戦地に追いやられる貧しい若者がいます。ちなみに1945年の日本では、予算に占める軍事費は85%にも上りました。戦争と人権はまった

く両立しません。

オバマ大統領は、平和や核兵器廃絶を唱える一方で、アフガニスタンに軍隊を増派、在日米軍再編強化を強要する矛盾を抱えています。世界一の軍事力によって国際紛争を解決しようとするアメリカと、「国の交戦権を認めない」とする憲法9条を持つ日本とは「価値観」が違います。9条を持つ国、唯一の被爆国日本が、平和を力に国際的に果たさなければならない役割がいっそう大きくなっています。憲法9条は世界を変える「力」があります。

(4)資本主義の本質と限界、「ルールある経済社会 | へ

一方、「ルールある経済社会」を求める大波 が世界中で起きています。

中南米では多くの国で親米政権が退き、貧困 撲滅を掲げる政権が次つぎと誕生しています。 キューバは、アメリカからの経済封鎖の影響を 受け1人当たりの年収がアメリカや日本の40分 の1という貧しい国です。しかし、50年間の徹 底した平等政策の下、医療費、教育費の無料制 度が続けられています。人口当たり医師数は日 本の3倍であり、住民参加に裏付けられた保健 予防と健康管理で、世界トップクラスの健康度 を達成しています。

EU加盟国では、新自由主義政策を安易に採用せず、健康格差解消にむけた国の指標を掲げるなど、公的責任を明確にし企業の横暴に規制を加え「ルールある経済社会」を前進させています。北欧では、医療・介護・教育への公的支出が大きく、安定した経済成長を実現し、格差

の少ない社会をつくっています。非営利・協同 の企業体が多いのも特徴です。

アメリカでは新政権のもと富裕層への課税、 公的医療保険制度導入の動きを見せています。

地球温暖化を防ぐ新たな国際的協定づくりも 始まっています。

日本は全世界の約1割にあたる年間約500兆 円のGDPを有しているにもかかわらず、富を 大企業や一握りの富裕層が独占し、一方で労働 者をモノのように使い捨て、医療や社会保障、 教育などを先進国中で最低ランクです。またこ の間、蓄積されてきた富の大部分が金融投機に 注ぎ込まれ、新たな産業や雇用を生み出す投資 にはほとんど使われなかったことが明らかにな っています。経済は国民の幸せのためにこそあ ります。

2009年、日本で政治の大きな変化が起こりました。この変化を国民本位に切り替えるチャンスです。外需依存中心型経済から内需拡大・地域循環型社会に転換させることが重要です。経済成長率の高い北欧を見るまでもなく、医療、介護・福祉、教育などの拡充や、製造業など中小零細企業へ支援を行うことは雇用を増やし、地域経済を活性化させ、GDPの6~7割を占める個人消費を引き上げます。今後、医療、介護の需要はいっそう高まります。生活関連の雇用を増やし、生活できる賃金を保障することこそが安心社会をつくります。

今、世界も日本も、大きく変わろうとしています。私たちは歴史の歯車を社会進歩の方向に動かす一員として役割を果たさなければなりません。

2節 構造改革と対峙した全日本民医連の10年

第34回総会(2000年)は、21世紀初頭の課題として「人権と非営利」「より開かれた民医連~連帯と共同」「働きがいと事業所の発展の統一」「安心して住み続けられるまちづくり」の4つを掲げました。この立場から私たちは、①構造改革に正面から立ち向かい共同を広げ、たたかうこと、②患者の人権と事業所の経営を守ること、③これらの事業と運動を担う人材を自らの手で育てることの3つの課題を、どれも弱めることなく統一して追求してきました。

この10年、逆流に抗して踏みとどまり、善戦 健闘し新しい地歩を築いてきました。民医連綱 領と総会方針が羅針盤として大きな役割を果た しました。

社会保障を守り、発展をめざ すとりくみ

私たちは、社会保障改善運動を「民医連のたましい」と位置づけ活動してきました。事業所の中だけでは、地域で起きている深刻な受療権

の侵害や「貧困と格差」の実態はつかむことは できません。最も困難な人は受診すらできません。この間「事例にこだわる」「地域に打っと でる」「人権のアンテナの感度を高める」ことを強調してきました。大阪民医連が5年前に見るように を強調してきました。対して見るようにが 事実をまとめ民医連内や行政、マスコミなどに 発信してきました。こうした活動が寒冷地生活 実態調査や高齢者生活実態調査など多くのがって と現場からの事実による告発活動につながって います。「貧困や格差の実態をつかもうとと得 ば、医療問題では民医連に行き着かざるを得 い」というのがマスコミ関係者の評価です。

医療や社会保障構造改革ストップのために、中央社会保障推進協議会(中央社保協)(*13)や医療団体連絡会(*14)(6団体で構成)、「軍事費を削って医療・福祉・教育にまわせ」国民大運動実行委員会などと共同の運動をすすめてきました。中央社保協に事務局長を派遣し、地域社保協など共闘組織の中でも大きな役割を果たしています。各地域で共闘組織の中心的な役割を担って奮闘しています。

この間の大きな特徴は、これまでつながりが ほとんどなかった多くの団体や個人との連携や 共同を広げてきたことです。医療界のオピニオ ンリーダーはじめ日本看護協会や日本慢性期医 療協会(旧療養病床協議会)、全国自治体病院 協議会はじめ病院関係団体、介護関係団体との 懇談や連携、共同行動を行ってきました。その ことが運動の発展と具体的な成果に結びついて います。

2. 平和と9条を守るとりくみ

2001年の「9・11」以後、ブッシュ政権によるイラク、アフガニスタン戦争の開始と連動し、憲法9条を変え日米軍事同盟を強化しようとする動きが強まりました。自民・公明政権は「押しつけ憲法」「国際貢献」などをふりまき、自衛隊の海外派兵を強行しました。自民党結党50年には改憲案が出され、安倍政権は改憲を可能とする国民投票法(*15)を強行成立させ「自分の内閣で改憲する」と公言しました。

しかし、2004年に大江健三郎氏、梅原猛氏ら 9氏のよびかけで始まった「9条の会」は全国 津々浦々に広がり約7500の「会」が結成されて います。この会には、戦争体験者、自衛隊は専守防衛に徹すべきといった人、首長経験者や保守系議員など幅広い人が参加し、「ともかく戦争反対、改憲反対」という一点で活動しています。張本勲さん、吉永小百合さん、沢田研二さんはじめ多くの著名人が意思表示をしています。世論調査では63%が「憲法9条を変えるべきではない」と答えています(2008年5月3日付「読売」)。圧倒的多数の国民の声であり、9条の会の広がりと世論調査の結果が並行しているのが特徴です。

しかし、国民投票は2010年5月以降、国会の発議があればいつでも実施できる情勢です。鳩山首相自身が改憲を公言しており、「靖国派」と呼ばれる改憲勢力が虎視眈々と巻き返しを狙っていることを軽視できません。

民医連は「武力で平和は実現しない」と戦争に一貫して反対してきました。原水禁世界大会(*16)には毎年千数百人の民医連関係者が参加しています。2004年以来、第19次にわたる辺野古支援連帯行動(各県連実施含め約2000人以上の実参加者)はじめ、平和を守るたたかいや憲法を守る活動を重視し、運動してきました。

3. 医療安全・医療倫理・医療の 質向上をめざすとりくみ

21世紀は激動の中で幕を開けました。耳原総合病院セラチア菌院内感染問題(2000年)、川崎協同病院、京都民医連中央病院の事件(2002年判明)や幾多の医療事故問題に遭遇しました。政権政党(当時)は、これらの事件や事故を最大限に利用し、本格的な「民医連つぶし」の攻撃をかけ、「人殺し病院」の見出しをつけた数千万枚に及ぶ攻撃ビラをまきました。国会では自民党議員が公然と民医連攻撃を行いテレビでも放映されました。民主的な運動の先頭に立つ民医連をつぶすことで運動を押さえ込もうとする狙いでした。

民医連はこの事件や医療事故・院内感染問題で、医療安全は人権保障の重要な柱であることを再確認し、①なによりも患者の人権を最優先する姿勢の確立、②共同のいとなみの医療の確立・患者参加の重視、③事実に謙虚に向き合う姿勢の確立、などの教訓を導き出しました。セラチア南院内感染問題で外部の責任者としてか

かわった医師から「これだけ真摯に教訓を伝えようとしている医療機関は他に見られない」と評価されました。川崎では、何度も地域に出かけ、「終末期医療のあり方」を考える住民公開講座も行いました。京都では、管理運営のあり方について徹底的に検証しました。こうした方針と実践を通じて、住民としっかりした結びつきを強め信頼を得、攻撃を跳ね返しました。

これらの経験をもとに、全国の民医連事業所 で徹底した自己分析を重ね、医療安全、医療倫 理など、医療の質向上、管理運営の改善をめざ すとりくみをすすめました。

全日本民医連は医療安全交流集会などを通じて教訓を徹底し、医療事故報告制度の開始、警鐘的事例の収集と発信、副作用モニター制度の拡充を行い、『院内感染予防マニュアル』『転倒転落事故を予防するために』『みんなで取り組む注射事故予防』などにまとめ民医連内外にすとしました。さらに、いち早く「公正中立な医療事故問題を扱う第三者機関」(*17)の設置を提唱し、2004年6月には広く国民、医療関係者に呼びかけて「なくそう医療事故、高めよう患者の権利」シンポジウムを開催し、すすんだ国の視察を通じて第三者機関のあり方について提言を行うなど運動を続けてきました。

4. 医療・社会問題へのとりくみ

2000年、厚生労働省は「健康日本21」をスタートさせました。これに対し全日本民医連は、WHOオタワ宣言の「一次予防を重視」するなどの積極面を持ちつつも、国民の健康権を保障するという視点が欠落していることを指摘し、住民参加、職場・居住の環境づくりの中に健康づくりを位置づけるよう求め、見解を明らかにしました。しかし国は、民医連や日本公衆衛生学会などの勧告を無視し、医療費抑制を目的とした自己責任に基づく健診制度へ後退させました。

健診、健康づくりの運動を重視していることは民医連の大きな特徴です。また、アスベスト被害、原爆症、労災職業病、大気汚染公害や水俣病、薬害など医療・社会問題に、被害者の権利を守る立場から積極的にとりくんできました。全国の振動病、じん肺の患者の多くが民医連事業所の患者であるように、民医連のこの分野で

の活動は医療界の中でも際立っています。1998年冬、全日本民医連と全労連が中心になり、学者・研究者も加わって「働くもののいのちと健康を守る全国センター」を発足させました。2009年現在27県にセンターができ活動しています。同全国センターに事務局長を常駐派遣しています。

5. 介護保険導入と民医連のとり くみ

介護保険制度は過大な家族介護への負担軽減 を理由に『介護の社会化』をうたい、それまで の措置制度から介護保険制度として導入されま した。しかし、一方介護保険制度は構造改革の 一環として、高齢者の医療費、介護費用に政府 の負担を少なくし、介護分野をビジネスチャン スとして営利企業に開放することを意図したも のでした。コムスンをめぐる一連の事態は、市 場原理に基づく営利の追求と介護に求められる 公共性とはまったく相容れないもの、とあらた めて示しました。

民医連は、2000年の介護保険創設を機に、介 護・福祉分野を重視し、制度の矛盾に立ち向か い、たたかいつつ、生活を丸ごとささえる事業、 介護実践にとりくみました。2009年4月現在で 介護保険指定サービス事業所数は在宅サービス を中心に2500に達し、約75%を医科法人、20% を社会福祉法人、5%をNPO法人、株式会社 などが担っています。この10年で特別養護老人 ホームは3施設から18施設に、老健施設は29か ら46施設に増え、地域密着型サービスや地域包 括支援センターなどの新設事業や、住まいづく りなど制度を超えたとりくみにも挑戦してきま した。介護分野の職員数は2001年から2007年ま でに5倍化しています。医科法人の事業収益に 占める介護分野の割合は13.7%を占めるに至っ ています。

制度改善のたたかいでは、利用者・家族の実態から問題点を発信し、福祉用具の利用基準をはじめ、制度の改悪を押しとどめるなど重要な成果を勝ちとってきました。各自治体で、利用料や保険料の減免、上乗せ・横出しサービスなど独自施策を実現させています。

6. 大きく前進してきた共同組織 の活動

共同組織を『民医連運動にとって不可欠の構 成要素』と位置づけ、この10年来、「安心して 住み続けられるまちづくり」「あらゆる活動を 共同組織とともに | をスローガンに掲げ、健康 増進、平和・社保活動、助け合い、医学生への 援助活動はじめ人づくりや出資、利用など具体 的な経営・運営参加など事業所を支え、民医連 運動のあらゆる分野でなくてはならない存在と して役割を強めてきました。この10年間で共同 組織は65万増加し340万、「いつでも元気」は1.5 万部増え5.6万部の到達となりました。全国集 会の準備と日常交流を目的とする全国連絡会へ の参加県連(第38期は36県連から代表派遣)も 増えました。2004年の総会で確認した今後10年 間で400万、「いつでも元気」10万部の実現にむ けて、さらに質量とも強固な共同組織目指しま しょう。次期、集会は全国で初めて老人医療無 料化が実現した岩手で開催されます。被爆地長 崎から全国初の老人医療無料化を実現した岩手 へ、まさに9条から25条へつながるものとしま しょう。

7. 民医連の経営活動と医師養成、 組織現勢

2000年、第34回総会では、「これまでの延長 線上の努力では第一線の医療を継続・発展させ ることはできない | とし、「医療経営構造の転 換」を提起しました。1998年から2004年まで「支 出抑制型とならざるを得ない」との認識のもと で経営改善のとりくみをすすめ、2000年度には、 医科法人合計の経常利益率は2.1%と過去最高 の水準に到達しました。しかし、2002年以降4 回の診療報酬改定で、計7.73%も引き下げとな り、介護報酬は制度発足以来2回連続で引き下 げられました。さらに患者負担増による受診・ 利用の抑制など、社会保障費の徹底した抑制に よって、民医連の経営を直撃しました。

民医連は費用管理とともに収益拡大の追求も 重視してきました。しかし、民医連の外来患者 件数・延べ数ともに2001年をピークに減少傾向 が続いています。経常利益率は、2000年度をピ ークに、2002年から2005年は1%台で、2006年 以降は1%以下まで落ち込んでいます。

こうした中、全日本民医連への改善計画報告 を必要とする「要対策項目該当5ポイント以 上 | の法人数は、2000年度17法人から毎年増加 し、2008年度に58法人(36%)に達しています。 連続的な損益の悪化は、経営管理の弱点とも重 なって、資金危機として表面化し、2006年には 徳島健康生協に、2007年には川崎医療生協に、 全日本民医連の対策委員会が設置されました。

全国の病院数は2000年以降の八年間で約500 減少、病院の1日あたり患者数は180万人から 130万人に減少しています。多くの医療機関が 赤字となり、経営破綻や経営譲渡なども増加し ています。その中で民医連経営は、医療活動を 軸に介護福祉分野へも積極的に活動を広げ、「た たかいと対応」の方針のもと総合的にとりくみ、 黒字法人比率66% (2000年82%) と、よく踏み とどまり全体として奮闘してきています。

医師数抑制政策の中で、民医連の医師養成の 特徴は大学医局に依存せず、独自の医学生対策 や医師研修の受け入れを行ってきたことです。 総合力と一定の専門性をもつ医師を養成するこ とを目的に、過去、4000人以上の医師を自前で 育ててきました。この実績を踏まえ、2004年度 から始まった新医師臨床研修制度(*18)にお いても積極的に医師養成に挑戦し、2004年~ 2009年の6年間で、57の管理型臨床研修病院で 初期研修医を1068人 (2009年度マッチングまで の5年間)受け入れました。「ニポポー「群星ー など他の臨床研修病院と共同して地域の医療を 担う医師養成をすすめました。また、全国にあ る93の家庭医養成プログラム中、民医連の参加 するものは41あります。

そして今、民医連は加盟事業所数1761、職員 数約8万人(常勤5.1万人、パート約3万人)、 共同組織340万という、日本の医療・介護の分 野で確固たる位置を占める事業・運動体に成長 しています。『いつでも元気』は2009年度に創 刊200号を超え、5.5万読者を有しています。

3節 困難な課題を直視し、その克服を

このような前進とともに、民医連運動をすすめる上での困難や課題も鮮明になっています。

第1は、医師、医学生対策です。2009年度現 勢調査では常勤医師数は2年間で186人減少し ました。15年前と比べ、医師の中心層は40歳代 から50歳代へ移行しています。10年後に民医連 運動を担う医師集団は育っているでしょうか。 民医連の「心」をもった大量の医師集団をつく り出すことなしに、民医連運動の継続や前進は 困難です。

第2は、経営管理のいっそうの改善、飛躍です。病院などの建て替えや耐震補強などリニューアルで大型投資を必要とする事業所が少なくありません。こうした中で、経営を守る活動は総力をあげてとりくむ重要な課題です。

第3は、民医連運動の中心的な担い手である

医師、看護師、事務など幹部の不足です。定年期を迎える世代があり、経営困難に伴う事務系の採用控え、急速な事業拡大などが要因です。 幹部養成、保全が重要です。

第4は、県連や地協機能の強化です。1法人 1県連の努力だけでは、前進が困難な時代です。 全国・地協・県連機能を強めるとともに、法人、 事業所の民医連運動への自覚的結集が不可欠で す。

医師問題や経営問題など私たちがかかえる困難や課題は、他の医療機関や患者、国民のかかえる困難と根は同じです。「目を内に向ける」ことなく、医療や社会保障政策の転換をはかる中で、自らがかかえる課題を前向きに解決していく視点で奮闘しましょう。

Ⅲ章

総会方針に照らし、この2年間の 活動の特徴

1節 この間のとりくみに確信を深めよう

この2年間、あらゆる活動に「まっすぐな人権意識」を貫くことを確認し活動してきました。 平和と憲法の危機、貧困と格差、医療・介護の崩壊の中で、民医連は、これらの課題と正面から向き合い、ナースウエーブやドクターウエーブ、介護ウエーブ、歯科ウエーブなどの大波を起こし、平和を守り、構造改革の転換を迫る運動に全力をあげました。

職場では、一人ひとりの患者、利用者に寄り添い、療養、生活をささえる活動を行ってきました。地域では、共同組織の仲間とともに、健康づくりと誰もが安心して暮らせるまちづくりのために奮闘しました。

このような運動によって大きな成果を生み出 しました。 4半世紀ぶりに医師数抑制政策を転換させ、 1221人もの医学部定員増を実現させたことは、 日本の医療運動の中で歴史的な成果です。参議 院での後期高齢者医療制度廃止法案可決、原爆 症集団訴訟における原告側が21連続勝訴、肝炎 対策基本法の成立、水俣病大検診、核廃絶にむ けての運動の前進など、国民的運動と私たちの 共同運動があったからこそ、実現できたことで す。

テレビ金沢が作成し全国ネットで放映され、 その後新書にもなった「笑って死ねる病院」に 紹介された石川・城北病院の活動が大きな感動 を呼んでいます。番組や本の中で紹介されてい る実践は、民医連がすすめている医療・福祉の 活動そのものです。この本にふれ、民医連での 研修を決意した医学生も生まれました。無料低額診療事業(*19)の活用や国保法44条(*20)を適用させるとりくみも「民医連ここにあり」を示したものです。

川崎医療生協への全国的連帯基金(*21)の 発動(完全返済)や、徳島健康生協の経営改善 など、経営困難や災害に対して、民医連は全国 連帯の力を大いに発揮しました。こうしたこの 2年間の活動を確信にしましょう。

総会方針を全職員や共同組織の仲間の確信とするために学習月間にとりくみました。運動方針や全日本民医連の「医療・介護再生プラン案」、綱領改定草案の理解を深めるために、総会DVDなどを作成しました。学習運動は5県連が職員参加率100%を達成し、全体では72%でした。

全国の方針や経験から学び経験を生かすことは、 さまざまな活動の前進の糧になっています。

民医連と職員、共同組織をつなぐ『いつでも元気』の職員購読率は平均で34.7%(最高100%、最低7.1%)です。職員読者比が10%程度に留まっている県連もあり、とりくみを強めなければなりません。また、医師に対する制度教育が全体として遅れており工夫が必要です。

加盟事業所数は1743から1761に(2010年1月 現在)、職員数は2年間で2730人増加し、常勤 換算で6万7829人になりました。介護分野やリ ハビリ関連の職員数が大きく伸びています。病 院数は三減、訪問看護ステーションは344から 322へ減少した一方、小規模多機能施設など在 宅関連事業所は増加しました。

2節 権利としての社会保障を実現する民医連の運動

1. 憲法25条村を実現させた「派 遣村」のとりくみ

2008年末に起きた大規模な派遣切り、雇い止めなどによって多くの労働者が路頭に迷う事態が生じました。自公政権は「日本に貧困問題はない」「格差はかならずしも悪くない」「努力されたものが報われる社会が是」とし、貧困の実態は明らかにされてきませんでした。貧困研究も遅れた分野でした。しかし、多くの団体・個人が連携し「派遣村」が生まれました。

多くの国ぐにでは、貧困問題は「生活保護率 の高さ」という形で表れ、国や自治体が責任を もって対応しますが、日本では貧困=即「生存 の問題 | そのものとなって表れました。派遣村 には民医連の多くの仲間がボランテイアで駆け つけ、診察などを行いました。派遣村の1日の 受診者130人全員が無保険者であり、その日の うちに4人が入院しました。日比谷「派遣村」 は、多くの市民、全労連や連合、政党の共同し た運動でした。市民の「参加・連帯・共同」を 基調とする従来にない運動として注目を集め、 国を動かしました。1月2日には厚生労働省の 講堂を開放させ、住所がない人も生活保護を受 け付けさせるなどの成果を勝ちとりました。派 遣村は「新自由主義の入り込む余地の一切ない、 憲法25条村」といえる運動です。

民医連は、共同組織とともに各地で多くの団体・個人と共同して、生活・医療援助など生存権を守る活動を広げました。「住まい」を提供するなど、困難な人の最後のよりどころとして役割を果たしています。

2009~2010年の年末年始は公設派遣村ができました。一歩前進といえますが、住まいや職を求める人はあとを絶たず、昨年より入村者が増えたにもかかわらず、行政の対応は極めて不十分です。民医連の多くの仲間が支援活動に参加し、他の団体、個人といっしょに生活や健康相談活動にとりくみました。

2. 無料低額診療事業への挑戦

第38回総会でよびかけた無料低額診療事業は、「必要性は薄らいだ」としてきた政府見解を国会で小池晃議員が取り上げ、ただしたことから「各自治体の判断で受理されるべき」との行政指導により制度活用に道が開かれました。

民医連事業所では、すでに実施していた80の事業所に加え、この1年間で新たに61事業所が受理され、24事業所が現在、準備中です。全実施医療機関の4割以上が民医連の医療機関で、患者の受療権を守るうえで重要な役割を果たしています。老健施設でも積極的に同制度の活用が行われています。

実施事業所では記者会見し、町内会、小中学

校、他医療機関を訪問するなど制度の紹介と活用を呼びかけ、多くの期待が寄せられています。マスコミも注目しています。実際、医療から排除されていた人の受診が多く、その後、生活保護の申請などにつながっています。制度利用者の疾患別統計をみると、整形疾患やがん、糖尿病が多いのが特徴であり、生活苦が受診抑制を助長し必要な治療を阻んでいる実態がうかがえます。

しかし、いまだに受理しない自治体があり、 とりくみの強化が必要です。また、この制度は 保険薬局には適用されず、減免分は医療機関の 持ち出しがほとんど(旧公益法人、生協法人、 老健などは固定資産税など非課税制度あり)で す。適用事業所や減免制度の拡大とあわせて国 保法44条の適用の拡充や生活保護取得基準の緩 和などの運動が必要です。石川・輪島健康友の 会などが設けている「助け合い基金」(薬局の 負担分相当を援助する)(*22) についても、 学び検討する必要があります。

3. 全日本民医連の医療・介護再 生プラン案を力にした運動

全日本民医連の「医療・介護再生プラン案」 (第38回総会)をもとにシンポジウムを行い、 積極的に提言し運動を強めました。この提言は 日本の医療・介護のあり方や、「税金の集め方、 使い方を変えるだけで医療、社会保障の拡充は 可能」と財源確保の道筋を示したものです。今 や民医連が提起した「再生プラン案」の内容は 医療界の共通の認識になっています。近畿地協 はじめ各地でもシンポジウムが開かれ、医師会 や自治体首長、病院長など多くの関係者や専門 家の賛同を得て、医療・介護を再生する共同運 動の足がかりとなっています。

〈後期高齢者医療制度撤回、診療報酬再改定・ 臨研制度の見直しを求めるたたかい〉

2008年春、後期高齢者医療制度、療養病床の削減、特定健診・保健指導、診療報酬引き下げ、介護保険制度の改悪などが実施されました。

全日本民医連はいち早く、後期高齢者医療制度の撤回を主張し運動を強めました。政府が「7割の人の保険料が下がる」と発表した翌日に、数千に及ぶ高齢者生活実態調査をもとに「4割

以上の人が上がる」との記者会見を行い、政府がそれ以後「保険料が下がる」などと一切口にできない状況をつくりだし、野党共同提案(当時)による参議院での廃止法案可決に大きな役割を果たしました。運動の強化や政治革新による医療・社会保障政策の転換を求めて、民医連独自にビラ(2年間で6種類、1330万枚)、紙芝居作成や学習・宣伝資料を発行しました。

診療報酬制度における選定療養(保険外診 療)と入院時医学管理加算とのリンク(史上初) (*23)、回復期リハにおける成果主義導入及 び疾患別日数制限(東大の多田富雄名誉教授な どの自発的な署名運動も盛り上がった)、新医 師臨床研修制度の見直しなどの問題点について、 即時撤回、診療報酬の再改定、大幅引き上げを 求めて運動しました。2009年3月末、全日本民 医連は財務省、厚生労働省と交渉し、シンポジ ウムを行いました。多くの議員や他の医療機関、 事業所の賛同を得ました。この行動には医師約 30人が参加しました。100床台の病院の研修医 は「この病院でこそ、地域に密着した総合的な 研修ができています。後期研修もここで行うつ もり。地域医療を担う医師になりたいという夢 を奪う新医師臨床研修制度見直しを撤回してほ しい」と迫りました。

〈大きな力を発揮し現場から発信した各種実態 調査〉

全日本民医連は、高齢者生活実態調査、国保 死亡事例調査、寒冷地生活実態調査、生活保護 老齢加算廃止影響調査、熱中症実態調査、介護 実態調査(1000事例)などで現場の実態を次つ ぎと告発し、国や自治体に対し要望書を提出、 交渉を行ってきました。マスコミなどが大きく とりあげました。また、議員や自治体からの問 い合わせも少なくありませんでした。

〈3ウエーブの提起と大波〉

看護ウエーブ、ドクターウエーブ、介護ウエーブは医師、看護師、介護職など当事者が主体となった運動となり、これまで経験したことのない幅広い個人、団体との共同や連帯を広げました。各ウエーブは、「自分たちの運動が情勢を確実に変えてきた」という確信を広げ、職員の成長につながっています。

2008年度、本田宏済生会栗橋病院副院長、夏 川周介佐久総合病院長、邉見公雄赤穂市民病院 長(当時)、近藤克則日本福祉大学教授、宇敷 萌医学連委員長(当時)の呼びかけで始まった 医師・医学生による「医師増員署名」は、日野 原重明聖路加病院理事長ら多くの医師、医学者、 医学生の賛同や超党派議連の協力も得てとりく まれました。署名は医師・医学生のみで約2万 2000筆集まり、医学部定員増を実現させ、党派 を超えた紹介議員の発議によって参議院で決議 が採択されました。また、全国医師連盟や全国 医師ユニオンなどの新たな医療改善、労働条件 や権利擁護を求める組織も生まれました。

第38期、2度にわたり日本看護協会との懇談 を行いました。地域看護協会との懇談も実施し ました。日本看護協会も独自の調査から交代勤 務の看護師のうち2万人が過労死基準を超える 実態にあることを発表しました。そして、2009 年の「社会保障を増やして、国民のための医療 ・介護への転換を! 10・22集会 | には日本看 護協会の幹部が参加し発言するなど共同が広が りました。地域の病院と共同して看護師増員や 処遇改善に向け、行政との懇談や交渉にとりく んでいる経験も各地で生まれています。

介護ウエーブも、民医連の介護・福祉分野の 職員が自らの労働条件改善と、利用者が必要な 介護を受けられる制度改善を求めて立ち上がり ました。ニュース発行も100号を超え、各地の とりくみを激励しました。署名・宣伝、介護シ ンポジウム、自治体交渉など創意あふれるとり くみを通して介護改善を求める共同行動が広が りました。2008年秋に実施した「介護1000事例 調査|では、重い費用負担による利用抑制など 介護保険をめぐる「9つの困難」を明らかにし ました。この実態調査は運動をすすめる大きな 力、職員の確信となり、日本リハビリ学会優秀 演題賞を受賞しました。

こうした運動の結果、3%という低い水準で

すが、前回からの介護報酬引き下げの方針を変 換させることができました。また新たな処遇改 善・雇用対策の実現、認定制度見直しにおける 認定基準の大幅修正、施設整備の促進、自治体 での介護保険料引き下げや独自施策の実施など の成果を生みだし、今後の足がかりをつくりま した。

〈歯科ウエーブのとりくみ〉

全日本民医連は「歯科再生プラン(案)」(* 24) を発表し「保険で良い歯科医療の実現を | めざす歯科ウエーブの運動にとりくみました。 民医連歯科学術・運動交流会を成功させ、「保 険で良い歯科医療を」連絡会議と連携した請願 署名活動、10・8入れ歯デー、「入れ歯が危な い」集会、11・8いい歯デー、国会要請行動な どにとりくみました。歯科請願署名は、民医連 で11万6000筆、全体でも20万筆を超え、自治体 意見書採択は400を突破しています。民医連は 運動の牽引車として役割を果たしました。

〈運動による制度改善〉

これらの運動の成果はまだ限定的ではあるも のの、国や自治体の施策として結実しています。 群馬県では所得制限なしで中学生まで入院、外 来の窓口負担無料化が実現しました。群馬民医 連や社保協などが役割を果たしました。また、 いくつかの自治体でも高齢者の医療費無料、中 学生までの医療費無料を実現するなど独自の施 策が行われています。

東京大気汚染裁判が勝利した結果、公害病の 気管支喘息患者の自己負担をなくす制度ができ ました。川崎市でも1割負担となっており東京 都と同様の制度をめざしています。大阪民医連 も加わる「あおぞらプロジェクト大阪」は、公 害指定地域解除以後も増え続けている大気汚染 公害患者の被害実態の調査を行い、医療費無料 化運動をすすめています。

民医連の平和・憲法を守る活動の前進 3 節

平和アクションプランのもと、原水禁世界大 会や辺野古支援連帯行動(*25)、平和学校(2 期)や平和ツアーなど活発にとりくみました。 これらの活動にかかわった職員、青年を中心に

各地で、自転車平和リレーなど平和を守る運動 が前進しています。徳島県民医連には109の9 条の会ができ、活動しています。青森・あけぼ の薬局が就業前に行っている9日、25日の宣伝 行動は5年目を迎えました。

一方、2008年4月に実施した第16次辺野古支援連帯行動中に東原進全日本民医連副会長(当時)を水難事故で失うという痛恨の経験をしました。この教訓を生かし、安全対策を講じ、事故が再び起きないよう器具の扱いについて経済産業省に申し入れなどを行い、連帯行動を再開しました。

長年の平和と核兵器廃絶を求める運動が、オバマ大統領の「核兵器のない社会をめざす」発 言に見られるように国際的な世論を動かしつつ あります。2010年5月に開催されるNPT再検討会議にむけた署名は現在50万筆の到達(目標120万)です。医療者9条の会、反核医師のつどい(金沢・鹿児島)の成功のためにとりくみました。第28回医学会総会(2011年・東京)にむけ、「戦争と医の倫理」の検証を進める会が発足し、日本の医学界が戦争に加担した加害の歴史を真摯に反省し検証することを求め活動を開始しています。この分野でも幅広い医療関係者が参加しています。

4節 たたかいの中で加えられた民医連攻撃

2008年夏、国会で自民党議員による民医連攻撃(耳原総合病院、水島協同病院が登場したNHKドキュメントを偏向番組と攻撃)が行われました。長野中央病院が玄関に掲げた「守ろう憲法9条・生かそう憲法25条」の横断幕・のぼ

りが「憲法を守ろうとする人を誘導する」という理由で医療法広告規制違反として保健所から 不当な指導を受けました。全日本民医連と当該 県連や法人、事業所、共同組織は機敏に反撃し 撤回させました。

5節 医療活動の特徴

1. 患者に寄りそう民医連の医療 活動は「宝物」

医療の質向上を重視し、人権を守る日常の医療実践にとりくみました。その内容は、2009年秋に開催した第9回学術運動交流集会(群馬)に過去最高の932の応募があり、採用701演題が発表されました。どの発表も珠玉の内容でした。また、テレビ放映された「笑って死ねる病院」のとりくみや過疎の町で診療所の病床を高齢者の住宅に転換した北海道・黒松内診療所などの経験は、地域とそこに暮らす人たちのいのちと健康、暮らしを守るとりくみとして大きな共感を呼びました。ここには民医連の医療・介護活動そのものが紹介されており、誰もが望む普遍的な医療の姿があります。

これらのとりくみは民医連の「宝物」であり、働く職員の「誇り」です。その他、各地で民医連の医療・介護のとりくみが注目を集め、テレビなどで放映されました。

2. 医療安全、医療の質向上にむけて

医療安全、事故を扱う公正・中立な第三者機関設置にむけて、厚生労働省との懇談を重ね提言したのをはじめ、第4回医療安全集会、第3回顧問弁護士・病院管理者交流集会、メディエーター養成講座、医療倫理委員会活動交流集会、慢性疾患医療交流集会、診療情報管理交流集会を開催、経験の交流や普及に努めました。臓器移植法「改正」にあたり、拙速な成立に抗議し、引き続き充分な検討を求める見解を発表、「人体の不思議展」中止を求める運動をすすめました。さらに公的責任をあいまいにする産婦人科医療補償制度の改善要求やヒブワクチンの公的接種を求める運動(会として4.5万筆の署名を提出)に協力してとりくみました。

新型インフルエンザが発生した際には、早速、 国や自治体に対応強化を求める要望や交渉をお こなうとともに、神戸や大阪における集団発生 の教訓を生かし、徹底し、現場での対応に力を 注ぎました。

3. 生活と労働の視点を確かにした医療・社会問題へのかかわり

2009年9月21~22日に実施した不知火海沿岸

水俣病大検診には、認定地域外で暮らす人を含めて17会場で1044人が受診しました。この検診では9割以上の人に明らかな水俣特有の症状が見られました。こうした検診をはじめ被害者救済活動は、「チッソ救済法」とも「水俣病幕引き法」(*26)とも言われる「水俣病救済法」のあり方に対する、大きな問題提起となりました。その後、現地や各地の民医連事業所に検診や相談の問い合わせが続き、近畿、関東地協でも掘り起こし検診が行われています。

アスベスト被害の実態を明らかにするため、約900の症例を検討した「アスベスト多施設調査」では原発性肺がん患者の8人に1人の割合で石綿関連所見が見られました。このとりくみは学会で大きな注目を集めましたが、今後数10年つづく疾患であり、あらためて生活歴、職歴、病歴をつかむことの重要性を示しました。

原爆症認定集団訴訟(*27)支援に立ち上がった民医連医師団や関係者の活動も、原爆症被害者の救済に道を開くうえで大きな役割を果たしました。集団訴訟の主治医意見書をまとめたある医師は「多くの被爆者が高齢になりつつある今、この灯火が消える前に私たちが継がねばならない、原爆の実相を伝え、平和を希求する」義務があるとのべています。兵庫民医連では全法人とインターネットで結ぶ被爆者委員会を県連内に設置し、58人の掘り起こしを行っています。

旧日本軍が中国に遺棄した毒ガスによる中国 人被害者の実態、病相は明らかにされてきませ んでしたが、被害者救済支援活動に民医連もか かわり、検診活動を通じて、解明をすすめてき ました。

これら「生活と労働の視点」から病気の原因をとらえるという民医連の医療理念に裏付けられた活動は民医連の真骨頂といえるものであり、健康の自己責任をあおる国や大企業と正面から対峙する活動です。

4. 特定健診・保健指導の問題点 と民医連の保健・予防活動のと りくみ

医療費抑制を目的とした「特定健診・保健指導」は、後期高齢者の検診を必須事項から努力 義務に格下げし、40歳から74歳までの検診目的 をメタボリック(内臓脂肪)症候群にのみ限定、 労働実態やストレスなどを考慮せず要因を自己 責任に帰するものです。このような内容で国民 の健康を守ることは困難です。この制度実施の 結果、初年度である2008年度の健診実施率は、 46道府県で軒並み低下しました。特に、国保受 診者は3割弱、協会けんぽ被扶養者(家族)受 診者が11.2%と、いちじるしく低率となってい ます。協会けんぽ生活習慣病受託の拡大、自治 体が行うがん検診を拡充することが急務です。

民医連はそうした中でも、地域・職域の健康 管理の前進をめざし、独自の住民健診や共同組 織健診、事業所健診や共同組織と一緒に行う青 空健康チェックなどを重視してきました。医療 生協かわち野では、「あなたのいのちが大切で す」とあらゆる公的検診制度を活用しつつ独自 の健診を広げ、話題を呼んでいます。また、健 診結果を踏まえ共同組織の仲間とともに健康づ くりに積極的にとりくんでいる経験もたくさん 報告されています。

憲法25条では「公衆衛生の向上及び増進」は 国の責務とうたっており、いま行われている「特 定健診」を廃止し、元の老健法にもとづく制度 に戻すこと、同時に、今回制度化された保健指 導を、メタボリックに限定することなく拡大し ていくことを求めます。

5. 民医連事業所の役割、機能の 見直しのとりくみと連携

構造改革による「上」からの医療機関の機能 分化がすすめられる中、民医連の各事業所は地域の中で果たすべき役割を模索してきました。 全国一様ではなく、地域の医療事情や住民要求、 主体的力量などを考慮して事業所の機能や役割 を定めることや見直すことを提起してきました。 特に、事業所や法人内の自己完結型から、法人 内連携および地域連携を重視する方向を打ち出 しました。また、自治体病院始め公的病院を守 る運動に積極的にかかわり、地域カンファレン スの開催や参加など具体的な共同と連携をすす めました。

民医連病院・診療所機能のあり方について各地の病院見学などを踏まえ、全日本民医連としての問題提起を行いDPC(*28)病院交流会、中小病院交流集会、医療活動方針検討会議、診

療所所長交流集会を開催しました。集会は、身近に生活する地域こそ「いのちと健康、暮らし」を守りささえる場であり、地域医療や福祉を担う民医連の急性期病院、中小病院や診療所、介護事業所が互いに連携を強め、他の事業所や施設と共同して役割を果たすことの重要性を明らかにしました。特に、民医連の事業所には「今こそ出番」ともいうべき役割があること、地域の医療と生活をささえる医師を養成することの重要性が実践報告や討論を通じて確認されました。

各問題提起は、今後一定期間の民医連医療活動の基本となる方針です。あらためて学び、活用しましょう。

6. 歯科分野の活動

歯科分野は、2011年までに「すべての民医連の歯科事業所で黒字体質づくりをめざす」方針

を確認し、2008年11月の全国歯科院所長・事務 長会議で「経営改善方針」を提起しました。県連・地協での学び合いと相互チェックのとりく みなどを通じ経営改善の基調をつくり出しています。口から見える格差と貧困〈歯科酷書〉づくりを行い、歯科の現場で遭遇する厳しい現実を訴えました。

歯科医師臨床研修必修化から3年目をむかえ、 指導医養成、地協ごとの管理型施設の確保、研 修内容の充実をすすめました。2008年度からは 民医連でも診療所の単独型や管理型施設が生ま れ、厚生労働省からも研修の典型と評価されて います。

医科分野や福祉施設との連携の強化、障がい 者の歯科医療、派遣村や貧困に陥った人への支 援活動など、民医連ならではの活動にとりくみ ました。

6 節 介護・福祉分野の活動

「24時間365日」「最後まで安心して」をスローガンに、生活をささえるさまざまな事業にとりくみ、活動領域を広げ、質を高めるために奮闘してきました。施設が5カ所増えたほか(特養2、老健3)、小規模多機能居宅介護、療養通所介護、認知症デイサービス、住まい・居住系施設などの新たな事業を拡大するなど、地域の生活をささえるまちづくりの拠点を増やしてきました。改定介護報酬への積極的な対応によ

って経営改善がはかられています。自己点検・内部監査など法的整備のとりくみが大きく前進したことも特徴です。職員の確保と系統的な職員養成が重要な事業課題となっており、力を注いできました。「人間らしく」「その人らしく」暮らし続けることに寄り添う介護実践が各地で展開されています。こうした実践にもとづき「民医連の介護・福祉の理念」を整理し、提起しました。

7節 医師養成・医学生対策のとりくみ

医師の確保と養成は、各地でとりくまれている奨学生活動や医学生のつどい、研修面での改善や充実など、確実に成果が生まれています。2009年度は東大からの7人の研修医受け入れをはじめ、困難であった和歌山医大などでも成果をあげました。これらは、粘り強いとりくみの結果です。

しかし、民医連全体の奨学生数は、2000年初 頭に450人前後であったものが、現在、国内79 大学中66大学に356人、国外6大学に7人、の 計363人。2桁以上の奨学生を有する大学は9 大学と減少しています。早急にこれまでの水準 に戻すとともに、医学部定員増が実現した新し い条件のもとで、過去最大の奨学生数確保を目標にする必要があります。「民医連の医療と研修を考える医学生のつどい」には多くの奨学生がかかわり成長の機会となっています。

一方、研修医のマッチング数は2004年度の219人をピークに2008年度162人、2009年度148人と減少傾向にあり、また、後期研修へすすむ割合も減少しています。加えて、2010年度より新医師臨床研修制度が改悪され、中小病院での研修を閉め出す動きが出ました。全日本民医連は改善を求めて運動を行っています。

医師養成と医学対を前進させる上で、どのような医師集団をめざすのかを明らかにする医師

政策づくりが重要と提起してきました。医師委員会を中心に多くの県連で討議と検討がはじまっていますが、今後の医療福祉構想がはっきりしないなどの理由で完成が遅れています。また「医学対担当者は宝」と位置づけ、担当者の研修にもとりくんできました。全体としては奮闘

していますが、担い手が不足している状況です。 医師体制や看護師体制の困難さは事業の一部 縮小、撤退も余儀なくされており、民医連運動 を担う医師の確保と養成は引き続き、待ったな しの最重要課題です。

8節 民医連を担う専門職および職員育成の活動

民医連運動を担う幹部育成と 健康管理

民医連運動の後継者づくりが急務との立場から、次代を担う事務幹部養成めざして2009年度、第1回事務幹部学校を開始しました。受講者の平均年齢40.3歳でした。また、病院トップ幹部養成研修会(第7回目)、看護トップ研修会、第2回青年医師ワークショップ、介護幹部研修会や薬剤幹部研修会を行いました。研修会参加者から、「幹部の最大の役割は人づくりにあると思いました。すべての職員を対象に、目の前の患者と現実から、自らが学び続けること。全国にこのような仲間がたくさんいること。『汝の立つところを深く掘れ、そこに泉がある』、その腹を決める機会になった」と感想が述べられるなど貴重な学びの場となっています。

全日本民医連教育要綱や事務政策改定作業に 着手しました。

民医連職場でも増えているメンタルヘルスの問題や健康管理について、「健康で働きつづけられるために(案)」の改訂版を発行し交流会を行いました。全日本民医連厚生事業協同組合から3カ月以上の疾病給付を受ける職員は、年ねん増加傾向にあり、2008年度は504件、疾患別では、「精神神経」62.7%、「筋骨格系」と「悪性新生物」がそれぞれ10.9%を占めています。健診の重要性やメンタルヘルス問題への積極的介入の重要性を示しています。

2. 青年育成のとりくみ

第33回全国青年ジャンボリー(JB)(*29)は福岡・原鶴温泉で開催され、韓国・緑色病院からの参加者5人を含む1000人以上の民医連青年が集まり「Do action!」(行動を起こそう!)を確認し合いました。職種、県連や法人を超え

て学び集うJBは各地協でも活発にとりくまれました。次代の担い手づくりの運動としていっそう重要です。

また、青年の育成をすすめる全国交流集会にむけて民医連青年意識調査を行い、次代をになう職員の成長にむけて、援助担当者の役割、県連・法人青年委員会機能などについて経験交流しました。強調されたことは「青年が育つのは民医連の職場そのもの」であることです。

3. 看護師の確保と養成

2008年受け入れが700人台と厳しかった状況を乗り越えるために、看護委員長・看護学生委員長会議や看護師受け入れ対策担当者会議を開催し、新卒看護師1000人以上を迎え入れるという「V字回復」を行うことを意思統一しました。2009度新卒入職は892人、2010年度新卒入職予定者は2010年1月末時点で952人と回復しつつあります。激烈な「看護師争奪戦」といわれる中で、すでに10県連が目標を超過達成しています。教訓は、民医連看護の理念や実践を語り伝えていることや、高校生1日看護師体験からのつながりや奨学生対策、事業所あげての受け入れなどの結果です。「こんな看護をしたい」と思われるような豊かな実践と人間的なまなざしが民医連への入職につながっています。

1150人が参加した第9回看護・介護活動研究 交流集会の成功や看護増員を求める共同行動が 多くの地域で行われました。現場における看護 管理者の役割を高めることを目的に、「今日的 に求められる民医連の看護管理のあり方」をま とめて発表し、実践と検証をよびかけました。 全国組織としての連帯性が強く発揮されていま す。

2008年度には国民医療研究所と共同して病院 看護師約11000人の看護師を対象に「民医連の 看護師として働き続けられる」ために何が必要 なのかを調査しました。いま、看護の現場はた いへんな激務です。民医連では1割近い看護師 の退職があります。その背景には絶対的な看護 師不足があり、養成と定着のための国や行政の 対応が必要です。看護実態調査から見えてきた ことは、看護師が働き続けられる要因として、 ①民医連の看護にやりがいを感じられること、 ②医師をはじめ上司、職種間、他職種とのコミ ユニケーションがしっかりと取れ、孤立させな いこと、③激務となっている労働の改善や家庭 との両立のために看護業務を整理すること、④ 休暇や休息の取得状況の改善や看護力量向上に むけての方針を持つことです。これは民医連の 看護職場だけの問題ではありません。この結果 を今後の看護活動及びナースウエーブの運動に 生かさなければなりません。

4. 薬剤分野の活動

薬学教育6年制化によって新卒受け入れが2年間(2010年、2011年)空白という事態を受け、医学対や看学対活動に学び「育てる薬学対」にとりくみました。また、2010年からの実務実習に向けて「実務実習受け入れの手引き(案)」を作成しました。兵庫県連では初めて県連の位置づけで、高校生の薬剤師1日体験を開催、90人近い高校生の参加で成功させた経験、関東・北関東甲信越地協で初めて薬学セミナーを開催し学生、職員合わせ70人以上の参加で成功させるなど新たなとりくみがありました。

全日本民医連薬剤師政策の策定のために、病院、保険薬局薬剤師の医療安全や薬事委員会、 チーム医療などの分野での役割を強めることや、 病院、保険薬局との共同、他職種や地域の薬剤 師との交流の重要性の議論を開始しました。

民医連副作用モニター制度は、その規模と内容において社会的に貢献しています。さらに、薬害や副作用被害を教訓に、医薬品評価を集積する新薬モニターを開始しました。タミフル問題で、厚生労働省へ10代への投与解除をしないように声明を出し、データにもとづいて中外製薬に対して添付文書の改訂を申し入れました。

民医連の保険薬局は327カ所(2010年1月現在)となり、処方箋枚数で日本の1.35%(2008年度実績、保険薬局分)を担っています。この

間、保険薬局政策にもとづき、相談活動やジェネリック医薬品への切り替えによる一部負担金の軽減など、受療権を守る活動をすすめました。 民医連保険薬局での誤投薬事故を受け、処方箋受付・投薬システムの総点検をよびかけました。 2009年8月に薬害根絶デー10年目に呼応して「薬害根絶のための民医連のつどい」を開催しました。薬害肝炎訴訟(*30)を支援し、肝炎対策基本法の制定にむけ奮闘しました。

各職種の活動、自主研究会の 活動

SW、栄養部門、検査、放射線、鍼灸、保育 の各職種委員会が開催されました。SW委員会 では独自に生活保護老齢加算廃止後の実態調査 を行い、生存権裁判支援にとりくんでいます。 またSW政策指針案をまとめ討議をよびかけま した。栄養部門委員会はNSTなどチーム医療 と医療・介護の質向上にむけての栄養管理活動 や健康づくり活動への参加、外注化問題などに ついて交流することを目的に県連代表者会議を 準備しています。リハビリ技術者県連責任者会 議を2009年秋に開催し、入院、外来、介護分野 へのかかわりや後継者養成などについて交流を 深めました。検査部門は2009年秋に第12回検査 部門交流会を開催し民医連検査の役割や後継者 育成について交流しました。そして全国的な連 帯で職種としての役割を高めようと〝広島から 全国の仲間へ、のアピールを発表しました。2009 年に開催された保育交流集会は院内保育の重要 性の確認と子どもの成長、小規模保育所などで がんばっている1人保育士への激励と連帯、院 内保育所への助成運動を強めることなど確認し ました。放射線委員会は前期提起した「技師政 策」の討議をすすめています。関東地協の千葉、 東京の4つの法人でマンモ検診車を共同購入・ 共同活用する経験が生まれました。各地協では、 それぞれの職種の交流が活発に行われています。 現在、民医連では全国レベルで小児医療研究 会や消化器、循環器、呼吸器、腎、糖尿病、神 経リハビリ、整形、認知症、振動病、元気で長 生き追跡調査の会などの15の自主研究会が行わ れています。また、地協や県連においてもさま ざまな職種や自主研究会活動がおこなわれ、連 帯の発揮や意欲向上につながっています。

9節 経営活動の到達点と課題

2006年に成立した医療制度改革関連法や、2008年診療報酬マイナス改定の影響を受け、多くの法人が苦戦を余儀なくされました。2008年度の医科法人合計の経常利益率は0.7%まで落ち込みました。現預金残高も2005年の月商倍率1.7倍から2008年度は1.4倍に減少しています。

全日本民医連は、川崎、徳島での資金困難による経営危機の教訓も踏まえて、資金管理の改善強化や資金源泉と資金使途などキャッシュベースで経営を把握し、「必要利益」を確定することなどを提起してきました。資金危機を未然に防止し、早期の対策を可能とするために、新たに緊急対策としての短期「要対策2項目」を設定してきました。長期にわたる赤字の継続、退職金支払い負担の増加、病院リニューアルなど大型投資、特定協力債や出資金の減少などで、経営基盤の弱い法人では資金困難が表面化するという事態となりました。短期指標該当法人は、2007年度31法人、2008年度33法人となり、医科法人の約2割が該当する状況です。

この間の企業会計基準や病院会計準則などの改定も踏まえて、民医連統一会計基準の見直し、2010年1月理事会で改定を行いました。新自由主義政策のもとで、経営状況の開示制度としての会計分野でも、金融商品評価、退職給付会計、税効果会計、減損会計などが蔓延する市場の「会計理論」が金融資本の判断の道具と化している面をもっていることを、私たちはよく見極めて

10節 共同組織の活動

共同組織は前総会時より11万増加しました。 後期高齢者医療制度撤回を求めて1万人規模の 不服審査請求運動の中心を担いました。地域で の助け合い活動や医学生への日常的な援助、健 康班会、事業所の利用と運営参加、出資金・地 域協同基金への参加、「いのちを守るステッカー」張り出しなどの生活相談活動なども活発に いく必要があります。民医連統一会計基準の内容の準拠とともに、「たたかいと対応」の視点からあるべき会計基準を追求するという姿勢を貫くことと、法的に必要な対応をはかることの両面を正確にとらえることが必要です。また、管理会計(*31)として確立してきた事業所独立会計、部門別損益管理のとりくみも十分とはいえない状況です。困難法人には共通して、管理会計制度の未整備、医事会計の未整備、予算討議をはじめとする全職員参加の経営へのとりくみの不十分さがあります。継続的な改善と前進をめざしたとりくみが重要です。

各種法人制度の改正へのたたかいと対応をすすめてきました。2つの民医連法人が社会医療法人に認定されています。また、公益法人制度改革に対応するために民医連内公益法人交流会を開催し、医療の公益性を守るためのたたかいと対応をすすめました。

民医連事務職場の「派遣」について、第38回 第2回評議員会で、見直し、検討を呼びかけま した。いくつかの事業所は常勤の採用や派遣か らパート職員への切り替えを始めています。民 医連らしく引き続きとりくみを強めましょう。

県連事業として給食事業の共同化にかかわって経営困難に陥り、全国支援を行ったケースがありました。長期的な経営見通しをしっかり持つことなど、事業のあり方について検討が必要です。

行われています。

2009年6月に長崎で行われた第10回共同組織活動交流集会にはこうした実践が持ち寄られ、経験を広げる上で大きな役割を果たしました。現地、長崎県連は新しい地域で友の会の支部を建設し、『いつでも元気』読者の自主目標を超過達成し集会を迎えました。

11節 民医連綱領改定学習討論運動

全日本民医連理事会は第38回総会で綱領改定

草案を提起し、この2年間、全国的な討議に付

してきました。多くの感想や意見が寄せられました。「綱領改定学習・討論運動」は、私たち民医連はどんな歴史があり、誰のために、何のために、誰と、どのような運動をすすめるのかを考え、新たな決意を固め合う機会、「私と民医連」を語る大きな運動になりました。全日本民医連理事会は、次世代に民医連運動のバトンをつなぎ、新しい時代を前向きに切り開く綱領として寄せられた意見を理事会で積極的に受け止め、(新)民医連綱領案を第39回総会の第2号議案として提案します。

〈改めて室料差額徴収問題について〉

前総会で議論となった「民医連の事業所が室 料差額を徴収する」動きに対し、全日本として 当該県連に対し、情勢を踏まえ「新病院建設計 画の検証」と「室料差額徴収の見直し、再検討」 するよう「問題提起」を行い、当該県連四役会 議と協議を重ねています。『室料差額を徴収す べきでない』との全日本民医連の立場に変わり はありません。

老人医療有料化(1983年)、健康保険本人1割化(1984年)と同じ時期に、国は「民間医療保険」の発売を解禁し、原則禁止としていた「室料差額徴収」を容認・拡大する施策を実施しました。その後、室料差額はいくつかの制約がありつつも(実態は野放し状態)、徴収料金は拡大の一途をたどっています。必要とされるすべての医療は公的保険で、の原則が今こそ重視され、高い自己負担を減らすことが重要です。そのためにも、室料差額徴収を必要としない診療報酬引き上げをあらためて求めるものです。

12節 全日本民医連理事会・共済制度・地協・県連機能 について

全日本民医連の運営には多くの理事、部員、 委員が参加し活動しています。また、地協や県 連単位での活動が行われています。多忙な中、 民医連運動の前進のために奮闘されている理事 や運営委員、各部・委員、活動をささえていた だいている県連、法人、事業所、職場の仲間の 援助のたまものです。

経営困難に陥った川崎医療生協、徳島健康生協に全日本対策委員会を設置し、経営、医師支援を継続してきました。川崎は2008年6月、経営改善を踏まえ「全国連帯基金2億円」を完済しました。徳島は医師派遣や幹部派遣を行い、医療・経営構造の転換などをすすめています。

保険業法の改悪により民医連の「共済制度」のあり方が問われる中、全日本民医連は制度改悪の見直しを求める運動に参加するとともに、民医連で働く仲間の助け合いの制度を守るために検討を行い、全日本民医連共済制度を全日本民医連厚生事業協同組合および民医連退職者慰労会として整備してきました。慰労金制度を守るため、引き続き制度の見直しを求める運動をすめ、適切な組織のあり方について探究して

いきます。

2009年1月の茨城・城南病院の火災に際して、支援カンパ(全日本民医連として3400万円)にとりくみ、地協内事業所への職員の受け入れなどを行いました。鈴木篤全日本民医連会長を先頭に現地での訪問行動に多くの職員が参加し、仲間を激励しました。ミャンマー地震・四川地震(カンパ額734万円)、岩手・宮城地震(同506万円)、イラク・アフガニスタン人道支援(同210万円)にとりくみ、全日本災害基金からも国際ボランティアセンターやユニセフ、中国大使館に全日本民医連として700万円を義援金として送り、現地の被災者を激励しました。

千葉県知事、宮城県知事選に民医連職員が出馬し、要求を県政に反映させるなど役割を果たしました。全国46番目の県連として2008年7月、「小さいながらも輝く」栃木県民医連が誕生しました。韓国の労災職業病のたたかいから生まれ、全日本民医連と相互交流協定(第37回総会)を結んでいる緑色病院(*32)・韓国人道主義医師実践協議会との交流、キューバの医療事情視察や大使館などと交流を行いました。

V章

新たな前進めざして〜長期の展望に立ち、 今後2年間の重点

2010年代を、構造改革路線ときっぱりと決別し、憲法が輝く新しい日本とすることをめざし活動を強めましょう。これからの2年間、共同組織の仲間とともに、平和と民主主義を擁護する活動を強めること、「貧困と格差」に立ち向かい人権を守る医療・福祉の活動を創造的に行

うこと、地域の医療・福祉の再生、社会保障の 構造改革からの抜本的転換をめざし多くの人び とと大同団結していくこと、などを追求します。 そして、それらを担う民医連職員の確保と養成、 とりわけ医師養成を大きく飛躍させることを重 視します。

1節 平和・民主主義の擁護、権利としての社会保障、 健康権の実現を

1. あらためて憲法を学び直し、 米軍基地撤去、憲法9条と平和 を守りぬく

今年は、日米安保条約改定から50年です。冷 戦終結後、多くの国ぐにが軍事同盟を解消し軍 事費を減らしている中、日本は増やしています。 沖縄の米軍基地は米軍が住民から「銃剣とブル ドーザー | で無理やり奪いとったものです。戦 後65年が経過して今なお、占領支配の状況が解 消されるどころか、拡大の方向にすすんでいま す。戦争をするのも人間なら、やめさせること ができるのも人間です。日本の起こした戦争で アジア2000万人、日本310万人の尊い生命が奪 われ、この反省に立って日本国憲法は生まれま した。武力で世界を動かす時代ではありません。 いま、多くの国民の目に日米安保条約の矛盾 が明らかになりつつあります。日本はアメリカ 海兵隊が常備軍を置く唯一の国です。この部隊 は日本を守る役割は一切負っておらず、常時沖 縄から、イラク、アフガニスタンなどに多くの 米兵を派兵しています。また、自衛隊との合同 訓練が日常化しています。そのことを日本のマ スコミはほとんど国民に知らせていません。あ らゆる機会を通じて軍事同盟そのものである日 米安保の実態を学び、真実を見抜く力を養いま しょう。普天間基地撤去の問題は、沖縄の問題 でなく日本国民全体の問題です。無条件撤去を

めざして日本列島騒然となる運動を起こしましょう。全国の基地を抱えている県連や地協と協力し、基地周辺地域の健康被害調査を行います。

諫早湾干拓事業による被害を踏まえ佐賀地裁の判決を受け早期開門を求めます。また、自事業所、地域および地球レベルでの環境問題をこれまで以上に重視しましょう。

しっかりと憲法を学び直すことを重視します。 戦争放棄の憲法 9 条を持つ国の医療・福祉の専 門家として、今期、 9 条の会の飛躍、核兵器廃 絶にむけての大きな前進をかちとるために全力 を上げます。原水禁世界大会、 N P T 再検討会 議 (*33) の成功などに力を尽くすとともに、 すべての県連で民医連「第39期平和アクション プラン」を作成しとりくみます。

2. 憲法25条を日常生活に活かし、 全ての人びとの「健康権」を保 障させる運動

私たちが掲げ続けてきた「いつでも、どこでも、誰もが、良い医療を受けること」は憲法25条の実現そのものです。しかし日本社会に広がり続ける貧困の実態は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とした憲法25条が形骸化していることを示しています。

国際人権規約では、とりわけ最も社会的に不 利な立場の人の人権を守ることを「『健康権』 保障の最重要課題」として重視しています。全日本民医連が提起している「最も困難な人びとの視点」に立って医療や福祉を行う立場と一致するものです。

構造改革路線を抜本的に転換させるために国 民と医療・福祉分野が大同団結し、国や自治体 が社会保障に対し責任を果たせるよう働きかけ ましょう。国民生活の土台を社会保障や教育が しっかりとささえることで、国としての活力を 生み出す新しい福祉国家への道が開かれます。 「ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基 づく再発防止検討会報告書(*34)(2009年4 月)」では、現行法では患者の権利にかかわる 規定がいくつかの医療関連法規に分かれており、 患者の権利擁護という観点からみて重要な法規 定は存在せず、医療の基本法制定を提言すると のべています。法体系の整備と、憲法25条にか かわる草の根の運動が合流し、憲法25条の生存 権、健康権を実質化させる国民的運動が必要で す。私たちが発信源となる決意をもって奮闘し ましょう。「貧困実態調査」はじめ、これまで の経験を生かし各種調査活動を行い、提案や運 動を行います。

医療や福祉の担い手である私たち自身が、WHOもあらためて強調している「人権保障の担い手、専門家」であるという自覚を高めることが重要です。そのために、事例から学ぶ、社会保障の歴史から学ぶ、地域に出て実態から学ぶ活動を強めましょう。

3. 社会保障制度の拡充と「医療 ・介護の再生 | めざして

後期高齢者医療制度即時廃止、「特定健診制度」の早期廃止、療養病床削減撤回を求めます。粘り強く診療報酬引き上げを要求し運動を強めます。この10年間に下げられた診療報酬は約8%です。新政権のもとで、2010年改定は0.19%の引き上げにとどまりました。連立政権合意でも任期中の四年間にOECD平均並みにすると明記していますが、少なくとも毎年2%上げて初めてOECD並みになり、10年前の水準に戻るにすぎません。また、少ない引き上げの中で、配分を病院と診療所、科ごとに意図的に配分し、分断するような恣意的政策は断固認めるわけにはいきません。同時に、「診療報酬が上がれば

保険料負担が増える、窓口負担が増える」といったキャンペーンにくみせず、諸外国では当たり前の窓口負担無料化の実現をめざし、当面3割負担を2割、2割負担を1割、高齢者や中学生までの負担無料を求めて運動を行います。

無料低額診療事業の実施事業所の拡大と国保法44条や生活保護制度の拡充、無保険者ゼロ、窓口自己負担大幅軽減、高額療養費給付制度(*35)の大幅引き下げなど具体的な要求を掲げ、地域の社保協に結集し、医師会はじめ多くの団体、個人との幅広い共同や連携を強めます。

医療崩壊によって、病院の閉鎖や救急受け入れの困難が続きドミノ倒しのような状況で、救急・急性期病院は限界状態にあります。地域から身近な医療機関がなくなり、助かるいのちを救えなかったり、無保険や窓口負担増による受診抑制が顕著で、中断や来院時には「手遅れ」といった状況があります。医師不足の根本原因は、医師や医療機関の地域偏在でも、新医師ないの医療機関の地域偏在でも、新医師ないの医師という絶対のでもありません。人口当たりの医師数がOECD加盟30カ国の中で下から2番目という絶対的不足であり、医療費削減政策の結果です。地域医療を守るためにいま、国民と医療界が地域医療を守るためにいま、国民と医療界が地域医療を守るために力を見しましょう。

同時に、地域で現実に起こっている「いまある危機」に立ち向かわなければなりません。具体的な連携をすすめるとともに、自治体病院の存続運動などへ積極的に参加し、提言や運動をすすめましょう。

4. 「政治」を変え、医療・福祉・ 暮らしを良くしよう

政治が変われば暮らしが変わることを、私たちはこの間の選挙で強く実感しました。あらためて「選挙に行って医療、福祉、暮らしを良しよう」とよびかけます。これからの2年間、今後の日本のあり方を左右する重要な選挙が行われます。主権者として学習し、行動しましまう。全日本民医連として、適宜、職員や共同組織の仲間などが学習し、宣伝できるチラシなどを作成します。また、「日米軍事同盟重視、大企業中心の政治」を転換し、憲法を生かす政治を掲げる地域革新懇運動の強化のために役割を

果たしましょう。

3月に石川県知事選挙、4月には京都府知事 選挙に民医連の職員が立候補します。かつて、 京都では7期28年間にわたって民主府政が続き、 府庁舎には大きく「憲法を暮らしに生かそう」 の垂れ幕が掲げられ、老人医療費無料化実現な ど、「革新の灯台」として全国の仲間を励まし ました。再び、「日本の夜明けは京都から」を

合い言葉に全国的支援で門祐輔知事(京都民医 連第二中央病院院長) 実現をめざしましょう。 7月の参議院選挙は重要な選挙となります。憲 法を守る政党を前進させるために奮闘しましょ う。参議院選挙・東京選挙区には、私たち民医 連の仲間である小池晃参議院議員が出馬します。 政治の根本的変革をめざす運動を強めましょう。

貧困と格差・超高齢社会に立ち向かう民医連の医 2 箭 療活動を前進させよう

1. 貧困と格差がもたらす国民の 暮らしといのち・健康--深刻な 「健康格差社会 |

私たちは、あらゆる世代で深刻にすすんでい る貧困と健康格差を告発・可視化し、地域・職 域に密着した臨床調査・研究の実践(学会発表 と科学的根拠の創出)をすすめ、「健康格差」 に立ち向かう実践をすすめます。

〈超高齢社会の未来予測に抗し、変革を実践と 提案・共同の運動をつくりだそう〉

日本は、2007年に「超高齢社会(65歳以上が 21%以上の社会)」となりました。2025年には 人口が減少し、高齢者は30.5%、1人暮らしの 高齢者が680万人(全世帯の37%)という世界 でも経験のない事態が予測されています。疾病 動向予測では、悪性新生物・脳血管障害・心疾 患・認知症など急性期疾患や生活習慣病・がん など継続的な医療、看護・ADL (*36) ケア を必要とする患者が急増することが予測され、 2025年には、団塊の世代が75歳以上になり人口 の2割を占めます。人口の減少や高齢者の急増 にどう立ち向かうか、日本の将来にかかわる課 題です。

現在のような子どもの貧困を無視した「少子 化対策」でなく、フランスのような抜本的な子 育ての政策的介入(1994年から14年間で合計出 生率1.64から2.07へ)が必要です。国、自治体 と企業の責任で手厚い出産・育児制度を実施し、 仕事と子育ての両立を可能にしましょう。その ことが出生率を引き上げることにつながります。 同時にそのことが実現したとしても人口が増加

に転じるのは数10年後であり、当面の高齢者の 急速な増加は避けられません。「2025年の超高 齢社会 | は、高齢者の医療・介護需要が質量と もに急速に増加していく「未来」です。

高齢者・労働者とともに子どもが健やかに育 つ地域医療、まちづくり、社会こそが、未来へ 向けて希望を託せる社会です。私たちは運動を 通じて「悲観的未来」ではなく、「希望ある未 来 | へと医療実践の蓄積と提案・共同の運動を 通じて変えていくことをめざします。高齢者医 療ではリハビリテーション医療と在宅医療の量 的・質的強化が重要です。現場に役立つ「高齢 者医療実践ハンドブック」を発行しました。活 用をよびかけます。

2. 新たな時代を切り開く民医連 の医療理念のもと総合的な医療 の質を向上させよう

〈民医連の医療理念が輝く時代─「人権を守り ぬく無差別・平等の医療」〉

民医連が創立以来の実践の中で獲得してきた 医療観、疾病観、患者観などの医療理念は、「患 者中心の医療 (PCM) | や「ソリッド・ファ クツ | (*37)「健康権 | などの今日の医療学や 社会疫学の成果からみても、その先駆性と普遍 性は光るものです。私たちの仕事の対象は、病 気の背景にある社会的要因を取り除き、健康な 生活を確立することです。「人権を守り抜く無 差別・平等の医療 | は、健康格差・超高齢社会 に立ち向かい新たな時代を切り開く未来の力強 い医療理念です。

〈総合的な医療の質の向上へ向けて―民医連の 医療指標の設定と組織機構の検討〉

説明責任(公開性)が求められる時代に受け 身ではなく、患者・利用者を中心とする綱領理 念の具体的実践として、私たちのとりくみを客 観的に指標化するため診療情報などを生かして 集約・分析・改善していく過程(PDCA〔計 画→実践→点検・総括→行動〕サイクル)を重 視し、その成果を積極的に公開しましょう。医 療活動方針検討会議で報告された埼玉協同病院 の診療情報の管理・活用、臨床(質)指標の設 定と改善過程などからも学び、民医連らしく、 ホームレスの受け入れ・国保資格証明書や生活 保護患者·利用者比率·無料低額診療実施件数 と事例調査、職員の喫煙率や職員健診後の精検 率など多面的な評価指標(群)の設定と改善に 向けたとりくみを開始し、総合的な医療の質の 向上にとりくみましょう。

総合的な医療の質向上は、医療活動と医師養成の基盤です。そのためにも病院・事業所に医療安全委員会や医療倫理委員会と同等に位置づける組織機構の検討を行いましょう。

医療安全は医療の質向上と一体のものとして 重視すべき課題です。さらなるレベルアップを めざしましょう。全事業所の安全管理の向上を めざすために、地協・県連の役割が重要です。 医療安全への医師の参加はとりわけ重視すです。 との医師のインシデント・アクシデント・アクシデント 報告数のアップ、ピアレビュー(医師同士ファン とアレビュー(医師のオンフェーの関係評価)の促進、教訓的な死亡事例カンフまた では、との設置を求める運動を強めましょう。 と変によう。メディエーションの理解をする では、組織的にメディエーションの理解をすめ、とりくむことが必要です。

3. 人権を守り抜く医療実践を前 進させ未来を切り開こう

健康格差・超高齢社会に立ち向かう民医連の 医療活動は、民医連の存在意義そのものであり、 職員の意欲を高めるものです。今回、「8つの 重点課題」として医療活動を整理し、挑戦する ことを呼びかけました。具体化する上で、個別事業所の医療活動のみならず、連携の強化など地域医療を総合的に発展させていく視点が重要です。県連や法人理事会で医療活動の強化のために体制づくりを含めて、知恵を出し合いましょう。地協レベルでの検討と協力、連携が重要です。

(1)健康格差を克服するヘルスプロモーション・保健予防活動

ヘルスプロモーション (*39) と総合的な健診・保健予防活動の実践を前進させましょう。そのために、①貧困問題に正面からとりくむ医療活動の実践、②アスベスト対策など働く人たちの健康を守るとりくみと水俣病などの公害医療や被爆者医療を守る活動の強化、特に、疾病の社会的背景に対する『目と構え』を研ぎ澄まし日常的に職歴や生活歴などの問診に事務職なども含めて全職員の活動として重視すること、事例検討を強めること、③「特定健診」の廃止を求め、総合的な健診・保健予防活動の実践にとりくみましょう。

貧困と健康被害の実態把握、事例検討会、「貧困と医療」研究会といった活動を通じて貧困問題を可視化し、事業所や地域の連携によるカンファレンス、学会活動を強めましょう。

保健衛生活動と医療機関で働く労働者の健康 増進をあわせて行うWHOの「ヘルスプロモー ティングホスピタル(HPH)」を具体化しま しょう。日本では、福岡・千鳥橋病院が認定され、活動が注目されています。保健予防活動を 総合的に発展させていくために、①健〈検〉診 で発見された病気を治療や健康管理につなげる フォロー活動を強めること、②共同組織との連 携を強め健康増進活動を強めること、③健康相 談など反貧困のとりくみなどと結合した社会保 障活動との連携を重視しましょう。

アスベスト問題、じん肺、振動病障害など社会的な問題を背景にした多くの潜在患者が多数います。働くもののメンタルヘルスへのとりくみを強めましょう。すべての県に「働くものいのちと健康を守るセンター」をつくり、その中心的な役割を担いましょう。

原爆症、大気汚染公害被害者、熊本・新潟の 水俣病被害者に対する支援を地協や県連で積極

的に位置づけ、掘り起こし検診や救済活動、治 療に全力をあげてとりくみましょう。とりわけ 水俣地域以外に数万人とも言われる潜在被害者 がおられます。熊本地裁から和解案が出されよ うとする情勢のもと、中でも多いと言われる九 州、関西、東海、首都圏で地協、県連が中心と なって掘り起こし検診や提訴支援など救済活動 を一気に強めましょう。原爆症なども全国的課 題で同様です。これらの分野は民医連に対する 期待が大きい分野であり、組織的なとりくみと して重視しましょう。

ヒブワクチンをはじめ、成人用・小児用の肺 炎球菌ワクチン、インフルエンザワクチン、子 宮頚がんワクチンなどを早期に定期接種化し個 人負担をなくし、予防接種で防げる病気を日本 からなくしていくこと、国や自治体に働きかけ 実現をめざしましょう。

厚労省の2008年度患者調査では、うつ病患者 が100万人超え急増していることが発表されま した。貧困問題や雇用情勢、労働環境の悪化が 大きく関与していると考えられます。働く人た ちのメンタル問題への対応、高齢者のうつ、認 知症、子どもの問題など、医療・介護の実践全 体に精神疾患への理解・対応が求められており、 全ての県連でこの分野の活動を重視しましょう。

(2)慢性疾患医療にこだわる民医連の医 療活動―がん医療も含む

外来医療活動の基本的な3つの視点(①健康 被害の実態把握と事例集積、②チーム医療の向 上と、患者中心の連携強化、③健康増進活動強 化) に沿い、慢性疾患医療の強化をはかりまし ょう。高齢者の慢性疾患医療を軸にしたとりく みでは、①動脈硬化性疾患対策、②老年症候群 や運動器不安定症候群などの新しい概念をとり いれ高齢者慢性疾患医療の幅を広げていくとり くみ、③高齢者総合機能評価(CGA)の活用、 ④臨床倫理4分割法の活用、⑤患者の立場に立 った薬物療法の実践的研究などが重要です。

今後がん患者が増えます。長期の療養を必要 とする「がん医療」を慢性疾患としてとらえ、 民医連らしい総合的な緩和ケアの探究と実践を すすめましょう。そのために、入院における治 療、外来での維持化学療法、終末期の対応など について病院、診療所、在宅での連携を重視し

ましょう。そのことが「がん難民」を生まない 保障です。無差別・平等を貫く緩和ケア病棟づ くりに挑戦しましょう。

慢性疾患医療を推進するうえで、主治医機能 の確立が重要です。疾患のみの主治医ではなく、 社会生活を送る患者の生涯にわたる主要な援助 者であり、主治医機能をささえる医師集団と多 職種からなるチームづくり、主治医のリーダー としての力量アップをはかりましょう。

(3)地域ぐるみで救急医療をささえる民 医連事業所の役割と実践

地域の救急医療の確保のために、救急・急性 期を担う病院が同じテーブルにつき、病院や経 営体の枠を超え一体となって「オール地域」で 救急医療ネットワークを構築することが必要で す。このとりくみは、ネットワークのあり方を 根本的なところで変え、地域医療を住民本位に 変革する契機です。民医連の事業所は、地域連 携の推進役としての役割を発揮していきましょ う。

新型インフルエンザに対する地域をあげての 連携と対応、公的助成などに全力をあげてとり くみましょう。

(4) 安心して子どもを産み育てられる社 会の実現と「子どもの貧困」に立ち向かう 運動と実践

安心して子どもを産み育てられる社会を実現 するためには、妊娠期・出産期の支援、育児支 援、親の勤労保障、就学支援など子育てのサイ クルにあった支援が必要です。産科・小児科を 有する事業所では子育て教室や病児保育などを 積極的に実践していますが、子どもの貧困、健 康への影響を克服するためには実態を明らかに し、制度や社会を改善していくことが前提とし て必要です。

第38期、初めて産婦人科医師会議を開催し、 民医連産婦人科の役割や後継者育成の課題に関 わる「医師政策」を検討しました。子どもを生 み、育てる上で産婦人科や小児科の役割は事業 所内に留まらずますます重要です。

社会的困難を抱えた妊婦に対し行政と協力し て医療を保障していくとりくみや、地域の学校 や共同組織と協力しての生徒・学生への講演活 動など、思春期保健分野への積極的なとりくみ をすすめましょう。医師集団全体で可能な限り 小児疾患の初期対応能力を身につけることや、 小児救急医療体制への参加、小児科医療機関と の日常的な連携を積極的に行いましょう。

子どもの貧困問題へのとりくみを強めましょう。特に、経済的困難をかかえた家庭の子どもたちの健康を守るために、以下の点を重視します。①地域分析の徹底、②無料低額診療事業の拡大、③困っている家庭の早期発見(受付などの機敏な対応能力)、④共同組織などとの連携による地域の情報収集、⑤小中学校の教師・養護教諭・校医・学校薬剤師などとの連携と懇談、⑥困難事例をまとめて社会や学会へ発信しましょう。

(5) リハビリテーション医療の新たな展開

リハビリテーション医療は、介護予防・急性 期・回復期・慢性期、そして、終末期に至るま であらゆる段階と領域での展開が必要で、全て の職種が関わる医療活動です。「地域で暮らせ る」という視点をもってとりくむことが大切で す。介護予防、早期リハビリによる廃用症候群 の予防、回復期リハビリの充実や在宅と緩和ケ アなどリハビリ医療の新たな実践が求められて います。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 などのセラピストの確保と養成がいっそう重要 です。在宅ケアの中心的職種の一つとして、若 い世代のロールモデルとなる人材の養成やチー ム医療の中心的な役割が期待されています。民 医連の医療理念を共有し、管理者の養成やその 系統的・総合的な育成プログラムの策定など研 修を重視しましょう。すべての専門職が、リハ ビリ医療の理念・考え方の到達点を身につけま しょう。

(6)介護、居住施設と結びついた在宅医療の新たな展開

急性期から亜急性期・回復期・慢性期・緩和ケア・終末期までの質と量を担う在宅医療は、「医療と介護の連携」のうえに成り立っています。今後の在宅医療は、従来のように外来医療の延長線上にあるという考え方から、入院医療の一局面(在宅病床)に変化しており、医療度

の高い患者、末期状態の患者を受け入れる在宅 医療を体系立てることが重要です。特に、急性 期病院や緩和ケア病棟を有する病院と在宅医療 チームの連携が必要です。医療と介護の連携、 地域の連携をすすめる上で民医連訪問看護ステ ーションの役割が重要です。看護体制のかかわ りもあり、今期は減少しましたが、あらためて その役割、機能を強めましょう。往診活動はパ ート医師などの力を得ることも含めて、在宅医 療をささえる職員の育成活動を強めましょう。 在宅における従来のチームに加え、麻薬を管理 する保険薬局の職員なども加わったケアチーム の確立をすすめましょう。姫路医療生協は、事 業収益の50%が在宅や介護・福祉事業となって います。小規模病院ですが、在宅・介護をささ える病院として位置づけ、地域の中で連携の要 として役割を担っています。

高齢者が安心して住み続けられるまちづくりへ向けて、高齢者住宅と併設した病院・診療所・在宅ケアセンターなどの複合施設を自治体との連携・協同して建設していくことや施設か在宅かの選択ではなく、地域の医療・介護施設が連携・共同していくことが必要であり、挑戦していきましょう。

(7) チーム医療の実践と発展のために

民主的集団医療の理念を前進させ、患者の権 利を守り、医療の質を高めるためにチーム医療 の充実が必要です。民医連が最も優位性を発揮 してきた分野です。日常の医療活動をすすめて いる外来や病棟でのチーム、患者・利用者を中 心にすえた連携をいっそう重視しましょう。特 に、NST (*40) ・褥創チーム、救急・救命 チーム、慢性疾患医療チーム、ICT (*41)、 緩和ケアチーム、認知症ケアチームなどの質的 発展をめざしましょう。チーム医療の活性化(医 療スタッフの満足度)には、医師の役割が重要 です。権威勾配をなくす、コミュニケーション 能力をみがく、他職種の意見を傾聴する姿勢な ど民主的なチームリーダーとしての役割を果た しましょう。高い知識と技術、実践能力を持つ 看護師や専門職の養成も欠かせません。組織的 に専門看護師・認定看護師(感染管理、緩和ケ ア、糖尿病、がん化学療法、皮膚排泄ケア、認 知症など) の育成をすすめることとサポート体

制を確立し、看護部全体の力量向上をめざしま しょう。患者を中心に最新の知識や技術に学び、 積極的にとりいれましょう。診療情報管理と活 用などチーム医療の組織者として、事務系職員 の役割を高めましょう。

(8) 地域医療の連携の構築・発展と民医 連病院・診療所のポジショニング

民医連病院・診療所は、保健・医療・福祉複合体として、これまでの延長線上でない「顔の見える」連携をすすめ、地域住民の生命と健康を守る活動の要の役割を担いましょう。そのためにも、地域の疾病動向や生活状況、人口動態、各医療機関や福祉施設の動向など徹底して『地域分析』を重視しましょう。

〈民医連病院の地域での役割〉

急性期病院(DPC病院など)は、地域医療 を担う総合医・専門医の養成とともに、今後増 加する悪性疾患・脳血管障害・虚血性心疾患・ 筋骨格系疾患など急性疾患に対応する急性期医 療・救急医療を担う重要な役割がますます求め られます。急性期病院の機能は、地域医療ネッ トワークの基盤です。①総合診療(総合内科) と各専門科医療をバランスよく築くことと医師 養成、②外科的医療技術の意識的な追求、③E R型の救急展開と地域ER (*42) ネットワー クへの参加、④「4疾患(がん、脳血管障害、 心筋梗塞、糖尿病) · 5 事業(救急、災害、小 児、周産期、へき地医療) | を担う分野の明確 化、⑤DPC情報の分析・活用も含めた臨床指 標の設定と医療の質の向上と公開、⑥入退院経 路など病床管理と地域の医療機関や福祉施設や 他民医連事業所との連携の強化、⑦看護師の確 保と養成の継続的な強化、⑧規模にふさわしい 病院管理・組織の構築などを意識的にすすめま しょう。

急性期病院退院後の生活の基盤は地域です。 地域の中小病院は、患者の療養と生活、地域住 民の健康管理をささえるうえで重要な役割を担 っています。また、急性期病院と診療所、在宅 との地域連携の結節点となり、自らは急性期の 一部から亜急性期・回復期、慢性期、外来・在 宅まで含んだ幅広い領域をカバーする地域医療 の最も重要な役割を担う存在です。地域中小病 院の総合性とその質が問われています。人権・共同の地域医療の構築へ向けて積極的なポジショニングと戦略を打ち出していくことが必要です。①急性期一般病床・療養病床とともに亜急性期病床・回復期リハ病床の機能を強めること、②急性期病院、在宅医療、介護・福祉施設との連携の要として役割を強めること、③外科系診療の守備範囲の検討、④地域医療を担う総合的力量をもった医師の養成と医師配置をすすめること、⑤労働者や地域住民の健康管理や健診を含めた総合的保健予防活動を強めることなど具体化しましょう。

〈民医連診療所の地域での役割〉

保健・医療・介護・福祉・まちづくりの要の 役割をいっそう強めましょう。中心課題として、 ①病気とともに暮らし、生活をささえる機能を 強めること、②臓器別管理から予防、リハビリ まで総合的全人的医療の実践および入院から在 宅をつなぐ連携を強めること、③健康づくりや 子育て支援機能、働くものの健康を守る砦とし ての機能を強めること、④地域の社会保障改善 運動の牽引車など、があります。これらをすす めるうえで、診療所医師から看護師、事務、介 護職員、さらには共同組織の総合力が問われて います。地域に密着した活動を行っている共同 組織の存在は重要です。法人・県連のネットワ ークと地域の他の施設や行政などとの連携を共 同組織とともに強めましょう。エレベーターの ない公営住宅の上階に住む高齢者の一言から地 域ぐるみで高齢者の健康・生活実態調査を行い、 階段の上り下りに不自由している住民を1階に 移させた札幌・もみじ台内科診療所の経験や、 健診や無料個別送迎、助け合いの活動を行って いる経験など、全国500カ所を超える民医連診 療所ならではの活動の可能性は大いに広がって います。

そのためにも、健康な地域づくりの担い手である診療所所長の役割が重要です。優れたロールモデルとなる先輩医師がたくさんいます。将来、地域医療を担いたい、診療所所長の任につきたいという医師は研修医を含めて少なくありません。民医連の診療所には、医師がやりがいをもって働くことができる土壌があります。後継者の本格的養成に県連・法人が着手していき

ましょう。

4. 民医連の歯科活動

歯科分野にも貧困問題は深刻な影響を与えています。待っていたのでは、「口腔破壊」の実態は見えてきません。成人を対象にした公的健診制度も事実上ありません。近年、噛むことと認知症、歯周病菌が肺炎、低体重出産に関与しているとの報告がされています。

「歯みがき」など徹底した保健予防活動を重視すること、成人を対象にした公的健診制度を拡充させることにとりくみ、早期治療につなげる活動を強めましょう。共同組織の中で活動などを強め、保育園や学校などとも連携していきましょう。病院、診療所や福祉・障がい者施設、在宅との連携で、高齢者の「口から食べる権利」

を守りましょう。

また、必要な治療行為はすべて「保険で良い 歯科医療を」の運動や、京都、福岡など歯科で 無料低額診療事業を実施している経験から学び、 積極的に挑戦しましょう。歯科相談活動など貧 困問題へのかかわりを強めましょう。

第39期は経営改善の正念場となります。「管理部・歯科医師集団が決意して」、「職員の力を引き出して」、「全国・地協・県連に結集して」など経験から学び、すべての事業所で黒字体質をつくりあげましょう。

歯科としての総合的な力量を高めるうえで、 歯科医師集団や衛生士、技工士、事務での事例 検討やチーム医療を強化しましょう。歯科医師 の確保と養成、研修を重視し、歯科のない県連 での歯科建設に挑戦しましょう。

3節 これら民医連の事業と運動を担う医師養成・医学 生対策の飛躍的前進を

民医連の医師養成は最重点の課題であり、地域の医療の守り手を育て、「医療崩壊」に立ち向かう確かな処方箋です。特に、前項で提起した医療・福祉活動の重点課題の実践と医師養成の前進は不可分の関係にあり、一体的にすすめることで新たな飛躍をめざしましょう。

1. 日本の医師臨床研修制度を守 り発展させよう

2004年に開始された新医師臨床研修制度は、 将来の専門科にかかわらず初期研修では全ての 医師が総合的な診療能力を身につけるために幅 広く医学・医療を学ぶという、国民の期待と医 学生の希望をかなえる可能性をめざしたもので 大きく前進しました。しかし、「医師不足を解 消するために研修を1年にすればよい | との発 言や「大学に医師を戻せば、医師派遣機能が回 復し医療再生できる | などの乱暴な主張のもと に、この制度の根幹を成す理念や研修目標がな いがしろにされようとしています。特に「年間 新入院患者3000人 | を基幹型臨床研修病院の要 件にしたことは、もっとも地域に密着した中小 病院を、研修機能を担う病院として認めないと いう暴挙です。約1000カ所の基幹型病院のうち 約90病院が対象となり、うち民医連は3分の1

です。新入院3000人以下の中小病院における初期研修医の募集は、2012年度までで打ち切られる方向が示されました。全国の民医連や自治体からの働きかけを通じて医道審議会臨床研修部会では審議委員の多くから「質の評価もされないまま、激変緩和措置を止めるのは絶対反対」「真面目に取り組んでいる医療機関を閉め出すべきではない」との意見が多く出されました。地域中小病院での初期研修の優位性を示し、再改定を求めるたたかいを一気に強めましょう。

「地域医療を守る医師を育てる」立場から医療界、国民に働きかけ、医師研修の初期に地域に密着した病院で学ぶことの積極的意義を発信していきましょう。

2. 「オール民医連」で医師研修 を発展させよう

民医連の医師研修では、共同のいとなみの視点を貫きながら、第1に、基本的臨床能力を獲得すること、第2に、チーム医療の構成メンバーがその専門性を発揮できるよう援助する経験を積むこと、第3に、基本的人権を擁護する立場を常に意識すること、第4に、「地域丸ごと健康づくり」の活動に積極的に参加すること、第5に、地域医療のプロフェッショナルとして、

生涯学習の姿勢を醸成することなどが大切です。 とくに、患者さんの多面的な問題を受け止め、 解決するために他職種と協力する実践そのもの を研修としてすすめることに民医連における医 師研修の最大の特長があります。

〈初期研修〉

民医連の初期研修は新制度発足後6年間で大 きく前進しました。医師の基本姿勢(「患者の 立場に立つ」、「生活と労働の視点」、「人権の尊 重 |、「主治医機能の発揮 | など)を養うことに 加えて、新しい教育技法なども積極的にとりい れ、他の医療機関からも高い評価を受けてきま した。民医連初期研修医の「研修満足度」は他 の施設のそれと比較して明らかに高くなってい ます。

しかし、ここ2~3年、民医連マッチング数 の減少がみられるとともに、後期研修は民医連 外に求める傾向が強まり2009年度、継続者は約 半数にとどまりました。今後、大学での初期研 修の実質1年化や臨床研修病院の競争激化が予 想される中で、今まで以上に意識的に「民医連 的研修内容」にこだわり、往診や外来など、病 棟だけでない幅広い現場で研修すること、患者 の全人的把握と人権擁護の立場をカンファレン ス、サマリー、症例レポート、地域フィールド 活動のなかで育てることを大切にすることが重 要です。そして、2年間の初期研修の到達目標 として「民医連への共感」を位置付け、「民医 連が好きになる | 研修を追求していきましょう。

〈後期研修〉

後期研修の抜本的な改革を行いましょう。研 修医の動向をみると、総合的な診療能力獲得と いう初期研修の目的と新卒医師のニーズに合致 した民医連の初期研修に比べると後期研修の内 容が研修医のニーズに必ずしも合致していない 現状が見てとれます(3年目調査より)。また、 新制度発足後、研修医の大学医局や病院組織へ の帰属意識は決定的に薄れ、1病院にこだわら ず自らのキャリアパスを積み上げることが重視 される傾向も明らかです。初期研修でプライマ リケア、後期研修で専門医取得、その後自分に 合ったところで医師人生というような、キャリ アアップモデルでいいのか、民医連として国民

の期待に応えうる医師像と後期研修を具体的に 示していくことが求められています。そして2 年目の研修医に民医連における後期研修の魅力 を語り、後期研修医をサポートする後期研修委 員会などの体制づくりが必要です。全国や地協 でも必要な体制をとります。

各県連・事業所の医療・福祉の重点と構想、 それを実現するために必要な医師集団としての 力量と個々の医師が描くビジョンをすり合わせ、 同一方向に向けるような議論と配慮、工夫が大 切です。医療構想の重点課題を達成するために、 誰がどのように研修し、必要な専門医を獲得し ていくのかについての議論が必要です。この議 論の中で後期研修の到達目標や研修場所を定め、 後期研修にかかわる体制を確立しましょう。認 定医・専門医の資格取得や各学会施設認定は各 医師のキャリアアップという側面だけでなく、 地域や事業所の共有の財産です。技術獲得は「何 のために、誰のために | の視点を堅持し、全日 本民医連の他の病院や民医連外の施設の協力も 得て可能な限り実現するようにとりくみましょ う。

〈地協、オール全日本民医連としてのネットワ ークの構築〉

初期研修においては臨床研修病院の資格要件、 後期研修においては学会の認定医・専門医資格 取得条件など、今や自院所・自県連だけでは必 要な研修ができない時代です。急性期など各分 野の専門性を持った病院、地域密着型の中小病 院や診療所、離島医療や水俣病など社会医学的 アプローチも可能な良さを生かして、地協や「オ ール民医連|で民医連医師を育てあげる姿勢が 決定的に重要です。従来の連携や協力の形態を 根本から見直し、より高い新しい水準をめざし ましょう。このための組織体制強化を全国や地 協ですすめます。

3. 医学対活動を新たな峰へ

医学生自身が民主的に成長し、医療変革・医 療再生の担い手となるよう援助すること、さま ざまな自主的活動や奨学生活動を通じて民医連 の役割を学び、確信をもって民医連に参加し、 地域医療の担い手となるよう援助することが医 学対活動の役割です。新制度発足以後、ピーク

時には200人余りの初期研修医を受け入れましたが、現在は150人前後です。今期こそ毎年200人以上の初期研修医を迎え入れ、新たな峰を築きましょう。研修を目的とした民医連への参加を否定的に見る必要はありません。医師として人生の最初の選択に民医連を選んだことは、医療活動や理念に対する共感なしにはあり得ません。同時に、現在のキャリアアップ志向、大病院・専門医重視の政策誘導、大学病院への帰還の大合唱の中で、あらためて民医連の研修決意、参加を促すための方針と体制づくりが必要です。

今求められることは、中学生や高校生からの 1日医師体験や中低学年からの奨学生対策、奨 学生の成長を促すための医師や職員、共同組織 参加の医学対活動、「医学生のつどい」の成功、 医学生運動への援助、そのための大学の動向や 医学生の要求の把握と企画など、これまで試され済みのさまざまなとりくみを、様変わりしている今の医学生の実態に即してていねいにすすめることです。これらのとりくみを各大学に対する民医連の医学対活動の総合的方針としてまとめて、方針化しましょう。

長野の健和会の実践に学び、抜本的に高校生 対策を強化しましょう。医学部をめざす段階で、 地域医療の発展に自覚的に参加する気概を持っ た受験生を育成するために従来にない大胆な行 動を組織しましょう。そして、1221人定員増と いう新しい状況にふさわしい積極的な奨学生獲 得目標を立てましょう。全国として、全国すべ ての大学に奨学生を誕生させることと各学年に 90人以上の確保をめざします。全医学生を対象 にして低学年のうちに健康とは何か、医学とな にか、医師の社会的使命とは、など現在の医学 教育に欠けがちな医学概論を学ぶこと、地域や 患者さんの実情を知るフィールド活動を重視し ましょう。そして、これまで重視してきた奨学 生活動をさらに発展させ、卒業時の民医連運動 への共感度の高さを最終的な成果項目として評

価するような構えが重要です。この夏には、新たな情勢にふさわしい医師養成と医学対に関する全国会議を開催し意思統一をはかります。

4. 民医連医師集団の形成と後継 者の意識的な養成を

民医連に入職した医師が、元気に働きつづけられ、成長するための条件整備を重視しよう。

退職問題の背景はさまざまな要因が重なって いますが、内部でできる努力を積み上げていき ましょう。①一人ひとりの医師の悩みや将来に ついて、幹部や同世代、女性医師の会など話し 合う機会を意識的にもつことや、定期的に医師 面接を行うことなどを重視し、医師同士、幹部 と医師などとのコミュニケーションを強めまし ょう。②制度教育や医局会を重視しましょう。 「私と民医連」を語り合うなど民医連綱領や歴 史、理念、総会方針などを学び、語り合う機会 を意識的に強めましょう。③奨学生時代には熱 心に社会医学的な視点を強めていたものが、臨 床の多忙さの中で、そうした活動や問題意識を 深める機会が少なくなりがちです。毎日の医療 活動の中で「育つ」とともに、意識的に社会医 学的視点を持つ活動を強めましょう。④医師労 働は大変な激務です。あらゆる工夫を凝らして、 民医連の医師が働きつづけられるために、個人 の善意に頼ることなく健康管理を強め、労働条 件の改善など管理部はじめ全職種の援助を強め ましょう。⑤女性医師が増えています。出産、 育児など女性医師をとりまく状況を踏まえ、特 段の配慮を行い、働き方についても工夫しまし ょう。⑥いま、医師は大変流動化しています。 民医連の輝きは、後期研修医にも既卒医師にと っても大変魅力的な存在であり、少なくない医 師が民医連に入職しています。全日本民医連と して全国的な宣伝物などを作成し、民医連の良 さを伝え入職や研修参加をよびかける活動を重 視します。

4節 介護・福祉分野のとりくみ

介護ウエーブのうねりを広げ、 介護保険改善・介護保障拡充を 必ず実現させよう

介護ウエーブは第2ラウンドを迎えます。 2010~11年は5年に1度実施される介護保険法 の改定の時期です。給付抑制方針の継続、また は単なる手直しにとどめるのか、それとも給付 抑制方針そのものを根本から見直し、ゆき届い た介護を保障する「介護の社会化」の真の実現 と、それをささえる介護従事者が誇りをもって 働き続けられる環境整備をはかるのかが大きな 争点です。応能負担(負担は能力に応じて)・ 必要充足(給付は必要に応じて)の原則にもと づき、費用負担の軽減、現行認定方式の抜本的 見直し、もしくは廃止、支給限度額廃止をはじ めとする利用制約のしくみの大幅な是正、基盤 整備の拡充のほか、「自立支援」など制度理念 にふみ込んだ制度改革が必要です。介護保険改 善を求める声と新たな共同を、地域から、現場 から、大きく広げます。

第1に「介護保険制度の検証と提言運動」に とりくみます。事実から出発し、制度の問題を を掘り下げ、利用者・現場の実態、具体的を 求をとりまとめ発信する「提案型」の運動を りまとめ発信する「提案型」の運動を りませめ発信する「提案型」の りませい りませずる「地域版も りませずる」を り上げるとともに、各地域でも 「地域版まました り、制度改善を求めていきまか です。 議員や関係団体、国、地方の段階 でする でするに でするとり、利用者広げで とまざまなチャンネルをつくり、利用者広げで 場でする でするである でするを の実態をリアルに伝え、協力・連携を の当まである利用 さい のもに ともにとりくむ 運動へさらに発展さ せましょう。

2012年は介護報酬と診療報酬との同時改定であり、介護・医療提供体制の一体的な再編が大きな焦点になります。介護・医療・社会保障の改善・拡充を求める大きなうねりを起こしていきましょう。障害者自立支援法のすみやかな廃止と、障がい者が人間らしく生きる権利を真に

実現する新たな制度の確立を求めていきます。

2. 地域の要求に応え、「24時間 365日」「最後まで安心して」を 追求しよう

「24時間365日 | 「最後まで安心して | をささ える民医連の事業・実践をいっそう強化してい きましょう。急性期医療を積極的に展開してい くうえでも在宅医療・介護の強化は不可欠の課 題であり、医療との連携を強め、中重度認知症 への対応を強化しましょう。連携の要となる訪 問看護の役割や位置づけなどの強化が必要です。 ケアマネジャーは一人ひとりの利用者の生活を ささえ、制度改善の課題を発信する「たたかう ケアマネジャー としての役割が重要です。地 域で暮らし続けることをささえる地域福祉の拠 点としての高齢者施設の役割、民医連社会福祉 法人の二重の役割を深め発揮しましょう。 1 県 連1施設づくりにあらためてとりくみましょう。 絶対的に不足している特別養護老人ホーム建設 に挑戦しましょう。地域包括支援センターの機 能強化と法人の支援を強めます。共同組織と連 携し、生活の場を保障する住まい・居住系施設 づくり、助け合い活動やコミュニティーづくり をすすめましょう。特に国民年金受給者や生活 保護の方でも入所(居)できる施設づくりにむ けた実践に挑戦しましょう。

高齢者(世帯)の経済基盤の弱体化、独居・ 老老世帯の増大、利用者の重度・重症化、介護 の長期化と介護者の高齢化、家事機能低下にと もなう生活障害の増大、医療支援の不足、住宅 の不備などにより、住み慣れた地域で暮らし続 けることそのものに重大な困難が生じています。 最も困難な人びとの生活、要求から出発する民 医連の原点にあらためて立ち返った事業、実践 をすすめます。単独では展開が困難な事業でも、 医療をふくめた法人全体の事業の中に位置づけ、 相乗効果をうみ出し経営改善にもつなげている 経験に学び、「複合体」の強みを生かした事業 を推進していきましょう。地域の要求を組織化 し、必要な事業を基盤整備の課題として自治体 に求めるなど、運動の視点を貫いた事業方針づ くりにとりくみます。自治体からの要請に応え、 障がい者の自立支援の活動を位置づけとりくみ ましょう。

2015年、2025年に向けて、今後「地域包括ケア」(*43)という考え方を軸に国の制度・政策が動いていくものと思われます。政府の構想の限界、問題点を押さえながら、国民本位の内容として実現させる運動課題としてとりくみ、同時に、民医連としてあるべき「地域包括ケア」について、実践的に整理し提案していきます。

介護・福祉分野の職員の確保と養成を最重点 課題としてとりくみます。事業展開や今後の事 業計画に見合った職員の計画的な確保とキャリ アアップなど養成の仕組みづくりが必要です。

「民医連を自分の言葉で語れる」職員の養成を 追求します。3分の2を非正規職員(訪問系は 9割)が占めているなど、医療分野と異なる特 徴をふまえた工夫が必要です。管理者の力量向 上と集団化が求められており、管理者の養成を 重視し推進します。養成責任者の役割が重要で す。県連での介護職部会の設置など介護職の組 織化にとりくみます。

法的整備の水準の向上を引き続き重視します。 業務管理体制の義務化に伴って法人の責任が強 められており、事業所任せにしない対応が必要です。相互点検を強めましょう。給付「適正化」のもとで、理不尽な利用制限に対するたたかいの視点を貫いた法的整備のとりくみが求められます。

民医連介護・福祉の理念(「3つの視点(案)」 ①利用者のおかれている実態と生活要求から出 発し、②共同のいとなみの視点に立ち、③利用 者の権利を守るためにたたかう、と「5つの特 徴(案)」①人権を何よりも大切にし、それを守 り抜く実践 (無差別の追求)、②自己決定に基 づき、生活史、その人らしさを実践(個別性の 追求)、③生活を丸ごと支える実践(総合性の 追求)、④根拠に裏打ちされた実践(科学性の 追求)、⑤利用者・家族・職員、ボランテイア がそれぞれの立場で協力しあいながら、地域に 根ざし、地域の中でひとりひとりに寄り添う実 践(共同のケア))の実践を事業所・職場です すめましょう。具体的な事例や介護に対する思 いを共有することを通して深めましょう。介護 の質の向上や職員養成のとりくみなど日常の活 動に活かしていくことが大切です。各地の意見 を集約し、とりまとめます。

5節 民医連運動を担う専門職の確保と養成

民医連で働く職員は、多くの専門職種で構成されています。セラピストや介護事業で働く職員も増加しています。また、事務は医事、経理、情報管理、組織部や人事など、専門的な知識と能力が求められています。各職種・職能を高め、民医連活動に積極的に生かすためには計画的な採用を行うことと民医連的な成長を促す意識的な養成が欠かせません。

いのちの平等の実践を掲げる民医連で、仲間を大切に、集団性を高め、育ち合う事業所や職場をつくることが民医連運動を前進させる原動力です。技術部門やSWの自主性を尊重し専門性を高めるための認定資格への挑戦や専門的力量の向上に向けて計画的にとりくみましょう。

 「はたらきがいある・人権が 輝く・人が育つ」民医連の事業 所・職場をつくろう

看護部門の調査でも、青年アンケートでも、 民医連で働きつづける条件の高位に「やりがい」、 「生きがい」があります。人間関係も重要な要 素です。やりがいを生み出すには、「人権の担 い手」として医療や介護活動の実践、「いのち の平等 | を掲げる民医連の理念や歴史の学習、 運動面への主体的な参加を促す風土づくりが重 要です。基本は職場づくりとチーム医療にあり ます。コミュニケーション強化のための手法も さまざまに開発されています。積極的に学び、 とりいれ、育ち合う職場づくりをすすめましょ う。職責者研修が必要です。意識的に時間を生 み出し事例検討を行うことや、民医連新聞の記 事の読み合わせなども有効です。厳しい体制の 中においても、国会要請行動や辺野古支援連帯 行動へ代表を送ること、研修会や全国、県連の 学術運動交流集会などに演題を出し参加を促す こと、意識的に地域に足を踏み出し、患者・利

用者の立場から要求や生活実態をつかみ実践に 生かすこと、スタッフへの適切な評価を行うこ となどすすめましょう。

広島共立病院では、被爆者が自分たちで発行 していた「ピカに灼かれて」が高齢で出せなく なったことを受け継ぎ、2年目の全職員が組を 作って被爆体験を聞く機会をつくって発表会と 文集発行を継続しています。管理部が「育てる」 ことにこだわり、意識的に追求しましょう。

今期は、継続的に討議している「今日的な民 医連事務政策」と「教育要綱」を完成させます。

職員の健康管理を強めましょう。「働きつづ けられるための健康づくりパンフレット」(改 訂版)を生かし具体化しましょう。

2. 看護師の確保と養成を

日本の看護師は、100床当たり66.8人の配置 です。ドイツ117.8人、フランス105.8人、イギ リス335.9人などとは桁違いの配置数です。べ ッドが多いからという論者がいますが、別の統 計では、OECD30カ国の人口1000人当たり平 均9.7人の中、日本は9.3人で、いずれも少ない のが現状です。医療事故の発生数と看護師配置 数とは反比例し、看護師が多いほど平均在院日 数が短くなる傾向であるとの統計があります。 看護師数を増やすことは、医療安全、医療の質 向上にとって不可欠です。看護師増員を確実に 実現させるためにウエーブを大きくしていきま しょう。夜勤労働の軽減や賃金、労働条件の改 善のためにも診療報酬に反映させましょう。医 師不足を背景に2007年末に厚生労働省医政局か ら「医師及び医療機関関係職と事務職員等との 間での役割分担の推進について|通知がだされ て以降、『ナースプラティクショナーの育成』 (*44) に見られるように、看護の裁量権、看 護業務の範囲の拡大など「看護職の役割拡大」 についての問題が急に看護界で論議されるよう になってきました。これらの論議は、医師不足 に対する補完的な視点からの論議のみとなって おり現状では容認できません。看護とは何か、 看護の専門性とは、看護師養成はどうあるべき かなど十分論議し、根本にある看護師不足の解 消と国民が求める医療・看護の充実に向けて運 動を強化していくことが重要です。また、保助 看法および、人材確保法の改正により、新人看

護師研修が2010年から努力義務となります。 2009年末には新人看護職員研修ガイドラインが 発表されました。新人看護職員の研修内容を見 直し、整備していくことが求められます。厚生 労働省や看護協会の動向を注視し、「新人看護 職員研修事業」の申請、制度改定についてたた かいと活用、提案の立場で準備を整えていきま しょう。

看護とは、「その人らしく、人間らしく生き ていくための人間の尊厳を守る」労働です。民 医連看護3つの視点(患者の立場に立ち、患者 の要求から出発し、患者とともにたたかう)と 4つの優点(総合性と継続性、無差別平等、民 主性、人権と運動)と重なりあうものです。患 者の立場に立って、患者は看護に何を求めてい るかを問い直し、医師をはじめとする他職種と の連携をいっそう強化し、よりよい医療・看護 を患者に提供すること、そのために看護の総合 性と専門性をさらに磨き、看護内容や質の向上 にとりくみましょう。認定看護師の養成は、医 療や看護の質を高める上でも重要であり、チー ム医療の質の向上につながります。意識的に養 成計画を持ちましょう。

民医連看護の理念と看護実践を結びつけた看 護師養成に力を入れましょう。入職や採用の原 動力は「自らの成長が見通せ」「めざす看護そ のものに対する共感」です。民医連職場でのキ ャリア開発も検討し、看護職員一人ひとりが目 標を持って働き続けられるように生涯教育シス テムをつくりあげましょう。そして、毎年必ず 1000人以上の新卒看護師の受け入れと既卒看護 師の受け入れを行いましょう。看護師の退職を 生み出さない職場づくりには、経験と法則があ ります。知識や技術的に未熟で「不安で自信が ない」ことに応える職場環境づくりが重要です。 がんばったことを皆で評価しあえることも大切 です。仲間づくりを重視し、社会性をもち、退 職を生まない職場づくりにむけて奮闘しましょ う。民医連看護学校は、『いのちの平等』を貫 く看護教育が行われており、後継者の確保の上 でも、日本の看護教育の面でも大切な役割を担 っています。同時に、運営上の苦労も少なくな いのが現状です。これまでも自主交流など行わ れてきましたが、全日本民医連としても援助し ていきます。

2010年、第10回看護・介護活動研究交流集会が石川で開催されます。多くの実践を積み上げ、持ち寄り、明るく元気な民医連看護集団として成長しましょう。

3. 民医連における薬剤師分野の 活動

民医連の薬剤師は、医薬品の専門家という立 場から、人権の守り手として、患者に寄り添い 適正な薬物療法の担い手になることです。地域 の要求に積極的に目を向け、憲法と民医連綱領 を実践する民主的な医療人の一員としての薬剤 師をめざさなければなりません。実践課題では、 医薬品評価 (新薬モニター活動)、副作用モニ ター活動のとりくみのさらなる重視、患者の立 場に立った有効で安全なジェネリック医薬品の 使用促進、「医薬品副作用被害救済制度 | を医 療従事者や患者の中に広めながら一人でも多く の患者が副作用被害から救済されるようとりく みをすすめましょう。薬害被害者に寄り添い、 被害の実態に学びながら、薬害根絶のために先 頭に立って奮闘しましょう。2009年6月の改正 薬事法で、消費者の安全性確保から一般用医薬 品がリスクに応じて三段階に分類され情報提供 も強化され、通信販売も大きく規制されました。 新たに「登録販売者」という資格もできました。 いずれは第一類(H2遮断薬など)を除く圧倒 的な種類の一般用医薬品がコンビニ等でも販売 できる流れがつくられ、新たな薬害を生む危険 性もはらんでいることを注視する必要がありま す。世界でも類のない新薬の高薬価構造や、製 薬大企業が大もうけしている実態を国民の中に 示し、医療費や診療報酬に還元させる運動も重 視しましょう。「民医連の薬剤師像 | を明確に した「薬剤師政策」の策定を行います。

在宅医療が外来医療の延長線から入院機能の一局面に変化している中で、保険薬局における 在宅分野のとりくみをさらにすすめましょう。 従来の服薬指導の延長線ではなく、在宅分野で 薬剤師の新たな役割が発揮できるよう検討を大 いにすすめましょう。人権を守り、地域になく てはならない薬局をめざし、患者の生活背景を 把握する努力を強め、保険薬局での相談機能を 高め、薬局でも無料低額診療事業が実施できる よう運動を強めましょう。薬局法人は株式会社 ・有限会社という条件の中でも非営利・協同と 集団所有を追及してきました。公益法人制度改 革による新たな「非営利一般法人」への検討と 挑戦を行いましょう。

病院薬局では、この10年あまりで医療安全の業務など薬剤師が担うべき業務範囲が増大しています。しかし、医療法で定める薬剤師定数や診療報酬上での評価はそれらを保障するものとなっていません。医療チームの一員としての役割をさらに発揮していくために必要な薬剤師が病院に配置されるよう運動を強めましょう。国民皆保険の下で製薬大企業が暴利をあげている実態や薬害根絶の課題、薬剤師の配置や正当な診療報酬上の評価など真に国民のための医薬品のあり方をめざす「薬剤師ウエーブ」(仮称)の運動を検討します。

2010年から薬学教育6年制による実務実習が病院薬局と保険薬局で始まります。後継者確保の位置づけを強め実務実習の受け入れを大きく成功させましょう。「育てる薬学対」活動を通じて薬学奨学生は120人を超えました。地協や県連で、奨学生に民医連医療を理解してもらう学習会やセミナーなどを旺盛にとりくみましょう。各県連での医学対や看学対と連携を強めましょう。

4. 青年職員の成長にむけて特別の援助を強めよう

5つの県連(北海道、宮城、長野、大阪、岡山)で34歳以下の青年職員の44%に当たる2200人からアンケートをとりました。アンケートでは「職場の人間関係がよい」が7割、「やりがいを感じている」が8割と高い比率になっている一方、「民医連活動に参加」は半数以下にとどまっています。「民医連の好きなところ」は「患者・利用者の立場に立った実践」(79.7%)という回答が圧倒的でした。この間の歴史と綱領の学習を通じて特徴的だったのは、ポリオワクチンのたたかいや訪問看護の制度化を実現したとりくみなど、民医連が何より人権を大切にし、運動しながら権利を拡大してきた実践が新鮮な感動をもって受けとめられたことです。

選挙に行くどうかの設問には、「必ず行く、 だいたい行く」が、74%で一般社会より高い投 票行動がうかがえます。健康保険本人の自己負 担や老人医療費の自己負担も当たり前の時代に 民医連に入った世代ですが、地域活動や事例を 通じて感性豊かに大きく成長する可能性を持っ た世代です。こうした仲間が青年IBに参加し、 沖縄での辺野古支援・連帯行動、平和活動や綱 領学習運動などを通じて、大きく変化していま す。押しつけではない、自らの頭で考え行動す る職員に育てることは、簡単ではありません。 地道に、粘り強く、働きかけていくこと、機会 をつくること、青年と話し合い、きちんと評価 をすることが重要です。すべての県連で青年育 成方針を持ち、青年委員会などの活動やJBの 活動など青年の活動への援助を行いましょう。 第34回全国青年JBは2011年9月に宮城で開催 されます。各地協のJBの成功とともに、全国 JBを成功させましょう。

5. 幹部養成は意識的に追求すべ き「第一級 | の課題です

私たちは、この間、トップ幹部などの独断や 非民主的な運営によって、組織が困難に陥るこ とを経験してきました。方針や綱領路線に基づいて全国や県連の方針に結集すること、現場を知り仲間を信頼すること、民医連運動を担う人づくりを重視することは事務幹部の重要な任務です。幹部は突然育つものではありません。現場で鍛えられる、仲間や地域の中で鍛えられる、研修を通じて系統的な力を蓄える、このことをいっそう強めなければなりません。

民医連の研修の特徴は、理念と管理、知識、態度、実践の統一をめざす点にあります。今の情勢は多くの幹部を必要とします。しかし、研修や試される機会が少ないのが現状です。トップ管理者研修会、事務幹部学校など計画的に実施します。事務幹部学校第2期、3期を実施します。第1期卒業生が学んだことを力に、大いに役割を果たすことを期待します。各地協などでとりくまれている養成講座などもさらに充実させましょう。さらに、民医連外のさまざまな機会を有効に活用し計画的に幹部養成をすすめることも重要です。幹部の保全のあり方を検討しましょう。

6節 「構造改革」の抜本的転換期における経営活動

2010年の診療報酬改定は4期続いたマイナス改定から、プラス改定に転じました。しかし、2010年度の診療報酬改定はわずか0.19%にすぎず、自動的に経営改善に結びつくものではありません。このプラス改定を社会保障構造改革転換の第一歩として大きく前進させなければなりません。科学的管理と民主的運営を貫き、民医連経営の優位性をいかんなく発揮した「たたかいと対応」の真価が問われています。

一方、近年中にリニューアルにとりくまなければならない事業所や、団塊の世代の退職など 多額な資金が必要となる期間でもあります。経 営改善の課題は、引き続き特段の努力が求められている課題です。

1. 診療報酬、介護報酬改定へのたたかいと対応を

診療報酬改定の内容をそれぞれの事業所の実態に即して分析し、対応可能な項目の具体化方針を迅速に作り上げることが必要です。しかし、病院重視と言われる今回の改定も、民医連の多

数を占める中小規模病院の経営改善につながる ことは期待できません。地域の医療崩壊を食い 止めるためには、引き続き診療報酬引き上げに 向けたたたかいを重視します。

全職員参加の経営の追求、統一会計基準の準拠・徹底と管理会計制度の確立を

全日本民医連は、新たな状況に対応した会計 基準の改定や毎年の全国の経営統計の発表、さらには事業所独立会計、部門別損益管理の要綱 策定などを通じて、それぞれの法人や事業所の 経営実態の正確な把握や、同種、同規模事業所 との比較が可能な条件を確立してきました。自 らの経営実態を正確に把握し、全職員で共有し なければなりません。その上に立って、具体的 で現実的な予算や経営改善方針をつくりましょ う。

3. 資金管理を改善強化しよう

資金問題は、経営の存続を決定づける課題で

す。正確な資金需要見通しを明らかにすることは、第一義的な経営課題として明確です。共同組織に依拠した資金結集や金融機関との事前の打ち合わせはもちろんですが、必要な場合には、県連や全日本への報告や相談を迅速に行い、連帯の力を生かしていくことが重要です。

4. 経営改善の具体化を

経営改善の具体的な方針は、それぞれの経営の実態によって異なりますが、今日の情勢のも

とでは、以下の諸点について検討しておくことが必要です。①医師、看護師、セラピストなどの人材確保条件の整備、②高齢者の医療介護要求に対応した活動と事業の強化拡大、③退職金、給与体系など人件費対策の検討、④補助金、助成金などの情報収集と活用、⑤無料低額診療事業の届け出を増やし、国保法四四条による負担減免の実現など患者・利用者負担軽減策の拡大、⑥薬品や材料の仕入れ価格引き下げ対策の強化、などです。

7節 「あらゆる活動を共同組織とともに」を徹底して 貫き、共同組織の強化を

共同組織は他の医療機関にない民医連運動最大の特徴の一つです。民医連運動は、医療・福祉専門職と共同組織との共同した運動です。「共同のいとなみ」の立場は、医療者と患者と思考との関係だけにとどまるものではありません。まち、以運動においても共同の関係が生かされ、の運動、助け合いなどの活動をともにすずめてきました。また医系学生、研修医、若い職員を育でることにも力を注いできました。事業所の運営や経営参加の上でも、共同組織に支えられてきました。こうした共同の活動を今後いっそう強めていきましょう。

運営委員、共同組織の仲間には、多くの知識や技能、地域のつながりを持った人が参加しています。子育てなど人生の先輩でもあります。これから、学生運動や労働運動、市民運動などを経験した世代が地域活動に参加されます。共同組織の仲間として、安心して住み続けられる

まちづくり運動の心強い担い手として役割を果 たしていただくよう働きかけましょう。退職す る民医連の職員にも共同組織の活動への参加を 積極的によびかけます。そして、「あらゆる活 動を共同組織とともに」を貫く立場を堅持して 活動しましょう。次期総会までに共同組織360 万と、『いつでも元気』誌の購読・活用を重視 し6万部をはるかに超える読者拡大と利用をす すめましょう。全ての職員が購読を目指し、各 県連が達成目標を持ち実現しましょう。第11回 共同組織活動交流集会(2011年・岩手)を大き く成功させるために、全ての県連から全国連絡 会に代表派遣しましょう。新しい連絡会は2010 年5月に発足します。集会は全国で初めて老人 医療無料化が実現した岩手で開催されます。被 爆地長崎から全国初の老人医療無料化を実現し た岩手へ、まさに9条から25条へつながるもの としましょう。

8節 全日本民医連機能、県連機能の飛躍のために

全日本民医連理事会は、新たな情勢を切り開く立場で様々な共闘組織への参加と役割を発揮することなど中央団体としての役割を強めるとともに、各県連や職員に対し、機関紙誌の充実、ホームページの改善・充実などを通じて、必要な情報の提供と交流、経験や教訓の発信、方針の提起、課題毎の交流機会の確保、各県連からの要請に応えるなど積極的に役割を果たしていきます。

理事会運営の充実と効率化をめざします。現場をもつ役員がいっそう多忙となる中、常駐役員、事務局機能強化に努め、県連や現場に寄り添った活動を行います。

県連は、各地方における民医連組織を代表する組織です。たたかいの強化や医学対、医師養成など重点方針を必ずやり遂げる立場から県連機能の役割を高めましょう。県連事務局長アンケート調査では、さまざまな悩みや苦労が出さ

れました。理事会で十分討議する時間が取れな い、医師の参加が困難、事務局体制や予算がな い、規約で統制や決定機能をもたない等々です。 県連事務局長の位置づけも県連によって違って います。

第32回総会(「6つの県連機能」) や第36期第 2回評議員会(「県連機能7つのミニマム|① 全日本民医連方針の討議と具体化、県連理事会 機構の整備、②県連長期計画の策定と具体化、 法人事業計画と経営の掌握と指導援助、③県を 代表する運動組織としての役割、④共同組織の 拡大と交流、『元気』の普及、⑤民医連運動を 主体的に担う職員育成と後継者養成の計画と具 体化 (制度教育の推進)、⑥医師問題の前進、 地協と共同して民医連運動を担う医師養成推進、 ⑦民医連組織を守り、弱める傾向とたたかうこ と)で県連の役割について述べていますが、あ らためて、こうした立場から見直しを呼びかけ ます。

特に、県連会長、事務局長の位置づけを強め ることが重要です。全日本民医連として地協活 動の強化、地協事務局長会議の充実とともに県 連事務局長会議を重視し、同規模県連毎の県連 事務局長討議や県連事務局長の役割と交流や研 修を強めます。また、県連事務局員研修会を全 日本民医連や地協レベルで開催します。

核兵器廃絶の共同行動、社会疫学に基づく交 流や研究、医師、医学生の交流、非営利・共同 事業の探究など目的を明確にして国際交流をす すめます。

全県連で、『いつでも元気』の職員読者過半 数以上を実現しましょう。民医連新聞や『いつ でも元気』、民医連医療、民医連資料は全国の さまざまな経験や集会の内容を伝えるものです。 積極的に活用しましょう。全日本民医連事務局 への人事派遣を幹部養成の視点から意識的にす すめましょう。

「非営利・協同研究所 いのちとくらし」の 役割について期待し、民医連のかかわりについ て検討します。全日本民医連50年史を初夏に発 行予定です。

おわりに

第39回総会は、山本宣治(山宣)生誕の地京 都で、無産者診療所(大崎)開設80年の年に開 催されます (*45)。また、岩手県・沢内村 (現 西和賀町)に日本で初めて老人医療無料制度が できて50年になります。全日本民医連も協賛し た「いのちの山河~日本の青空Ⅱ | が上映され ています。

莇昭三名誉会長はトップ管理者研修会で「人

間にとって最高の幸福とは何か。それは人びと のために働くことではないか | と問いかけまし た。生きがい、働きがいと民医連で働くことを 一致させる努力を重ね、「人権を守る専門家」 として成長し合いましょう。

第40回総会は2012年、岡山で開催します。次 期総会にむけて、志高く奮闘しましょう。

以上

第39回定期総会運動方針

周 語 解 説

*1 OECD

経済協力開発機構の略称で、経済にかんする 先進諸国の国際協力機関。OECDの目的は、 ①加盟国の経済成長、雇用増大、生活水準の向 上、②開発途上国援助、③多角的な自由貿易の 拡大、の3点ですが、国際社会の多様化に対応 して、資源エネルギー、1次産品、環境保護、 国際投資および多国籍企業、教育、消費者保護 などの諸問題についても積極的にとりくむ姿勢 をみせています。現在30ヵ国が加盟。

*2 日米安保条約(軍事同盟)

日本とアメリカの安全保障のため、日本に米 軍が駐留することなどを定めた2国間条約で、 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の 相互協力及び安全保障条約」。

この条約は、日本の独立後の米軍の駐留継続 だけではなく、米軍と自衛隊による共同軍事行 動を盛り込んだ軍事同盟条約です。

この条約があるため、首都・東京を含む全国 85カ所に米軍基地が置かれ、多くの国民が爆音 被害や米兵犯罪に苦しめられています。その矛 盾が最も集中しているのが沖縄です。在日米軍 基地の75%が集中し、とりわけ住宅地のど真ん 中にある普天間基地は「世界1危険な基地」で、 無条件即時撤去は沖縄県民・国民が切望する待 ったなしの課題です。

*3 「全日本民医連の医療・介護再生プラン案」

崩壊の危機に瀕している日本の医療・介護の 再生をめざした提言。全日本民医連第38期理事 会が、第38回総会での討議を踏まえて発表しま した。プラン案では財源も提案しました。民医 連はこのプラン案をもとに、医療・介護の分野 をはじめ各界の方を迎えたシンポジウムなどを 開催し、国民的合意づくりに努力してきました。

*4 臨調「行革」

1981年に中曽根内閣が設置した臨時行政調査会(臨調)が、「増税なき財政再建」をめざす行財政改革(行革)について提言しました。その「基本理念」は、国内的には「活力のある福祉社会の実現」、対外的には「国際社会に対する積極的貢献」の2つ。活力のある福祉社会の実現のために、民間企業の活力を大前提とし、「自立・自助」と「連帯・相互扶助」が社会の基本とされました。これにもとづき、社会保障の切り捨て、大企業や高額所得者優遇税制、電電公社など3公社の民営化などが実行されました。

*5 「年次改革要望書」

1993年の日米首脳会談後から日米両国間で交換されている文書で、「経済発展」のために市場開放、規制緩和、構造改革の要求が盛り込まれています。

アメリカからの要求に「健康保険のきかない 医療を増やせ」という項目があり、ほかにも民間の医療保険、生命保険の会社が日本で業務を 拡大できるようにすること、医療への株式会社 参入などを要求しています。郵政民営化もアメ リカの要求の柱でした。

*6 ゼロ税率

業者から医療機関が購入する薬や医材などに は消費税がかかっています。しかし医療は非課 税のため消費税を請求できません。その分医療 機関の持ち出しとなり、経営を圧迫しています。 税率が上がれば、さらに経営困難に追い込まれ ることが予測されます。

ゼロ税率とは、非課税とは異なり、課税はするがその税率はゼロという意味です。ゼロ税率になると、薬や医材などの仕入れにかかった消費税分が還付され、医療機関の持ち出しはなくなります。

*7 生活保護老齢・母子加算の廃止

生活保護の70歳以上の高齢者には、肉体的、 社会的条件からくる高齢者の特別需要を補うこ とを目的に、月額1万7930円(都市部)が老齢 加算として上乗せ支給されていました。ところ が厚労省は、特別の需要があるとは認められな いとして2005年度末で全廃しました。

また、生活保護を受けているひとり親世帯に 支給される母子加算(都市部で子ども1人の場 合、2万3260円)は、2005年度から段階的に削 減され2008年度末で全廃されました。しかし国 民の運動と世論により、母子加算復活を公約に 掲げた新政権のもとで2009年12月1日に復活し ました。

*8 成果主義賃金

年齢や勤続年数ではなく、労働者個人の業績 ・成果を評価して決める賃金制度のこと。評価 で賃金が増減するほうが従業員の意欲を引き出 せると言われていますが、①リストラ推進の中 で賃金上昇を抑えながら、労働者に競争と労働 強化を強いることで人件費総額を抑える、②「成 果 | をめざす労働者同士の競い合いを意識的に 利用して労働者の団結を崩す、との目的で多く の企業で導入されました。

*9 思いやり予算

在日米軍の駐留経費の日本側負担分のうち、 義務がないのに負担している経費のことです。 もともと日本側の負担は軍用地料だけでした。 ところが自民党政府は1978年、「思いやりの精 神で米軍駐留経費の負担増に応じる」と、新た な負担に応じました。2008年には2083億円と、 当初の30倍にも膨張し、この30年間で2兆7000 億円を超えています。

米軍家族住宅や教会などの施設のほか、水光 熱料、演習費、戦闘と不可分の施設整備など、 米軍活動のほとんどすべてを対象にし、米兵が レジャーで利用する高速道路の料金まで負担し

*10 資格証明書

資格証明書は、国保料(税)を滞納した世帯 に、制裁措置として発行されるものです。資格 証明書は給付の一時差し止め通知にあたり、受 診した場合はいったん窓口で医療費全額を支払 い、還付請求をすると七割分が戻ります。

*11 地方公共団体財政健全化法(財 政健全化法)

正式名称は、「地方公共団体の財政の健全化

に関する法律」。2007年成立。地方自治体の財 政悪化の〝早期是正〟を掲げ、政令で定める基 準(赤字比率)を自治体が超えた場合に、「財 政健全化計画 | の策定などを義務づけています。

国保事業特別会計や自治体立病院特別会計な ども連結決算として計算されるため、国民健康 保険や公立病院の赤字を抱える自治体では、国 保料の滞納者に対する取り立て強化や公立病院 経営を黒字化するための統廃合などがすすめら れています。財政の健全化(黒字化)のために、 福祉などの住民サービスの予算も削られていま

*12 公立病院改革ガイドライン

2007年12月に総務省が策定したガイドライン。 経営状態の悪化と医師不足に伴う診療体制の 縮小がすすむ中、公立病院の役割の明確化とと もに、①経常収支の黒字化のための経営効率化、 ②病院再編・ネットワーク化、③経営形態の見 直しの3つの視点での改革の推進を求めていま す。民間と競合する部門の廃止や統廃合など公 的病院の再編、経営効率化については給与体系 の見直しや民間的経営手法の導入、病床数削減 をうながす内容で、民間への譲渡を含む経営形 態の見直しも提起しています。このガイドライ ンを踏まえ地方自治体には、2009年度内に公立 病院改革プランを策定することが課されました。

*13 社会保障推進協議会

略称は社保協。社会保障の拡充を願う団体・ 個人が共同して運動をすすめるための組織。中 央社保協には全国労働組合総連合や全国建設労 働組合総連合など28の労働組合、全日本民医連 はじめ全国保険医団体連合会や全国商工団体連 合会など12の団体、政党では日本共産党が加盟 しています。そして、県や地域に地域社保協を つくり、地域の要求にもとづく運動をすすめて います。

民医連は、すべての県連・事業所が共同組織 と力をあわせ、対応する社保協の運営や地域社 保協づくりに積極的な役割を果たすことを呼び かけています。

*14 医療団体連絡会

略称は医団連。全日本民医連、全国保険医団

体連合会、日本医療労働組合連合会、日本生活協同組合連合会医療部会、日本患者同盟、新日本医師協会の6団体で構成しています。各団体の共同によって、社会保障改悪反対のとりくみをすすめています。集会や学習会などを開催し、社会保障の改善運動に大きな役割を果たしています。

*15 国民投票法

正式名称は「日本国憲法の改正手続きに関する法律」。「改憲手続き法」とも呼ばれます。憲法改正に必要な法律がないとの理由で、2007年5月、慎重な審議を求める圧倒的多数の国民の声や野党の反対を押し切って、安倍政権が強行成立させました。2010年5月18日に施行予定。

*16 原水禁世界大会

原水爆禁止世界大会のこと。1954年3月1日、太平洋のビキニ環礁でアメリカが行った核実験による日本の漁船乗組員の被ばくは日本国民に衝撃を与えました。これを契機に原水爆禁止の署名運動が全国に広がり、翌1955年に第1回原水爆禁止世界大会が広島で開かれました。

この運動は、唯一の被爆国日本の国民が生みだした壮大な大衆的平和運動として、歩み続けています。民医連からは毎年1500人前後の職員・共同組織構成員が参加しています。

*17 公正中立な医療事故問題を扱う 第三者機関

医療事故問題の解決のために、全日本民医連は2003年、医療事故を調査する第3者機関の創設を厚労省に要望しました。

その後検討を重ね、①医療機関・患者双方から相談を受けつける相談窓口、②被害者の救済制度の創設、③裁判外での紛争処理機関の設置、 ④医療事故を調査し公開し、原因究明・再発防止に役立てる、の四点を柱とする要望書を翌年に提出しました。

さらに2007年、オーストラリアのビクトリア 州の死因究明制度の視察などをふまえて3度目 の要望書を提出。右記の4つの柱に加え医療従 事者の行政処分について、独立性と透明性の確 保や独自の調査システムをもつなど、自律的な 機能を要望しました。 2007年、厚労省に「診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会」が設置され、2008年4月に「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案(第3次試案)」、6月に「医療安全調査委員会設置法案(仮称)大綱案」が発表されましたが、パブリックコメントでは賛否両論が寄せられています。

*18 新医師臨床研修制度

2000年11月の医療法、医師法改正により、診療に従事しようとする医師は、医師国家試験合格後、2年以上大学附属病院か厚労省の指定する病院(臨床研修病院)で、臨床研修を受けることが義務化され、2004年4月から実施されました。医学部6年生・研修病院の双方が、希望する病院・受け入れたい医学生を登録し、マッチングと呼ばれるしくみで研修する病院が決定されます。

2009年四月に、①研修の必修科を削減し、実質的に1年の研修だけで専門研修に入ることを可能にする、②年間入院患者数が3000人を超えることを臨床研修病院の条件にして中小病院での研修数を制限し、大学病院に研修医を誘導する、③大都市に研修医が集中することを避けるために都道府県ごとの研修定員に上限を設定することを目的に見直されました。

しかし、見直し反対の声が多数寄せられたことをふまえ、従来の臨床研修の理念や到達目標は維持されるとともに、都道府県毎の定員の削減幅や臨床研修病院の条件の運用については激変緩和措置が設けられています。

*19 無料低額診療事業

無料低額診療事業とは、社会福祉法に定める 「生活困難者のために、無料又は低額な料金で 診療を行う事業」(同法第2条3項の9)のこと。

事業を行うには届け出が必要で、それには、 総患者数の1割以上が生活保護受給者、援助を 受けた困窮者であること、減免方法の明示、S Wの配置、無料の健康相談、保健教育などの要 件があります。どの経営主体でも届け出をする ことで事業が可能で、法人税や固定資産税など の税制上の優遇処置が、とれる場合あります。

*20 国保法44条

国保一部負担金(窓口負担)減免制度のこと。 国民健康保険法第44条で、「特別な理由があり 一部負担金を支払うことが困難な場合、自治体 が負担金を減免、猶予できる」と定めています。

しかし、国による統一的な運用基準がなく、 自治体が減免分を全額負担する必要があるため、 実際に実施・適用している自治体は一部です。

「生活保護の1.1倍から1.4倍」など、低所得を理由とする減免の判定基準をもつ自治体は、広島市や沖縄県豊見城市など155自治体にすぎず、実施・適用がゼロという県も多数あります。すべての自治体でこの制度を活用させ、国保患者の窓口負担を軽減させる運動が必要です。

*21 全国連帯基金

経営困難な法人などに対して、経営再建のために必要な資金の貸し付けを行う民医連独自の基金で、全日本民医連経営困難組織支援規定の中に盛り込まれたものです。

この支援規定では、1年以内に資金ショートに陥る危険がある状態を経営困難と規定し、その対応として、①予防(統一会計基準の徹底、経営実態調査、大規模設備投資の事前報告と個別指導)、②実態把握、③判定(自力再建・県連内支援再建・全国支援再建・その他)、④対策委員会の組織、⑤全国支援、⑥全国連帯基金の貸し付け、⑦総会等への報告が規定されています。第36回総会で決定され、総額は2億円です。

*22 石川・輪島友の会で行っている 独自の「助け合い基金」

石川県の奥能登健康友の会では、経済的に厳しい患者さんの自己負担軽減のために、保険調剤薬局での窓口負担などを援助する「たすけあい基金」をつくっています(石川勤医協は、公益法人として無料低額診療事業を実施していますが、薬代は無低診の対象となりません)。「たすけあい基金」は、「いつでも元気」の還元金(1冊100円)と、「たすけあい基金募金」をもとに運営され、年間40万~50万円が利用されています。

*23 選定療養、入院時医学管理加算 とのリンク

2008年度診療報酬改定で、急性期医療を担う病院医師の負担軽減を目的に、外来を縮小するための措置で、初診時の『選定療養費』の届け出には、「実費徴収を行っている」ことを算定要件としました。「診療報酬本体」と「選定療養費」をリンクし、本来「取っても取らなくても『自由』なはずの」選定療養を条件に加えたことが問題です。今後、診療報酬本体と「選定療養費」のリンクの拡大も予測され、実質「混合診療」につながり、日本の医療制度を根幹から破壊します。

さらに、入院時医学管理加算の要件に「内科、精神科、小児科、外科、脳神経外科、整形外科及び産科又は産婦人科を標榜し、当該診療科に関わる入院医療を提供していること」などを加えました。急性期・救急医療を担い、年間数千件の救急車を受け入れている病院でも、これらの条件をすべて満たさない限り、入院時医学管理加算は算定できなくなりました。

*24 歯科再生プラン(案)

2007年総務省家計調査では、経済的理由で歯科受診を控えた人が、低所得層で40%、高所得層で13%と、3倍の格差となっており、貧困・格差の問題は歯科においても顕著です。健診制度も不十分で、特に成人期は労働安全衛生法や特定健診・特定保健指導にも位置づけられず、

「歯科医療は自己責任」とされています。

歯科は医療費抑制の先陣と位置づけられ、医療費総計に占める割合は年ごとに減少しています。約30年間も新しい技術が保険適用されないなど、長期にわたる低診療報酬制度が続いています。その結果、歯科医師の5人に1人がワーキングプア、技工士の3割が年収250万以下です。「歯科再生プラン(案)」は、保険適用範囲や公的健診の拡大、口腔ケアの拡充など日本の歯科医療再生への提言です。

*****25 辺野古支援連帯行動

辺野古沖沿岸新基地建設反対支援・連帯行動は、2004年10月にスタートしました。

現在、沖縄・辺野古の海を埋め立てて1600メ

ートルのV字形滑走路をつくる新基地建設計画がすすめられ、それを拒否する沖縄県民との間で大きな問題となっています。辺野古は在日米軍再編の要と位置づけられ、米軍の新たな出撃拠点であるグアム基地建設と連動している点も重大です。

連帯・支援行動は、現地で命がけの反対運動をしている人びとを全国から激励・支援し、平和にとりくむ民医連職員の活動をより一層発展させる契機にすることを目的としています。2010年2月までに19回実施しました。

*26 「水俣病幕引き法」

公害の原点である水俣病の被害者を切り捨て、加害企業チッソの責任を免罪する水俣病特別措置法。2009年7月、「これではチッソ救済法だ」と反対する患者の声に背を向け、民主、自民、公明の賛成で成立しました。

同法は、公害健康被害補償法にもとづく国の 判定基準で認定されていない患者を対象とし、 手足や全身の感覚障害のある未認定患者を「救 済」するとしています。しかし、救済対象の範 囲や判定基準などの重要事項は何も決まってお らず、認定申請者や訴訟提起者は対象外として いるなど、水俣病に苦しむ人たちすべての救済 とはほど遠い内容です。

*27 原爆症認定集団訴訟

被爆者が原爆症認定申請をしても、厚生労働省の認定基準が厳しく、被爆者約27万人のうち認定された人はわずか2000人余で、認定率は0.7%にとどまっていました。これに対し、「自分の病気を原爆の被害によるものと認めてほしい」と、全国17地域で306人(09年12月現在)の原爆被害者とその遺族が原告となって原爆症認定を求めて訴えました。全ての裁判で原告勝利の判決が出され、国は21連敗しました。

政府・厚労省は、原爆症認定基準の見直しを 余儀なくされ、認定者数は大幅に増加しました。 09年8月には麻生首相(当時)と日本被爆者団 体協議会との間で「確認書」が交わされ、同年 12月、国会で集団訴訟原告を救済するための「原 爆症基金法」が全党一致で成立しました。しか し、未認定者の認定や原爆症認定行政の抜本的 な改善、被爆者全員の救済など多くの課題が残 されています。

*28 DPC

診断群分類別包括制。入院患者が入院期間中にどのような疾患で、どのような状態の治療をしたかをコード化した診断群分類です。DPCによる1日定額払い制度では、1日あたりの入院費用の支払い額を入院期間内で治療した疾患によって決定。支払い額は、前年実績などが医療機関別係数で調整されて病院ごとに異なります。2010年改定では、新たな機能評価係数の導入が検討されています。

2008年度現在、DPC対象病院は合計718病院、一般病床・約91万床に占めるDPC対象病床・約29万床の割合は3割強に達しました。2009年度は新たに567施設が導入し、一般病床の5割弱が対象病床となります。

*29 全国青年ジャンボリー(JB)

1972年に「ひとりぼっちの青年をなくそう」と、山梨県西湖畔で第1回民医連全国青年ジャンボリーが開催されました。以来、毎年開催され、2002年以降は隔年開催しています。

全国 J B には、全国の民医連で働く青年職員 約1000人が参加します。青年職員が主体となっ て交流し仲間を広げながら、ともに学び、民医 連職員として成長を図ります。09年には福岡県 原鶴温泉で第33回全国青年 J B が行われました。 次回は2011年秋に宮城県で開催予定。

*30 薬害肝炎訴訟

汚染された血液製剤を投与され、C型肝炎に 感染した薬害被害者が、2002年に国と製薬企業 を相手に集団で起こした訴訟。5年の裁判で原 告は200人以上となり、2008年1月に国会で薬 害肝炎被害救済法が成立。原告と政府の間で基 本合意が締結され、1年後には被告企業とも合 意が成立しました。民医連は全国でたたかいを 支援してきました。

すべての肝炎患者の救済を目的に2009年11月、 肝炎対策基本法が成立。しかし、B型肝炎訴訟 (感染原因が注射針・筒を連続使用した集団予 防接種にあるとした裁判) は続けられています。 すべての肝炎患者が安心して療養と生活支援が 受けられるよう、さらなるとりくみが求められ ています。

*31 管理会計

経営組織の規模・特徴などに応じ、経営上の さまざまな目的にしたがって行われる会計のこ とをいいます。決算書作成のための会計や、総 代会、社員総会などで承認を受けるといった一 定の法制度にもとづく外部報告目的の会計が、

「財務会計」です。一方「管理会計」とは、事 業所独立会計や資金繰り表による管理、予算管 理など内部管理目的の会計です。管理会計の目 的として、①経営の改善、財産の保全、②職員 などの経営参加があげられます。特に、経営の 権限と責任を経営トップに集中させず、できる 限り現場に委譲する「分権管理」をすすめ、職 員の経営参加を推進するためには、この管理会 計を有効に活用することが大切です。

*32 相互交流協定を結んでいる緑色 病院

韓国の源進レーヨンが日本の東洋レーヨン から輸入した工場設備で、二硫化炭素中毒の労 働災害が起きました。その解決基金をもとに、 職業病専門病院として1999年6月、源進・緑色 病院 (Green Hospital) や研究所が設立されま した。これには80年代の韓国民主化闘争をたた かった進歩的な医師たちが尽力しました。

全日本民医連は、同院と2006年3月、「お互 いの総会などに代表を招待し、青年職員をはじ め、職員の見学・交流をすすめる | とする交流 協定を結びました。

*33 NPT再検討会議

2010年5月にアメリカ・ニューヨークで開か れる国連の会議で、正式名称は核不拡散条約(N PT)再検討会議。アメリカ・イギリス・中国 ・フランス・ロシアの5カ国だけが核兵器を保 持することを認めた差別条約との批判もありま す。2009年4月には、米国のオバマ大統領が「核 兵器のない世界を追求する」と演説し、注目さ れました。

NPT再検討会議で「核兵器のある世界から、 核兵器のない世界へ | と転換できるかどうかが、 重要な焦点となります。

*34 ハンセン病問題に関する検証会 議の提言に基づく再発防止検討

「ハンセン病問題に関する検証会議」が2005 年3月に最終報告を公表しましたが、その中で 再発防止のために患者・被験者の権利擁護の法 制化について提言しました。「ハンセン病問題 に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討 会」は、その「ハンセン病問題に関する検証会 議 による再発防止のための提言を十分検討し、 その実現に向けたあり方、道筋などを明らかに することを目的に設置されたもので、2009年3 月に報告書が公表されました。その中で、第1 に、患者の権利に関する体系、第2に、疾病を 理由とする差別・偏見の克服、国民・社会への 普及啓発について述べています。

***** 35 高額療養費給付制度

医療費が高額となる場合、その負担を緩和・ 軽減するのが「高額療養費給付制度」です。制 度が定める自己負担限度額を超えた部分が払い 戻されるしくみで、1973年に始まりました。被 保険者、被扶養者ともに1人1カ月の自己負担 限度額は所得に応じて算出されますが、制度改 定のたびに限度額が引き上げられています。

現在、上位所得者で「15万円+ (総医療費-50万円)×1%」で、一般は「8万100円+(総 医療費-26万7000円)×1%」、住民税非課税 世帯で3万5400円です。保険外併用療養費の差 額部分や入院時食事療養費、入院時生活療養費 の自己負担額は対象になりません。

*36 ADL

日常生活動作(Activities of Daily Living) の略で、食事、排泄、着脱衣、入浴、移動、寝 起きなど、日常生活の基本動作のこと。高齢者 の身体活動能力や障害の程度をはかる重要な指 標の一つです。最近は日常生活活動という言い 方もされています。

また、IADL(手段的日常生活動作・Instrumental ADL)は、ADLを基本にした日常生 活上の複雑な動作のことで、買い物や洗濯、電 話、薬の管理、金銭管理、乗り物などが含まれ ます。

*37 健康の社会的決定要因(ソリッド・ファクツ)

WHO(世界保健機関)は、健康の社会的決定要因に関する意識の向上を目的として、1998年からソリッド・ファクツ(根拠のある事実)を公表し、2003年には第2版を発行しています。ソリッド・ファクツでは、社会的決定要因として、「社会格差」「ストレス」「幼少期」「社会的排除」「労働」「失業」「社会的支援」「薬物依存」「食品」「交通」をあげています。

2005年の「国際化した世界における健康づくりのためのバンコク憲章」(WHO)では、国際化した世界における健康の決定要因を管理するために必要な活動と責務、誓約が確認されています

*38 医療メディエーション

医療メディエーションとは、医療現場においてトラブルや医療事故等が発生した際に、対立する患者・家族と医療者をメディエーターが中立で第三者の立場から援助し調整することで、 患者・家族と医療者が自分たちの力で合意し、 葛藤を乗り越えようとするための仕組み。

*39 ヘルスプロモーション

WHO(世界保健機関)が1986年のオタワ憲章で提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、「人々が自らの健康をコントロールし、改善できるようにするプロセス」と定義されています。健康は毎日の生活のための資源であり、人生の目的とはなりません。健康は身体的能力だけでなく、社会的、個人的な面での資源という点を重視した前向きな考え方です。

*40 NST

Nutrition Support Team の略で、日本語では「栄養サポートチーム」などと訳されます。さまざまな医療スタッフがチームを組み、患者に適切な栄養管理が行われるように支援をすることを目的としたチームです。栄養状態が悪いと免疫機能が低下し、感染症が起こりやすくなったり、合併症を起こす危険が多くなったり、全身状態の悪化、QOLの低下などを招きます。チームの活動は、入院日数の短縮にもつながっ

ています。

*41 ICT

InfectionControl Team の略で、「感染制御チーム」のこと。医療施設で感染管理を担当する専門職によるグループを指します。

*42 ER

Emargency Roomの略で、一般的には北米型の救急システムのこと。24時間、365日、すべての救急患者を受け入れるのが特徴で、ERドクター(ER専門医)がすべての科の診断および初期治療を行い、必要があれば各専門科につなぐ仕組みです。

日本では従来、1次、2次、3次と、重症度に応じた医療機関が設定されており、それに応じて救急隊が搬送する仕組みでした。3次救急医療を中心に発展してきましたが、1次、2次救急医療の整備が急務となり、1次、2次の救急医療もこなせる救急医療システムおよび救急医を育成する方向へ転換が図られています。

*43 地域包括ケア

厚労省がまとめた「地域包括ケア研究会報 告」(2009年5月)では、「地域包括ケア」体制 について、「ニーズに応じた住宅が提供される ことを基本とした上で、生活上の安全・安心・ 健康を確保するために、医療や介護のみならず、 福祉サービスをふくめたさまざまな生活支援サ ービスが日常生活の場で適切に提供できるよう な地域での体制」としています。今後の高齢化 に向けた積極的な考え方ですが、同時に、公的 責任よりも「自助・互助 | を強調している点や 介護保険制度について「効率的かつ効果的な制 度設計」を目指すとされているなど問題点も含 んでいます。今後予定されている介護保険の見 直しや介護・医療提供体制の一体的再編の中心 的な考え方のひとつとして位置づけられていま す。

*44 ナース・プラクティショナー

医療従事者の1つで、大学院で専門教育を受け、比較的安定した状態にある患者を主たる対象として、自律的に問診や検査の依頼、処方等を行うことが認められた看護師のこと。

アメリカではクリニカル・ナース・スペシャ リスト・麻酔看護師・助産師と共に上級実践看 護師の1つとして位置づけられています。日本 では、08年現在、医師法により医師・歯科医師 以外による診断や投薬などは認められていませ んが、08年4月から老年及び小児のナース・プ ラクティショナーの養成教育が始まっています。

*45 山宣、無産者診療所

1889年、京都に生まれる。東大に学び、同志 社、京大講師を務めるかたわら貧乏人でも幸せ になれるよう産児制限運動を行うなど労働者、 農民への限りない愛情を注ぎ実践を行った生物 学者だった。1928年の第1普通選挙に労農党(当 時、日本共産党は非合法)より立候補し当選。 日本が本格的に中国への侵略を開始する前夜の 時代であった。1929年、治安維持法を最高刑死 刑とする事後承諾案が上程される中、唯1人、 治安維持法の反対を貫いた。国会開催の前日大 阪で行った「山官一人孤塁を守る・・・」は余 りにも有名な言葉。その後上京したが国会開会 日の夜(1929年3月5日)、常宿の神田・光栄 館(現在の岩波ホール近く)で右翼に襲われ絶 命、享年39歳。

多くの労働者、農民がその死を悼み「労働者、 農民の病院をつくれ」のアピールが出され、翌 年1930年に東京に大崎無産者診療所が誕生した。 できては潰され潰されてはでき、以後、天皇制 政府によって新潟の2つの無産者診療所が弾圧 されるまでの11年間に、全国に1病院23診療所 が誕生し、20数県連に準備会ができた。人権も なにもない時代に侵略戦争反対、人権を守り抜 く医療実践、友の会の組織化など残した教訓は 大きい。戦後、この運動は民主診療所に受け継 がれた。

運動方針に関する資料

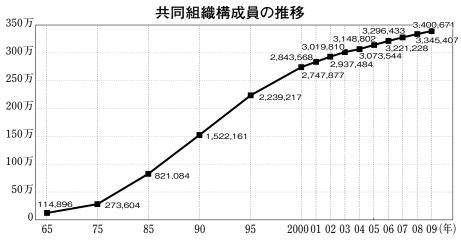
※資料の表中に「福岡」と記してある箇所は「福岡・佐賀」、

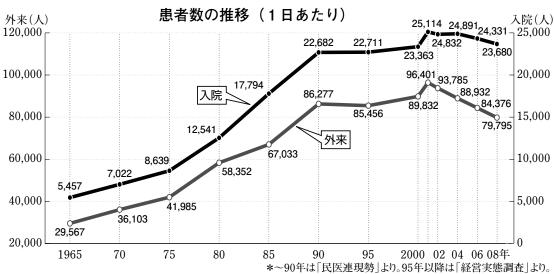
全日本民医連組織概況 14年間の推移

(カッコ) 内は対前年差

	病院	医科診療所	歯科施設	その他事業所	常勤換算職員数
1996年	155	367	79	195	41,285
1998年	154 (-1)	408 (+41)	82(+3)	411(+216)	44,654 (+3,369)
2000年	153(-1)	461 (+53)	95(+13)	664 (+253)	47,943 (+3,289)
2002年	154 (+1)	481 (+20)	107(+12)	803 (+139)	52,264 (+4,321)
2004年	152 (-2)	511(+30)	111 (+ 4)	908 (+105)	56,773 (+4,509)
2006年	154 (+2)	522 (+11)	116(+5)	977 (+69)	62,287 (+5,514)
2008年	151 (-3)	523 (+ 1)	111(-5)	1,000 (+23)	65,101 (+2,814)
2010年	147 (-4)	525 (+ 2)	$111(\pm 0)$	1,018 (+18)	67,754 (+2,653)

- *事業所数は毎年1月の理事会で確認した加盟数
- *職員数は前年の4月1日現在、04年調査からは前年10月1日時点





共同組織関係資料①構成員現勢は現勢は2009年11月末現在の数字②『いつでも元気』は2010年2月号(2010年1月12日締)の数字

							[1 - 2 C O][X[] [82010 2]] ·] (2010			1 1 / 112 11/	hh) 62 8X 1
			ふやしと構成				[t	ゝつでも元気 』		参考:	
県連名 単位	2009年度	2009年度末		増減(09年 4		現勢(2009	2 年前	最新号2010年		職員一人あ	
,	拡大目標	到達目標	拡大数	減数	純増		2008年2月号		増減	正職員数	対比
北海道 人			7,954	4,651	3,303	263,601	6,721	6,869	148	3,485	2.0
青 森 人	6,200		2,665	1,724	941	113,682	579	648	69	1,342	0.5
岩 手 世	1,700	30,074	739	421	318	28,692	159	175	16	221	0.8
秋田人	930	9,728	163	223	-60	8,422	294	268	△26	1,051	0.3
山形人	4,438	67,407	1,477	3,667	-2,190	62,362	1,253	1,239	14	1,309	0.9
宮城 両	0.050	50,000	2,376	1,426	950	47,397	2,792	2,983	191	1,480	2.0
福島人	3,873	84,695	1,422	56	1,366	81,769	279	290	11	981	0.3
栃木人	750	12,360	236	102	134	11,745	210	53	53	69	0.8
群 馬 両 茨 城 両	5,000	00.500	2,062	1,753	309	113,321	613	581	△32	1,342	0.4
	1,000	20,788	448	155	293	20,038	340	327	△13	292	1.1
埼玉世	10,444	10.550	6,216	2,109	4,107	225,017	623	587	△36	1,189	0.5
千葉 両	3,500	40,750	2,865	1,657	1,208	38,812	1,897	2,193	296	924	2.4
東京両	0.050	250,000	4,969	2,260	2,709	238,200	5,731	5,601	△130	6,107	0.9
	8,950	144,000	4,725	1,837	2,888	140,896	1,415	1,505 1,294	90 30	1,561	1.0
- 714 F		128,000	703	538 2,371	165 3,335	19,581 125,332	1,264 2,127		282	1,058 2,238	
長野 両 新潟 人	1,850	34,217	5,706 1,132	2,371 578	554	32,921	655	2,409 635	<u>∠82</u> △20	962	1.1 0.7
富山人	1,000	34,217	541	346	195	26,433	381	381	0	456	0.7
岩川 人	3,800	50,000	2,305	1,374	931	48,144	1,928	2,039	111	918	2.2
福井人	1,000	19,964	2,303	78	220	19,184	268	252	△16	246	1.0
岐阜両	817	13,750	331	44	287	14,040	637	683	46	282	2.4
静岡世	017	13,730	649	289	360	12,177	806	863	57	230	3.8
愛知両	11,400		3,426	2,553	873	164,318	980	1,017	37	2,045	0.5
三 重 両	1,850	43,000	672	59	613	42,691	210	200	△10	316	0.6
奈良世	2.171	35,486	1.762	521	1.241	35,100	1.270	1,292	22	1.178	1.1
京都両	5,000	60,000	1,736	-666	2,402	55,669	4,406	4,352	△54	1.886	2.3
滋賀人	500	7,958	406	105	301	7,789	491	508	17	116	4.4
大 阪 両	17,000	317,000	11,318	2,903	8,415	308,194	2,428	3,043	615	2,513	1.2
和歌山 人	1,000		682	221	461	26,293	149	152	3	330	0.5
兵 庫 両	9,000	156,000	5,303	1,744	3,559	155,347	1,069	1,069	0	1,485	0.7
岡山人	8,232	132,300	5,169	1,716	3,453	129,521	1,031	1,024	△7	2,015	0.5
広島人	6,000	97,799	2,530	1,144	1,386	93,185	361	318	△43	930	0.3
鳥 取 人	2,400	·	1,314	341	973	44,337	362	349	△13	564	0.6
島根人	5,500	58,571	1,889	1,087	802	53,840	290	281	$\triangle 9$	1,050	0.3
山口人	2,000		399	257	142	17,587	175	160	△15	228	0.7
徳島人	4,500		1,643	841	802	41,761	141	157	16	369	0.4
愛 媛 世	3,000	41,841	2,131	667	1,464	40,543	179	193	14	316	0.6
高 知 人			1,074	428	646	52,670	118	121	3	205	0.6
香川人	2,900	44,383	1,694	261	1,433	42,916	180	179	△1	456	0.4
福岡·佐賀 両	8,700	85,775	2,729	898	1,831	79,428	5,297	5,275	△22	3,204	1.6
大 分 世	1,730	23,763	992	6,446	-5,454	22,631	181	168	△13	235	0.7
熊本人	1,120	24,235	650	498	152	23,465	1,515	1,457	△58	561	2.6
長崎世	1,213	13,889	513	18	495	13,171	445	604	159	380	1.6
宮崎 人	2,800	140.000	1,838	409	1,429	44,097	280	275	△5	212	1.3
鹿児島 人	7,100	149,609	5,660	2,454	3,206	145,715	1,024	1,098	74	1,116	1.0
沖縄世	4,000	72,637	2,533	217	2,316	68,637	340	429	89	900	0.5
/ 	164,368	2,319,979	108,045	52,781	55,264	3,400,671	53,684	55,596	1,912	50,352	1.1
(年間拡大目標	票数・到達数	は、県連とし	ては数値目	際を持ってい	いないと	個人購読→	261	280	19	E0.053	
ころ、あるいに	4斤万たけり	せめているとこ	ろがありま つ	9-0)		合計部数→	53,945	55,876	1,931	50,352	1.1

(職員数は2009年10月1日の職員数による)

『いつでも元気』14年間の推移

	(0)	スし』	十一向マノルイグ
	年間実増	到達部数	活動交流集会
97年2月号		25,575	
98年2月号	6,042	31,617	第4回集会/福岡
99年2月号	2,166	33,783	
00年2月号	6,463	40,246	第5回集会/北海道
01年2月号	2,452	42,698	
02年2月号	3,059	45,757	第6回集会/石川
03年2月号	1,362	47,119	
04年2月号	3,652	50,771	第7回集会/東京
05年2月号	1,333	52,104	
06年2月号	726	52,830	第8回集会/岡山
07年2月号	503	53,333	
08年2月号	612	53,945	第9回集会/長野
09年2月号	967	54,912	
10年2月号	964	55,876	第10回集会/長崎

共同組織構成員拡大・脱退数(16年間の年次推移)

年度	加入数	脱退数	実増数
94年	187,796	37,875	149,921
95年	169,568	46,176	123,392
96年	158,727	49,492	109,235
97年	182,623	73,803	108,820
98年	158,878	56,875	102,003
99年	147,909	53,455	94,454
2000年	174,641	59,222	115,419
01年	175,020	72,561	102,459
02年	158,167	63,546	94,621
03年	145,160	65,085	80,075
04年	149,932	87,696	62,236
05年	153,442	65,064	88,378
06年	143,441	45,064	98,377
07年	164,696	87,282	77,414
08年	168,135	100,518	67,617
09年11月末	108,045	52,781	55,264 (11月末現在)

介護保険・指定事業数

	2008年	- / 4	2009年	
	事業所数	利用者数	事業所数	利用者数
介護予防訪問介護	253	5,663	256	5,896
訪問介護	261	14,051	267	14,867
訪問介護計	261	19,714	267	20,763
介護予防訪問入浴	6	1	5	0
訪問入浴	8	171	8	178
訪問入浴	8	172	8	178
介護予防訪問看護	309	1,176	314	1,303
訪問看護(介護保険)	327	15.988	331	17.448
		17,164		
訪問看護	327		331	18,751
介護予防訪問リハ	58	86	61	96
訪問リハ	73	1,179	75	1,368
訪問リハ	73	1,265	75	1,464
■訪問系サービス合計	669	38,315	681	41,156
介護予防通所介護	200	2,189	229	2,476
通所介護	217	9,868	244	10,898
通所介護計	217	12,057	244	13,374
介護予防通所リハ	215	2,209	205	2,297
通所リハ	227	12,203	222	12,694
通所リハ	227	14,412	222	14,991
療養通所介護	2	10	1	7
■通所系サービス合計	446	26,479	467	28,372
介護予防短期入所生活介護(併設型事業所)	19	79	23	96
短期入所生活介護(併設型事業所)	24	1,243	29	1,410
介護予防短期入所生活介護(単独型事業所)	15	38	16	1,410
短期入所生活介護(単独型事業所)	18	1,144	21	1,401
短期入所生活介護	42	2,504	50	2,953
介護予防短期入所療養介護	43	12	44	21
短期入所療養介護	52	1,424	50	1,426
短期入所療養介護	52	1,436	50	1,447
■短期入所サービス合計	94	3,940	100	4,400
介護予防特定施設入居者生活介護	4	7	4	6
特定施設入居者生活介護	4	95	4	103
特定施設入居者生活介護	4	102	4	109
介護予防福祉用具貸与	24	378	24	487
福祉用具貸与	64	5,540	69	5,982
福祉用具貸与計	64	5,918	69	6,469
○居宅サービス合計	1,277	74,754	1,321	80,506
↑ 一直	50	7,351	55	7,755
月設了仍又後事業 (地域已位下成为) 居宅介護支援事業	534		536	
	334	43,868	330	45,818
ッ 受託予防ケアプラン (*) 再提 ** *******************************	21	3,764		3,860
(*再掲:特定事業所加算算定分)	24	2,784	90	12,435
○介護予防·居宅介護支援合計	584	54,983	591	57,433
老人福祉施設	15	1,084	17	1,149
老人保健施設	37	2,876	38	2,979
介護療養型医療施設	16	689	13	610
○施設合計 ○施設合計	68	4,649	68	4,738
夜間対応型訪問介護	0	0	1	21
介護予防認知症対応型通所介護	31	9	35	8
認知症对応型通所介護	52	837	57	908
認知症対応型通所介護	52	846	57	916
介護予防小規模多機能居宅介護	12	17	17	23
小規模多機能居宅介護				365
		95/1		303
	19	254	24	200
小規模多機能居宅介護	19 19	271	24	388
小規模多機能居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	19 19 23	271 0	24 24	0
小規模多機能居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護	19 19 23 39	271 0 494	24 24 42	0 538
小規模多機能居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護 認知症対応型生活介護 認知症対応型生活介護	19 19 23 39 39	271 0 494 494	24 24 42 42	0 538 538
小規模多機能居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護 認知症対応型生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	19 19 23 39 39	271 0 494 494 0	24 24 42 42 1	0 538 538 16
小規模多機能居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護 認知症対応型生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護福祉施設	19 19 23 39 39 0	271 0 494 494 0 0	24 24 42 42 1 1	0 538 538 16 29
小規模多機能居宅介護	19 19 23 39 39	271 0 494 494 0	24 24 42 42 1	0 538 538 16

※「事業基本調査」より

介謹収益/事業収益比推移(医科法人)

,		ΛЩ/	77		レンしょロ	י עוי:	(1 2.2. 4.1	14/	,
	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
A法人	7.4	8.6	10.3	11.2	11.8	11.3	11.3	11.0	11.3
B法人	10.3	11.0	12.9	14.7	15.2	16.6	19.3	19.1	19.3
C法人	7.9	9.8	12.0	13.7	17.7	16.7	15.8	16.8	17.3
D法人	19.4	23.1	26.9	30.5	33.6	33.4	32.3	32.7	33.8
E法人	19.7	22.0	25.1	28.1	32.0	33.5	34.4	34.8	35.9
計	8.3	9.8	11.5	12.6	13.3	13.3	13.5	13.3	13.7

※「経営実態調査」より

介護施設・事業所一覧

			_	
	2002年	2005年	2008年	2010年
特養ホーム	9	13	16	19
老健施設	33	38	41	47
ケアハウス	7	8	9	8
グループホーム	4	29	35	36
訪問看護ステーション	415	387	344	342
ヘルパーステーション	137	154	164	159

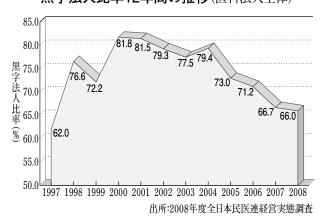
※2002年、2005年、2008年は、「現勢調査」データより(各年1月) ※2010年は、全日本民医連理事会報告より(1月)

黒字・赤字法人分類別推移

*年度途中開業・規模変更法人を含む

	年度	A法人	B法人	C法人	D法人	E法人	合計
	1999	51	17	4	18	32	122
	2000	53	23	4	22	28	130
	2001	53	21	3	22	33	132
黒	2002	53	21	4	23	29	130
黒字法人数	2003	49	19	6	23	27	124
人	2004	54	19	4	24	26	127
数	2005	49	20	3	19	28	119
	2006	43	17	3	21	32	116
	2007	49	19	4	11	25	108
	2008	46	21	2	18	20	107
	1999	10	13	1	11	12	47
	2000	8	8	1	6	6	29
	2001	10	7	2	7	4	30
赤	2002	10	6	2	7	9	34
赤字法人数	2003	14	7	0	8	7	36
人	2004	9	8	2	4	10	33
数	2005	13	7	3	10	11	44
	2006	19	12	3	7	6	47
	2007	13	10	2	17	12	54
	2008	16	8	4	10	17	55
	1999	83.6	56.7	80.0	62.1	72.7	72.2
	2000	86.9	74.2	80.0	78.6	82.4	81.8
	2001	84.1	75.0	60.0	75.9	89.2	81.5
 	2002	84.1	77.8	66.7	76.7	76.3	79.3
法	2003	77.8	73.1	100.0	74.2	79.4	77.5
黒字法人率%)	2004	85.7	70.4	66.7	85.7	72.2	79.4
(%)	2005	79.0	74.1	50.0	65.5	71.8	73.0
(,,,,	2006	69.4	58.6	50.0	75.0	84.2	71.2
	2007	79.0	65.5	66.7	39.3	67.6	66.7
	2008	74.2	72.4	33.3	64.3	54.1	66.0

黒字法人比率12年間の推移(医科法人全体)



【法人分類】

B C D E 法人 …150床以上の病院を含む統 …149床以下の病院を含む統一経営 :単独病院

…診療所のみの統一経営

·単独診療所

職種別職員数の推移

T職員 3,290.0 3,287.5 3,102.2 △ 185.3 94.4 △ 187.8 94.3 平成機員 769.6 668.2 769.8 101.6 115.2 0.2 100.0 10.9 10.6 115.2 0.2 100.0 10.9 10.6 115.2 0.2 100.0 10.9 10.6 115.2 0.2 100.0 10.9 10.9 10.5 10.5 10.9 10.9 10.5 10.9 10.9 10.9 10.9 10.5 10.9			Mh TI	2005年	2007年	2009年	前回	比較	4年	比較
東上職員 769.6 668.2 769.8 101.6 115.2 0.2 100.0 歯科医師 非正職員 323.4 315.9 329.6 13.7 104.3 6.2 101.9 非正職員 29.6 33.4 27.2 △ 6.2 81.4 △ 2.4 91.8 薬 剤師 2,468.8 2,538.0 2,616.8 78.8 103.1 148.0 106.0 保健師 286.2 298.3 414.3 116.0 138.9 128.1 144.7 助産師 324.5 326.0 346.7 20.7 106.3 22.2 106.8 指護師 18,207.3 18,901.0 19,299.3 398.3 102.1 1,092.0 106.0 推看護師 18,207.3 18,901.0 19,299.3 398.3 102.1 1,092.0 106.0 推看護師 18,207.3 18,901.0 19,299.3 398.3 102.1 1,092.0 106.0 推看護師 18,207.3 1,459.1 138.1 110.5 △ 194.0 88.3		Ą	職 種				増減数	増減率	増減数	増減率
新上に職員	圧	施	正職員	3,290.0	3,287.5	3,102.2	△ 185.3	94.4	△ 187.8	94.3
東正職員	四	Þih	非正職員	769.6	668.2	769.8	101.6		0.2	
乗止戦員 29.6 33.4 27.2 △6.2 81.4 △2.4 91.8	#E#10	产体	正職員	323.4	315.9	329.6	13.7	104.3	6.2	101.9
程師 286.2 298.3 414.3 116.0 138.9 128.1 144.7 助産師 324.5 326.0 346.7 20.7 106.3 22.2 106.8 有護師 18.207.3 18.901.0 19.299.3 398.3 102.1 1,092.0 106.0 16.8 14 有護師 18.207.3 18.901.0 19.299.3 398.3 102.1 1,092.0 106.0 16.8 14 有護解析財者 1,653.1 1,321.0 1,459.1 138.1 110.5 △194.0 88.3 介護福祉士 3,449.5 5,035.0 6,205.9 1,170.9 123.3 2,756.4 179.9	图科	즈베	非正職員	29.6	33.4	27.2	△ 6.2	81.4	△ 2.4	91.8
おけられる	薬剤	」師		2,468.8	2,538.0	2,616.8	78.8	103.1	148.0	106.0
看護			保健師	286.2	298.3	414.3	116.0	138.9	128.1	144.7
看護師 18.207.3 18.901.0 19.299.3 398.3 102.1 1.092.0 106.0 准着護師 3.864.7 3.848.0 3.756.9 △91.1 97.6 △107.8 97.2 16.6 ○			助産師	324.5	326.0	346.7	20.7	106.3	22.2	106.8
看護業務補助者	看	護	看護師	18,207.3	18,901.0	19,299.3	398.3		1,092.0	106.0
看護業務補助者			准看護師		3,848.0	3,756.9	△ 91.1	97.6	△ 107.8	97.2
↑ 護福社士 3,449.5 5,035.0 6,205.9 1,170.9 123.3 2,756.4 179.9			看護業務補助者	1,653.1	1,321.0	1,459.1	138.1		△ 194.0	88.3
その他の介護職 2,164.2 2,500.0 2,539.2 39.2 101.6 375.0 117.3						6,205.9	1,170.9	123.3	2,756.4	179.9
その他の介護職 2,164.2 2,500.0 2,539.2 39.2 101.6 375.0 117.3	介	護	ホームヘルパー	3,221.4	3,124.0	3,129.2	5.2	100.2	△ 92.2	97.1
 歯科 歯科技工士 181.9 177.3 171.9 45.4 97.0 40.0 94.5 68.1 49.4 87.9 42.1 97.1 放射線 診療放射線技師 4.9 7.8 7.8 7.8 7.8 40.5 93.6 2.4 149.9 62.0 100.2 418.7 98.2 100.2 418.7 98.2 100.2 418.7 98.2 149.9 427.0 98.3 424 149.9 427.0 98.3 42.4 149.9 427.0 98.3 40.0 1,577.8 410.2 99.4 427.0 98.3 38.1 110.7 81.1 123.5 110.7 81.1 123.5 110.7 81.1 123.5 110.7 81.1 123.5 110.7 81.1 110.7 81.1				2,164.2	2,500.0	2,539.2	39.2	101.6	375.0	117.3
歯科業務補助者 70.2 77.5 68.1 △ 9.4 87.9 △ 2.1 97.1 放射線 診療放射線技師 1,035.7 1,015.0 1,017.0 2.0 100.2 △ 18.7 98.2 診療 X線技師 4.9 7.8 7.3 △ 0.5 93.6 2.4 149.9 検 音			歯科衛生士	692.7	696.2	674.1	△ 22.1	96.8	△ 18.6	97.3
放射線 診療放射線技師 1,035.7 1,015.0 1,017.0 2.0 100.2 △18.7 98.2 診療X線技師 4.9 7.8 7.3 △0.5 93.6 2.4 149.9 株 音 臨床検査技師 1,604.8 1,588.0 1,577.8 △10.2 99.4 △27.0 98.3 衛生検査技師 32.0 13.1 12.2 △0.9 93.1 △19.8 38.1 臨床工学技士 345.2 385.2 426.3 41.1 110.7 81.1 123.5	歯	科	歯科技工士	181.9	177.3	171.9	△ 5.4	97.0	△ 10.0	94.5
検 音 原来 X線技師 4.9 7.8 7.3 △ 0.5 93.6 2.4 149.9 14.1 14.5 14.9			歯科業務補助者	70.2	77.5	68.1	△ 9.4	87.9	△ 2.1	97.1
検 音 原来 X線技師 4.9 7.8 7.3 △ 0.5 93.6 2.4 149.9 14.1 14.5 14.9	th 44	↓ 4 白	診療放射線技師	1,035.7	1,015.0	1,017.0	2.0	100.2	△ 18.7	98.2
検 査 臨床検査技師 1,604.8 1,588.0 1,577.8 △10.2 99.4 △27.0 98.3 衛生検査技師 32.0 13.1 12.2 △0.9 93.1 △19.8 38.1 国床工学技士 345.2 385.2 426.3 41.1 110.7 81.1 123.5 世学療法士 989.8 1,352.0 1,788.0 436.0 132.2 798.2 180.6 作業療法士 825.4 1,008.0 1,284.2 276.2 127.4 458.8 155.6 視能訓練士 50.8 50.6 64.6 14.0 127.8 13.8 127.2 言語聴覚士 167.0 238.9 309.8 70.9 129.7 142.8 185.5 義肢装具士 0.0 0.0 1.0 1.0 1.0 1.0 マッサージ師 61.2 45.2 38.5 △6.7 85.2 △22.7 62.9 鍼灸師 86.3 78.2 66.2 △12.0 84.7 △20.1 76.7 繁養士 166.4 128.0 119.5 △8.5 93.4 △46.9 71.8 調理師 1,181.8 1,139.0 1,097.7 △41.3 96.4 △84.1 92.9 調理員 603.4 619.0 694.6 75.6 112.2 91.2 117.4 その他の技術員 427.3 384.0 338.3 △45.7 88.1 △89.0 79.2 その他の技術員 427.3 384.0 338.3 △45.7 88.1 △89.0 79.2 素社会福祉士 403.1 528.3 588.6 60.3 111.4 185.5 146.0 精神保健福祉士 101.9 98.9 102.7 3.8 103.8 0.8 100.8 その他のSW 297.6 266.4 237.2 △29.2 89.0 △60.4 79.7 東務職員 10,470.6 10,831.6 11,081.0 249.4 102.3 610.4 105.8 その他の職員 1,580.7 1,330.0 1,573.8 243.8 118.3 △6.9 99.6	双 射	」称		4.9	7.8	7.3	△ 0.5	93.6	2.4	149.9
日本の表別	14	*		1,604.8	1,588.0	1,577.8	△ 10.2	99.4	△ 27.0	98.3
リハビリ 作業療法士 視能訓練士 養養士 大養士 日のの 日のの 日のの 日のの 日のの 日のの 日のの 日のの 日のの 日の		_	衛生検査技師	32.0		12.2	△ 0.9	93.1	△ 19.8	38.1
リハビリ 作業療法士 視能訓練士 養養士 大養士 日のの 日のの 日のの 日のの 日のの 日のの 日のの 日のの 日のの 日の	臨床	L学!		345.2	385.2	426.3	41.1	110.7	81.1	123.5
リハビリ 視能訓練士 50.8 50.6 64.6 14.0 127.8 13.8 127.2 言語聴覚士 167.0 238.9 309.8 70.9 129.7 142.8 185.5 義肢装具士 0.0 0.0 1.0 1.0 1.0 1.0 マッサージ師 61.2 45.2 38.5 △6.7 85.2 △22.7 62.9 鍼灸師 86.3 78.2 66.2 △12.0 84.7 △20.1 76.7 学養士 502.1 565.5 589.4 23.9 104.2 87.3 117.4 栄養士 166.4 128.0 119.5 △8.5 93.4 △46.9 71.8 調理員 603.4 619.0 694.6 75.6 112.2 91.2 115.1 その他の技術員 427.3 384.0 338.3 △45.7 88.1 △89.0 79.2 社会福祉士 403.1 528.3 588.6 60.3 111.4 185.5 146.0 S W 精神保健福祉士 101.9 98.9 102.7 3.8 103.8 0.8 100.8 オ神保健福祉士 101.9 297.6 266.4 237.2 △29.2 89.0 △60.4 79.7 東務職員 10,470.6 10,831.6 11,081.0 249.4 102.3 610.4 105.8 その他の職員 1,580.7 1,330.0 1,573.8 243.8 118.3 △6.9 99.6				989.8	1,352.0	1,788.0	436.0	132.2	798.2	180.6
リハビリ 信能訓練士 言語聴覚士 167.0 50.8 50.6 64.6 14.0 127.8 13.8 127.2 言語聴覚士 167.0 238.9 309.8 70.9 129.7 142.8 185.5 義肢装具士 0.0 0.0 1.0 1.0 1.0 マッサージ師 61.2 45.2 38.5 △ 6.7 85.2 △ 22.7 62.9 鍼 灸 師 86.3 78.2 66.2 △ 12.0 84.7 △ 20.1 76.7 栄養士 502.1 565.5 589.4 23.9 104.2 87.3 117.4 栄養士 166.4 128.0 119.5 △ 8.5 93.4 △ 46.9 71.8 調理師 1,181.8 1,139.0 1,097.7 △ 41.3 96.4 △ 84.1 92.9 調理員 603.4 619.0 694.6 75.6 112.2 91.2 115.1 その他の技術員 427.3 384.0 338.3 △ 45.7 88.1 △ 89.0 79.2 社会福祉士 403.1 528.3 588.6 60.3 111.4 185.5 146.0 S W 特神保健福祉士 101.9 98.9 102.7 3.8 103.8 0.8 100.8 <			作業療法士	825.4	1,008.0	1,284.2	276.2	127.4	458.8	155.6
言語聴覚士 167.0 238.9 309.8 70.9 129.7 142.8 185.5	リハヒ	ごリ	視能訓練士			64.6	14.0	127.8	13.8	127.2
マッサージ師 61.2 45.2 38.5 △ 6.7 85.2 △ 22.7 62.9 鍼 灸 師 86.3 78.2 66.2 △ 12.0 84.7 △ 20.1 76.7				167.0	238.9	309.8	70.9	129.7	142.8	185.5
鍼灸師 86.3 78.2 66.2 △12.0 84.7 △20.1 76.7 管理栄養士 502.1 565.5 589.4 23.9 104.2 87.3 117.4 栄養士 166.4 128.0 119.5 △8.5 93.4 △46.9 71.8 調理師 1,181.8 1,139.0 1,097.7 △41.3 96.4 △84.1 92.9 調理員 603.4 619.0 694.6 75.6 112.2 91.2 115.1 その他の技術員 427.3 384.0 338.3 △45.7 88.1 △89.0 79.2 社会福祉士 403.1 528.3 588.6 60.3 111.4 185.5 146.0 下			義肢装具士	0.0	0.0	1.0	1.0		1.0	
栄養士 502.1 565.5 589.4 23.9 104.2 87.3 117.4 栄養士 166.4 128.0 119.5 △ 8.5 93.4 △ 46.9 71.8 調理師 1,181.8 1,139.0 1,097.7 △ 41.3 96.4 △ 84.1 92.9 調理員 603.4 619.0 694.6 75.6 112.2 91.2 115.1 その他の技術員 427.3 384.0 338.3 △ 45.7 88.1 △ 89.0 79.2 社会福祉士 403.1 528.3 588.6 60.3 111.4 185.5 146.0 S W 精神保健福祉士 101.9 98.9 102.7 3.8 103.8 0.8 100.8 その他のSW 297.6 266.4 237.2 △ 29.2 89.0 △ 60.4 79.7 保育士 333.8 240.1 226.5 △ 13.6 94.3 △ 107.3 67.9 事務職員 10,470.6 10,831.6 11,081.0 249.4 102.3 610.4 105.8 その他の職員 1,580.7 1,330.0 1,573.8 243.8 118.3 △ 6.9 99.6			ジ師	61.2	45.2	38.5	△ 6.7	85.2	△ 22.7	62.9
栄養士 166.4 128.0 119.5 △ 8.5 93.4 △ 46.9 71.8 調理師 1,181.8 1,139.0 1,097.7 △ 41.3 96.4 △ 84.1 92.9 調理員 603.4 619.0 694.6 75.6 112.2 91.2 115.1 その他の技術員 427.3 384.0 338.3 △ 45.7 88.1 △ 89.0 79.2 社会福祉士 403.1 528.3 588.6 60.3 111.4 185.5 146.0 S 料神保健福祉士 101.9 98.9 102.7 3.8 103.8 0.8 100.8 その他のSW 297.6 266.4 237.2 △ 29.2 89.0 △ 60.4 79.7 保育士 333.8 240.1 226.5 △ 13.6 94.3 △ 107.3 67.9 事務職員 10,470.6 10,831.6 11,081.0 249.4 102.3 610.4 105.8 その他の職員 1,580.7 1,330.0 1,573.8 243.8 118.3 △ 6.9 99.6	鍼灸	師		86.3		66.2		84.7		76.7
来 章 調理師 1,181.8 1,139.0 1,097.7 △ 41.3 96.4 △ 84.1 92.9 調理員 603.4 619.0 694.6 75.6 112.2 91.2 115.1 その他の技術員 427.3 384.0 338.3 △ 45.7 88.1 △ 89.0 79.2 社会福祉士 403.1 528.3 588.6 60.3 111.4 185.5 146.0 S W 精神保健福祉士 101.9 98.9 102.7 3.8 103.8 0.8 100.8 その他のSW 297.6 266.4 237.2 △ 29.2 89.0 △ 60.4 79.7 保育士 333.8 240.1 226.5 △ 13.6 94.3 △ 107.3 67.9 事務職員 10,470.6 10,831.6 11,081.0 249.4 102.3 610.4 105.8 その他の職員 1,580.7 1,330.0 1,573.8 243.8 118.3 △ 6.9 99.6										
調理員 1,181.8 1,139.0 1,097.7 公41.5 90.4 公84.1 92.9 表の他の技術員 427.3 384.0 338.3 公45.7 88.1 公89.0 79.2 社会福祉士 403.1 528.3 588.6 60.3 111.4 185.5 146.0 S W	兴	恙					△ 8.5			
その他の技術員 427.3 384.0 338.3	木	食								
S 社会福祉士 403.1 528.3 588.6 60.3 111.4 185.5 146.0 財神保健福祉士 101.9 98.9 102.7 3.8 103.8 0.8 100.8 その他のSW 297.6 266.4 237.2 △ 29.2 89.0 △ 60.4 79.7 保育士 333.8 240.1 226.5 △ 13.6 94.3 △ 107.3 67.9 事務職員 10,470.6 10,831.6 11,081.0 249.4 102.3 610.4 105.8 その他の職員 1,580.7 1,330.0 1,573.8 243.8 118.3 △ 6.9 99.6										
S W 精神保健福祉士 101.9 98.9 102.7 3.8 103.8 0.8 100.8 その他のSW 297.6 266.4 237.2 △ 29.2 89.0 △ 60.4 79.7 保育士 333.8 240.1 226.5 △ 13.6 94.3 △ 107.3 67.9 事務職員 10,470.6 10,831.6 11,081.0 249.4 102.3 610.4 105.8 その他の職員 1,580.7 1,330.0 1,573.8 243.8 118.3 △ 6.9 99.6	その作	世の打								
その他のSW 297.6 266.4 237.2 △ 29.2 89.0 △ 60.4 79.7 保育士 333.8 240.1 226.5 △ 13.6 94.3 △ 107.3 67.9 事務職員 10,470.6 10,831.6 11,081.0 249.4 102.3 610.4 105.8 その他の職員 1,580.7 1,330.0 1,573.8 243.8 118.3 △ 6.9 99.6						588.6	60.3	111.4	185.5	146.0
保育士 333.8 240.1 226.5 △13.6 94.3 △107.3 67.9 事務職員 10,470.6 10,831.6 11,081.0 249.4 102.3 610.4 105.8 その他の職員 1,580.7 1,330.0 1,573.8 243.8 118.3 △6.9 99.6	S	W	精神保健福祉士							
事務職員 10,470.6 10,831.6 11,081.0 249.4 102.3 610.4 105.8 その他の職員 1,580.7 1,330.0 1,573.8 243.8 118.3 △ 6.9 99.6			その他のSW							
その他の職員 1,580.7 1,330.0 1,573.8 243.8 118.3 \triangle 6.9 99.6										
					10,831.6			102.3	610.4	
合計 62,268.9 65,060.0 68,152.5 3,092.5 104.8 5.883.6 109.4			哉員							
	合	計		62,268.9	65,060.0	68,152.5	3,092.5	104.8	5,883.6	109.4

注■ 医師、歯科医師以外は「正職員数」+「非正職員の正職員換算数」。 2003年より現勢調査が隔年となったため、前回から4年比較を掲載(以前は5年比較)。 2005年より「ホームヘルパー」は登録ヘルパーを含めた人数となっている。

新卒・初期研修医受入総数の推移

	医師受入数
卒業年	新卒数/受入総数(人)
1998年	101/113
1999年	94/107
2000年	96/114
2001年	102/122
2002年	110/118
2003年	92/98
2004年	155/164
2005年	183/197
2006年	143/161
2007年	133/146
2008年	118/135
2009年	127/143

新卒看護師受入数の推移

新卒	看護師受入数
卒業年	受入数(人)
1997年卒	1,248
1998年卒	1,168
1999年卒	1,207
2000年卒	1,193
2001年卒	1,051
2002年卒	957
2003年卒	1,041
2004年卒	943
2005年卒	975
2006年卒	900
2007年卒	858
2008年卒	776
2009年卒	892
2006年卒 2007年卒 2008年卒	900 858 776

^{*}保健師・助産師を含む

民医連綱領

私たち民医連は、無差別・平等の医療と福祉の実現をめざす組織です。

戦後の荒廃のなか、無産者診療所の歴史を受けつぎ、医療従事者と労働者・農民・地域の人びとが、各地で「民主診療所」をつくりました。そして1953年、「働くひとびとの医療機関」として全日本民主医療機関連合会を結成しました。

私たちは、いのちの平等を掲げ、地域住民の切実な要求に応える医療を実践し、介護と福祉の事業へ活動を広げてきました。患者の立場に立った親切でよい医療をすすめ、生活と労働から疾病をとらえ、いのちや健康にかかわるその時代の社会問題にとりくんできました。また、共同組織と共に生活向上と社会保障の拡充、平和と民主主義の実現のために運動してきました。

私たちは、営利を目的とせず、事業所の集団所有を確立し、民主的運営をめざして活動しています。

日本国憲法は、国民主権と平和的生存権を謳い、基本的人権を人類の多年にわたる自由獲得の成果であり永久に侵すことのできない普遍的権利と定めています。

私たちは、この憲法の理念を高く掲げ、これまでの歩みをさらに発展させ、すべての人が等しく尊重される社会をめざします。

- 一. 人権を尊重し、共同のいとなみとしての医療と介護・福祉をすすめ、人びとのいのちと健康を 守ります
- 一. 地域・職域の人びとと共に、医療機関、福祉施設などとの連携を強め、安心して住み続けられるまちづくりをすすめます
- 一. 学問の自由を尊重し、学術・文化の発展に努め、地域と共に歩む人間性豊かな専門職を育成します
- 一. 科学的で民主的な管理と運営を貫き、事業所を守り、医療、介護・福祉従事者の生活の向上と 権利の確立をめざします
- 一、国と企業の責任を明確にし、権利としての社会保障の実現のためにたたかいます
- 一. 人類の生命と健康を破壊する一切の戦争政策に反対し、核兵器をなくし、平和と環境を守ります

私たちは、この目標を実現するために、多くの個人・団体と手を結び、国際交流をはかり、共同組織と力をあわせて活動します。

2010年2月27日全日本民主医療機関連合会 第39回定期総会